筑後市地域防災計画

風水害対策編

令和6年8月改定

筑後市防災会議

【目 次】

編	章	H	節	ページ
		第1節	目的	1
	第1章	第2節	計画の性格	2
	総則	第3節	計画の構成	2
		第4節	用語	2
第1編	第2章 計画の運用と推進			4
総則		第1節	位置、地形・地質及び気象	6
	第3章 市の概況	第2節	社会的状況	6
	113 00 19961016	第3節	過去の災害	7
		第1節	実施責任	7
	第4章 防災関係機関等の	第2節	防災関係機関の処理すべき業務の大綱 及び市民・事業所のとるべき措置	10
	業務大綱	第3節	市民及び事業所等の基本的責務	22
	第1章 防災基盤の強化	第1節	河川対策計画	23
		第2節	ため池対策計画	26
		第3節	高潮等対策計画	26
		第4節	火災予防計画	28
		第5節	都市防災化計画	30
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第6節	建築物及び文化財等災害予防計画	31
		第7節	電気施設、ガス施設災害予防計画	32
第2編 災害予防計画		第8節	上水道、下水道施設予防計画	33
		第9節	交通施設災害予防計画	34
		第1節 市民が行う防災対策		37
	第2章 市民等の防災力の 向上	第2節	自主防災体制の整備計画	38
		第3節	企業等防災対策の促進計画	42
		第4節	防災知識普及啓発	45
		第5節	防災訓練計画	50
		第6節	市民の心得	53

		第1節 広域応援・受援体制等整備計画	56
		第2節 防災施設・資機材等整備計画	57
		第3節 災害救助法等運用体制整備計画	63
		第4節 気象等観測体制整備計画	63
		第5節 情報通信施設等整備計画	63
		第6節 広報・広聴整備計画	68
		第7節 二次災害の防止体制整備計画	69
		第8節 避難体制等整備計画	70
		第9節 交通・輸送体制整備計画	78
		第 10 節 帰宅困難者支援体制整備計画	81
	第3章	第 11 節 医療救護体制整備計画	84
	効果的な応急活動	第12節 要配慮者安全確保体制整備計画	88
	のための事前対策	第 13 節 災害ボランティアの活動環境等整備 計画	95
		第 14 節 災害備蓄物資等整備・供給計画	98
		第 15 節 住宅の確保体制整備計画	103
		第 16 節 保健衛生・防疫体制整備計画	104
		第 17 節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備 計画	104
		第 18 節 農業災害予防計画	106
		第 19 節 危険物等災害予防計画	107
		第 20 節 複合災害の予防	108
		第 21 節 防災関係機関における業務継続計画	108
		第1節 組織体制の確立	110
		第2節 自衛隊災害派遣要請計画	120
第3編 災害応急対策 計画	第1章 応急活動体制の確立	第3節 応援要請計画	129
		第4節 救助法適用計画	132
		第5節 要員確保計画	135
		第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画	136
	第2章	第1節 防災気象情報等伝達計画	140
	災害応急対策活動	第2節 被害情報等収集伝達計画	148
		第3節 広報・広聴計画	151

第 5 節 水防計画 166 第 6 節 消防計画 167 第 7 節 核田計画 168 第 8 節 医療教練計画 169 第 9 節 給水計画 172 第 10 節 食料供給計画 174 第 12 節 交通対策計画 176 第 12 節 交通対策計画 178 第 13 節 緊急輸送計画 181 第 16 節 嬰配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 181 第 16 節 嬰配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 187 第 18 節 遺体搜索及切取容埋葬計画 189 第 19 節 障害物除去計画 191 第 20 節 文教対策計画 191 第 20 節 文教対策計画 191 第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 200 第 27 節 衰率(加速災害忘急対策計画 210 第 27 節 衰率(高力致計画 213 第 2 章 交通施設災害応急対策計画 214 第 2 章 交叉音应急对策計画 215 第 2 章 交叉音应急对策計画 215 第 2 章 资本等の生活再 25 節 後及者合験の整備 220 第 3 章 管页头者等の生活再 25 節 被及者合験の整備 220 第 3 節 生活相談 221			第4節 避難計画	152
第 7 節 挟出計画 168 第 8 節 医療教護計画 169 第 9 節 給水計画 172 第 10 節 食料供給計画 174 第 11 節 生活必需品等供給計画 176 第 12 節 交通対策計画 178 第 13 節 緊急輸送計画 179 第 14 節 防疫対策計画 181 第 15 節 保健計画 183 第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 187 第 18 節 遺体搜索及び収容埋葬計画 189 第 19 節 障害物除去計画 191 第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 26 節 二次災害防止計画 200 第 27 節 農業災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 26 第 26 第 27 節 農業災害応急対策計画 215 第 27 節 農業災害応急対策計画 215 第 2 章 淡水青師 215 第 2 章 淡水青砂生活再 215 第 2 章 淡水青砂生活再 217 第 3 章 線災者の指定 217 第 3 章 線災者の生活再 220 第 2 節 被災者 3 を持足の整備 220			第5節 水防計画	166
第 2 章			第6節 消防計画	167
第 9 節 給水計画 172 第 10 節 食料供給計画 174 第 11 節 生活必需品等供給計画 176 第 12 節 交通対策計画 178 第 13 節 緊急輸送計画 179 第 14 節 防疫対策計画 181 第 15 節 保健計画 183 第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援 185 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 187 第 18 節 遺体搜索及び収容埋葬計画 187 第 18 節 遺体搜索及び収容埋葬計画 199 第 20 節 文教対策計画 191 第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 27 章 農業災害応急対策計画 210 第 26 節 三次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1 章 復旧・復興の基本 方針 第 2 章 資源後援者等の生活再 2 章 後災者等の生活再 2 章 後災者等の生活再 2 章 後災者等の生活再 2 章 後災者等の整備 2 章 第 4 種 2 章 第 4 種 2 章 第 2 章 生证和整 2 章 2 章 生证和整 2 章 2 章 生证和整 2 章 2 章 2 章 2 章 生证和整 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2 章 2			第7節 救出計画	168
第 2 章 災害応急対策活動 第 10 節 食料供給計画 174 第 12 節 交通対策計画 178 第 13 節 緊急輸送計画 179 第 14 節 防疫対策計画 181 第 15 節 保健計画 183 第 16 節 要配慮者 (避難行動要支援者)支援 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 187 第 18 節 遺体搜索及び収容埋葬計画 189 第 19 節 障害物除去計画 191 第 20 節 文教対策計画 191 第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 200 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 200 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2 章 災害復旧・後興の基本 方針 第 2 章 災害復旧事業の推 進費の 第 3 章 被災者等の生活再 第 3 章 被災者等の生活再 第 4 編 災害復旧事業の推 進費の 激素 2 9 次語を急対策計画 215 第 2 9 次語を過程を登備 2 20 第 2 9 次記を登備 2 20			第8節 医療救護計画	169
第11節 生活必需品等供給計画 176 第12節 交通対策計画 178 第13節 緊急輸送計画 181 第15節 保健計画 183 第16節 要配慮者(避難行動要支援者)支援計画 185 計画 第17節 安否情報の提供計画 第17節 安子情報の提供計画 187 第18節 遺体搜索及び収容埋葬計画 189 第19節 障害物除去計画 191 第20節 文教対策計画 196 第21節 応急仮設住宅建設等計画 196 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第26節 二次災害防止計画 216 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第2章 復日・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 復日・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 復日・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 第2章 別養災害体日事業の推定 215 第2節 激甚災害の指定 217 第1節 確認託明書の発行 219 第2節 被災者等の生活再建等の 220 第2節 被災者行帳の整備 220 第2節 被災者行帳の整備 220			第9節 給水計画	172
第11節 生活必需品等供給計画 176 第12節 交通対策計画 178 第13節 緊急輸送計画 181 第14節 防疫対策計画 181 第15節 保健計画 183 第16節 要配慮者 (避難行動要支援者) 支援 計画 第17節 安不情報の提供計画 185 第18節 遺体搜索及び収容埋葬計画 189 第19節 障害物除去計画 191 第20節 文教対策計画 193 第21節 応急仮設住宅建設等計画 196 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第26節 二次災害防止計画 210 第26節 二次災害防止計画 213 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第2章 第1節 複旧事業計画 215 第2章 第1節 復旧事業の推 第2節 激甚災害の指定 217 第1節 罹災証明書の発行 219 第2節 被災者等の生活再 建等の 第2節 被災者台帳の整備 220		第2章	第 10 節 食料供給計画	174
第13節 緊急輸送計画 179 第14節 防疫対策計画 181 第15節 保健計画 183 第16節 要配慮者(避難行動要支援者)支援計画 185 第17節 安否情報の提供計画 187 第18節 遺体搜索及び収容埋葬計画 189 第19節 障害物除去計画 191 第20節 文教対策計画 193 第21節 応急仮設住宅建設等計画 196 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第24節 ライフライン応急対策計画 206 第25節 交通施設災害応急対策計画 210 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第2章 復旧・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 復田・復興の基本方針 第1節 復旧事業計画 215 第2節 激甚災害の指定 217 第1節 福災証明書の発行 219 第2節 被災者等の生活再建等の 220 第2節 被災者行帳の整備 220 第2節 被災者行帳の整備 220			第 11 節 生活必需品等供給計画	176
第 14 節 防疫対策計画 181 第 15 節 保健計画 第 15 節 保健計画 第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 187 第 18 節 遺体捜索及び収容埋葬計画 189 第 19 節 障害物除去計画 191 第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第 24 節 ライフライン応急対策計画 202 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2 節 漢書後旧・復興の基本 第 1 節 基本方針 215 第 2 章 後書後旧事業の推進 第 2 章 後書後旧事業の推進 第 2 章 後書後日事業の推進 第 2 章 後妻子の告定 第 3 章 後災者告帳の整備 220 第 3 章 法任和政整 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			第 12 節 交通対策計画	178
第 15 節 保健計画 第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 第 17 節 安否情報の提供計画 第 18 節 遺体捜索及び収容埋葬計画 第 19 節 障害物除去計画 第 19 節 障害物除去計画 第 20 節 文教対策計画 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 202 第 24 節 ライフライン応急対策計画 202 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2 章 復旧・復興の基本方針 第 2 章 復旧・復興の基本方針 第 2 章 復田事業の推進 第 1 節 基本方針 第 2 章 復田事業の推進 第 1 節 種次書の指定 第 2 節 演進災害の指定 第 2 節 強災者台帳の整備 第 2 20 第 2 節 被災者台帳の整備 第 2 20			第 13 節 緊急輸送計画	179
第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 第 18 節 遺体捜索及び収容埋葬計画 第 19 節 障害物除去計画 第 20 節 文教対策計画 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策 計画 第 26 節 二次災害防止計画 第 26 節 二次災害防止計画 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2 章 災害復旧・復興の基本 方針 第 2 章 災害復旧事業の推 進 第 1 節 復旧事業計画 第 2 章 災害復旧事業の推 進 第 1 節 復旧事業計画 第 2 章 災害復日事業の推 進 第 1 節 復旧事業計画 第 2 節 激甚災害の指定 第 1 節 罹災証明書の発行 第 2 節 不受発育の整備 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			第 14 節 防疫対策計画	181
# 計画			第 15 節 保健計画	183
# 計画 第 17 節 安否情報の提供計画 第 18 節 遺体捜索及び収容埋葬計画 第 18 節 遺体捜索及び収容埋葬計画 第 19 節 障害物除去計画 第 19 節 交換対策計画 第 20 節 文教対策計画 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 第 26 節 三次災害防止計画 第 26 節 三次災害防止計画 第 27 節 農業災害応急対策計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 2 章 第 2 章 第 2 節 後近等の指定 第 2 節 激甚災害の指定 第 2 節 被災者台帳の整備 2 20 第 3 章 被災者台帳の整備 2 20			第 16 節 要配慮者(避難行動要支援者)支援	185
第18節 遺体捜索及び収容埋葬計画 189 第19節 障害物除去計画 191 第20節 文教対策計画 193 第21節 応急仮設住宅建設等計画 196 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 計画 206 第26節 二次災害防止計画 213 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第2章 復旧・復興の基本方針 第1節 基本方針 215 第2章 災害復旧事業の推進 第1節 復旧事業計画 215 第2節 激甚災害の指定 217 第1節 罹災証明書の発行 219 第2節 被災者等の生活再建等の 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 体廷和整 220				
第19節 障害物除去計画 191 第20節 文教対策計画 193 第21節 応急仮設住宅建設等計画 196 第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第24節 ライフライン応急対策計画 206 第25節 交通施設災害応急対策計画 210 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第2章 災害復旧・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 災害復旧事業の推進 第1節 復旧事業計画 第2章 災害復旧事業の推進 第2節 激甚災害の指定 第3章 被災者等の生活再建等の 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 被災者台帳の整備 220 第3節 体活和整 221				187
第 20 節 文教対策計画 193 第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第 24 節 ライフライン応急対策計画 206 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2章 災害復旧・復興の基本 方針 第 1 節 基本方針 第 2章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 節 淡甚災害の指定 217 第 3 章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 使活用熱 221				189
第 21 節 応急仮設住宅建設等計画 196 第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第 24 節 ライフライン応急対策計画 206 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 2章 復旧・復興の基本方針 第 1 節 基本方針 215 第 2章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 節 激甚災害の指定 217 第 3 章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 供災和野書の発行 220 第 3 節 供災和整備 220				191
第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画 200 第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 計画 第 24 節 ライフライン応急対策計画 206 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1 章 復旧・復興の基本方針 第 1 節 基本方針 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 2 節 激甚災害の指定 217 第 3 章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 供送工明書の発行 220 第 3 節 供送和整備 220			第 20 節 文教対策計画	193
第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 202 第 24 節 ライフライン応急対策計画 206 第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1章 復旧・復興の基本方針 第 1 節 基本方針 第 2章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 節 淡甚災害の指定 217 第 3 章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 生活和診 221			第 21 節 応急仮設住宅建設等計画	196
第24節 ライフライン応急対策計画 206 第25節 交通施設災害応急対策計画 210 第26節 二次災害防止計画 213 第26節 二次災害防止計画 213 第27節 農業災害応急対策計画 214 第1章 復旧・復興の基本方針 第1節 基本方針 第2章 災害復旧事業の推進 第1節 復旧事業計画 第2章 災害復旧事業の推進 第2節 激甚災害の指定 第3章 被災者等の生活再建等の 第2節 被災者台帳の整備 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 体活和熱 221			第 22 節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画	200
第 25 節 交通施設災害応急対策計画 210 第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1章 復旧・復興の基本方針 第 1 節 基本方針 第 2章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2章 災害復旧事業の推進 第 2 節 激甚災害の指定 217 第 3章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 佐活相談 221				202
第 26 節 二次災害防止計画 213 第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1章 復旧・復興の基本 方針 第 1 節 基本方針 215 第 2章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2章 災害復旧事業の推進 第 2 節 激甚災害の指定 217 第 3章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 体災者台帳の整備 220 第 3 節 体活相談 221			第 24 節 ライフライン応急対策計画	206
第 27 節 農業災害応急対策計画 214 第 1 章 復旧・復興の基本 方針 第 1 節 基本方針 215 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 1 節 復旧事業計画 215 第 2 章 災害復旧事業の推進 第 2 節 激甚災害の指定 217 第 3 章 被災者等の生活再建等の 第 2 節 被災者台帳の整備 220 第 3 節 生活相談 221			第 25 節 交通施設災害応急対策計画	210
第1章 復旧・復興の基本 方針 第1節 基本方針 215 第2章 災害復旧事業の推 進 第1節 復旧事業計画 215 第2章 災害復旧事業の推 進 第2節 激甚災害の指定 217 第3章 被災者等の生活再 建等の 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 体活相談 221			第 26 節 二次災害防止計画	213
第4編 災害復旧・復興 計画第1節 基本方針215第2章 災害復旧事業の推進第1節 復旧事業計画215第2節 激甚災害の指定217第3章 被災者等の生活再建等の第2節 被災者台帳の整備220第3節 体活相談220			第 27 節 農業災害応急対策計画	214
第4編 災害復旧・復興 計画 災害復旧事業の推 進 第2節 激甚災害の指定 217 第3章 被災者等の生活再 建等の 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 体活相談 220		復旧・復興の基本	第1節 基本方針	215
第4編 災害復旧・復興 計画 進 第2節 激甚災害の指定 217 第1節 罹災証明書の発行 219 第2節 被災者台帳の整備 220 第3節 生活相談 221	災害復旧·復興	災害復旧事業の推 進 第3章 被災者等の生活再 建等の	第1節 復旧事業計画	215
計画第1節 罹災証明書の発行219第3章 被災者等の生活再建等の第2節 被災者台帳の整備220第3節 生活相談221			第2節 激甚災害の指定	217
被災者等の生活再 第2節 被災者台帳の整備 220 221			第1節 罹災証明書の発行	219
建等の 第3節 生活和談 221			第2節 被災者台帳の整備	220
\^\(\mathcal{Q}\)			第3節 生活相談	221
第4節 女性のための相談 222			第4節 女性のための相談	222

		第5節 雇用機会の確保	222
		第6節 義援金品の受付及び配分等	223
		第7節 生活資金の確保	226
		第8節 郵政事業の特例措置	228
		第9節 租税の徴収猶予、減免等	229
		第 10 節 災害弔慰金等の支給等	231
		第 11 節 災害時の風評による人権侵害等を防	232
		止するための啓発	232
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	233
		第1節 復興計画作成の体制づくり	236
	第5章 復興計画	第2節 復興に対する合意形成	236
		第3節 復興計画の推進	236

第1編 総則

第1章 総則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市域における防災(災害予防、災害応急対策及び復旧・復興)に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、住民がその有する全機能を有効に発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、市民が自ら災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 1 本市の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生 を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図 ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保すると ともに、これと併せて、市民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の 精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的 に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確 に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することによ り、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害 の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を支援すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を 図ること。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県地域防災計画との整合性を図り、策定する筑後市地域防 災計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める ときはこれを補完及び修正する。したがって、防災関係機関は関係のある事項について、市防災 会議に計画の修正案を提出する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係 機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこ の計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

第3節 計画の構成

筑後市地域防災計画は、「風水害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成する。 この計画の構成は、以下のとおりとする。

- 1 総 則
- 2 災害予防計画
- 3 災害応急対策計画
- 4 災害復旧・復興計画

第4節 用語

本計画において次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 基 本 法 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

2 救 助 法 災害救助法(昭和22年法律第118号)

3 激 甚 法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(昭和37年法律第150号)

4 県 福岡県

5 市 筑後市

6 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 基本法第2条第3号から第6号までの規定によるそれぞれの機関

7 県防災計画 福岡県地域防災計画

8 市防災計画 筑後市地域防災計画

9 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が、防災基本計画に基づき作成

する防災に関する計画

- 10 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の防災施策 において特に配慮を要する者
- 11 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に 自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を 図るため特に支援を要する者

第2章 計画の運用と推進

1 計画の修正及び更新

今後、防災基本計画、防災業務計画、県防災計画が修正された場合や防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。

2 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画段階での防災上の検討

防災関係機関は、各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び 災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を 行うとともに、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に 記載するよう努める。

ア 当該地域の地形地盤条件の考慮

イ 災害危険への影響

ウ 施策・事業計画における防災上の効果等

(2) 施策・事業の総合調整

防災関係機関は、複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行うものとする。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

3 計画の習熟及びマニュアルの整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成 否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市及び防災関係機関の職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、 必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておくものとする。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練や研修を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

4 計画の推進

市の関係部署はもとより、各防災関係機関及び住民は、できる限り前述の意見を尊重し、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとし、計画の推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の

連携強化を戦略的に行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・ 方針決定過程において、女性や高齢者等の参画を拡大する。

5 計画の周知

この計画は、市及び防災機関関係の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底するものとする。

第3章 市の概況

第1節 位置、地形・地質及び気象

1 位置

本市は、福岡県南部に位置し、東を八女市、広川町に、南をみやま市、柳川市に、西を大木町に、北を久留米市にそれぞれ接している東西 7.5 km、南北 8.2 kmにわたる区域であり、総面積は 41.78 km²である。

2 地形・地質

本市は、東から西にむかって緩い傾斜を持った標高 $5 \sim 40$ mの平坦地であり、市の南部に矢部川が蛇行して西に流れ、有明海に注いでいる。また、これに並行して花宗川と山ノ井川が市の中央部を横断して流れ、そのほか小規模河川や水路が網の目状に張り巡らされた穀倉地帯である。

表層地質は、北東部の台地に「表土+砂礫+岩盤」が見られるほか、台地の南側の沖積層に泥層を 主とした地域が広がっているが、大半は砂層を主とする地域によって構成されている。

3 気象

本市は、内陸型気候区に属し、年平均気温は15 \mathbb{C} \sim 16 \mathbb{C} であるが、寒暖の差が大きく一日の温度差も著しい。降雨量は年間 1800 mm前後であるが、6、7月ごろの梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降る。また、<math>8、9 月は、台風の常襲地域でもある。

第2節 社会的状況

1 人 口

国勢調査では、2010 (平成22) 年まで人口は増加基調であったが、2015 (平成27) 年は減少に転じていたが2020 (令和2) には、48,827人と2010 (平成22) より315人増加している。世帯数においても、核家族化や単身世帯の影響により増加となっている。その影響で世帯人員は、1985 (昭和60)年より1.26人減少し、2.60人となっている。

本市の年齢別人口構成は、男女ともに「団塊の世代」を含む 60~69 歳の人口が多くなっており、 少子高齢化の構造となっている。2020(令和2年)年の年齢階層別人口構成は、年少人口(14歳以下)が14.5%、生産年齢人口(15~64歳以下)が58.4%、高齢人口(65歳以上)が27.0%となっている。

また、1985 (昭和 60) 年と比べると、年少人口及び生産年齢人口の割合は6~7ポイント減少し、 高齢人口の割合は2倍となっている状況である。

2 交 通

市の中央をJR鹿児島本線が南北に縦断し、羽犬塚駅・西牟田駅・筑後船小屋駅の3駅を有し、また九州新幹線(鹿児島ルート)も市の中央を南北に伸びており、市南部に筑後船小屋駅を有している。

また、JR鹿児島本線と並行して国道209号が走り、市の中央部を東西に走る国道442号と交差し、さらに、市の東部には九州縦貫自動車道が南北に走っている。八女市との境には八女インターチェンジがあり、交通の要衝となっている。

主要都市までの距離は、県都福岡市まで約50km、久留米市まで12km、大牟田市まで23km、八女市まで6km、大川市まで12kmである。

第3節 過去の災害

1 風水害

○昭和28年 西日本水害

1953年(昭和28年)6月25日から6月29日にかけて、九州北部地を中心とした梅雨前線を原因とする集中豪雨による水害。河川の氾濫により、流域に多くの被害をもたらした。この水害により九州北部の治水対策が根本から改められることとなった。

(5日間の総雨量568.7mm羽犬塚観測所)

○平成3年 台風 17号、19号

1991年(平成3年)9月に発生した台風17号、19号はともに長崎県付近に上陸し、筑後市内においても暴風により甚大な被害が生じた。

○平成24年 九州北部豪雨

2012年(平成24年)7月11日から14日にかけて九州北部を中心に発生した集中豪雨による水害。河川の氾濫により、矢部川流域を中心に市内各地で冠水被害をもたらした。

○令和元年 8月豪雨

2019年(令和元年)8月27日から28日、前線と湿った空気の影響で九州北部を中心に記録的な大雨となった。山ノ井川の徳久橋下流において、溢水し、藤島、秋松、及び停車場一帯が浸水した。

○令和2年 台風10号

2020年(令和2年)9月1日に発生した台風10号は、発達しながら6日から7日にかけて勢力を維持して奄美地方から九州に接近した。避難者は、過去最大の延べ1、808名に達した。

○令和5年7月大雨

2023年(令和5年)7月10日、九州北部に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。羽犬塚校区、水田校区などで浸水被害が発生した。

【被害状況】

	豆 八			台風	台風	九州北部	令和元年	令和2年	令和5年
	区	分		17号	19号	豪雨	8月豪雨	台風10号	7月大雨
	死	者	人		1				
人的被害	行力	方不明者	人						
被害	負傷者	重傷	人	9	4				
	者	軽 傷	人	1 2	2 3				1
	刍	と 壊	棟	1	1 2				
住	4	上 壊	棟	1 2	2 2 3				
住家被害	_	部破損	棟	3, 448	8, 610				
害	床	上浸水	棟			2 2	2 0		6
	床	下浸水	棟			1 1 9	5 9		3 1
非住家	公	共建物	棟		2	3	2	6	
学家	7	その他	棟	6 5	2 1 8		3 7	1 2	1 8
災	害救」	助法の適用	刊	無	有	有	無	無	有

第4章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 実施責任

1 市防災会議

市防災会議は、市長を会長として基本法第16条及び市防災会議条例(昭和41年条例第20号)に規定する機関の長等を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。また、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

- (1) 会 長 市 長
- (2) 委員
 - ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - イ 福岡県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - ウ 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 才 教育長
 - カ 消防長及び消防団長
 - キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - ケ その他市長が必要と認める者

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、災害が市町村の区域をこえて広範囲にわたるとき、または、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、市を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、その活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力

して、市の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図ると ともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災 活動に協力する。住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

第2節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が防災に関して処理する業務及び市 民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
	【災害予防】
	・防災会議に係る事務に関すること
	・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
	・防災施設の整備に関すること
	・防災に係る教育、訓練に関すること
	・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	・受援体制の確立に関すること。
	・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
	・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
市	・給水体制の整備に関すること
	・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関する
	こと
	・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること。
	・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関するこ
	ح ا
	・住民の自発的な防災活動の促進に関すること
	・災害危険区域の把握に関すること
	・各種災害予防事業の推進に関すること
	・防災知識の普及に関すること

- ・要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保に関すること
- ・企業等の防災対策の促進に関すること
- ・災害ボランティア受入体制の整備に関すること
- ・帰宅困難者対策の推進に関すること

【災害応急対策】

- ・災害時の応急対策に関すること
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- ・災害時における文教、保健衛生に関すること
- ・災害広報及び被災者からの相談に関すること
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関すること
- ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関すること
- ・復旧資機材の確保に関すること
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること
- ・災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること
- ・市所管施設の被災状況調査に関すること

【災害復旧】

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
- ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること
- ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
- ・義援金品の受領・配分に関すること

2 県及び県警察本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
	【災害予防】
	・防災会議に係る事務に関すること
	・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
(III	・防災施設の整備に関すること
県	・防災に係る教育、訓練に関すること
	・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
	・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
	・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること

- ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・要配慮者(避難行動要支援者)の安全確保に関すること
- ・緊急消防援助隊調整本部に関すること
- ・企業等の防災対策の促進に関すること
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- ・災害ボランティアの受入体制の整備に関すること
- ・帰宅困難者対策の推進に関すること
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること

【災害応急対策】

- ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指 示、調整に関すること
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- ・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- ・自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること
- ・福岡県所管施設の被災状況調査に関すること

【災害復旧】

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
- ・物価の安定に関すること
- ・義援金品の受領、配分に関すること
- ・災害復旧資材の確保に関すること
- ・災害融資等に関すること

	【災害予防】
	・災害警備計画に関すること
	・警察通信確保に関すること
	・関係機関との連絡協調に関すること
	・災害装備資機材の整備に関すること
	・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
	・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
	・防災知識の普及に関すること
	【災害応急対策】
警察本部	・災害情報の収集・伝達に関すること
(筑後警察署)	・被害実態の把握に関すること
	・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
	・行方不明者の調査に関すること
	・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
	・不法事案等の予防及び取締りに関すること
	・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
	・避難路及び緊急交通路の確保に関すること
	・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
	・広報活動に関すること
	・遺体の見分・検視に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
	【災害予防】
	・警備計画等の指導に関すること
	【災害応急対策】
	・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
1 川竺豆散泰巳	・広域的な交通規制の指導調整に関すること
九州管区警察局	・他の管区警察局との連携に関すること
	・管区内指定行政機関との協力及び連絡調整に関すること
	・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること
	・警察通信の運用に関すること
	・津波警報等の伝達に関すること
	【災害応急対策】
福岡財務支局	・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること
	・国有財産の無償貸し付け等の措置に関すること

	【災害復旧】
	・地方公共団体に対する災害融資に関すること
	・災害復旧事業の査定立会い等に関すること
	・災害状況の情報収集、通報に関すること
九州厚生局	関係職員の現地派遣に関すること
	・関係機関との連絡調整に関すること
	【災害予防】
	・米穀の備蓄に関すること
	・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
	・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること
	【災害応急対策】
	・応急用食料の調達・供給に関すること
	・農業関係被害の調査・報告に関すること
	・災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること
九州農政局	・種子及び飼料の調達・供給に関すること
	【災害復旧】
	・被害農業者等に対する融資等に関すること
	・農地・施設の復旧対策の指導に関すること
	・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
	・土地改良機械の緊急貸付けに関すること
	・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
	技術者の緊急派遣等に関すること
	【災害予防】
 九州農政局	・応急用食料の備蓄に関すること
福岡地域センター	- 心忌用良料の哺童に関すること - 【災害応急対策】
福岡地域にグラー	
	・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること
	【災害予防】
	・事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
九州経済産業局	【災害応急対策】
	・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
	・罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
	・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
	【災害復旧】
	・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
	・被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関すること

	【災害予防】
	・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関するこ
九州産業保安	ح ا
監督部	【災害応急対策】
	・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関す
	ること
	【災害予防】
	・交通施設及び設備の整備に関すること
	・宿泊施設等の防災設備に関すること
	【災害応急対策】
九州運輸局	・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
(福岡運輸支局)	・災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
	・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
	・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
	・緊急輸送命令に関すること
	【災害予防】
	・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること
大阪航空局	・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること
(福岡・北九州	【災害応急対策】
空港事務所)	・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること
	・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
	【災害予防】・【災害応急対策】
	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
	・気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水
福岡管区気象台	象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
	・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
	・地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること
	・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
	【災害予防】
九州総合通信局	・非常通信体制の整備に関すること
	・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
	・災害時における通信機器の貸し出しに関すること
	【災害応急対策】
	・災害時における電気通信の確保に関すること
	・非常通信の統制、管理に関すること
	・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

	【災害予防】
	・事業場における災害防止のための指導監督に関すること
	・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関す
	ること
福岡労働局	【災害応急対策】
	・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
	【災害復旧】
	・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっ
	せん等に関すること
	【災害予防】
	・気象観測通報についての協力に関すること
	・防災上必要な教育及び訓練等に関すること
	・災害危険区域の選定又は指導に関すること
	・防災資機材の備蓄、整備に関すること
	・雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること
	・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
	・水防警報等の発表及び伝達に関すること
	・港湾施設の整備と防災管理に関すること
	【災害応急対策】
	・洪水予警報の発表及び伝達に関すること
九州地方整備局	・水防活動の指導に関すること
	・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
	・災害広報に関すること
	・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
	・緊急物資及び人員輸送活動に関すること
	・海上の流出油に対する防除措置に関すること
	・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる災害地映像提供に関するこ
	ح ا
	・災害対策用車両(照明車、排水ポンプ車等)の貸与に関すること
	【災害復旧】
	・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
	・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること
	【災害応急対策】
	・災害時における防衛省(本省)との連携調整
九州防衛局	・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

	【災害応急対策】	
国土地理院	・災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること	
九州地方測量部	【災害復旧】	
	・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること	
九州地方環境 事務所	【災害予防】	
	・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること	
	・環境監視体制の支援に関すること	
	【災害復旧】	
	・災害廃棄物等の処理対策に関すること	

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	【災害予防】		
陸上自衛隊	・災害派遣計画の作成に関すること		
西部方面混成団	・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること		
第4高射特科大隊	【災害応急対策】		
(久留米駐屯部隊)	・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の		
	支援、協力に関すること		

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
西日本電信電話	【災害予防】		
株式会社	・電気通信設備の整備と防災管理に関すること		
(九州支店)	・応急復旧用通信施設の整備に関すること		
NTTコミュニケー	【災害応急対策】		
ションズ株式会社	・津波警報・気象警報の伝達に関すること		
KDDI株式会社	・災害時における重要通信に関すること		
ソフトバンク	・災害関係電報、電話料金の減免に関すること		
テレコム株式会社			
株式会社NTTドコモ			
(九州支社)			
ソフトバンク			
モバイル九州支社			
日本銀行 (福岡支店)	【災害予防・災害応急対策】・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること		

	【災害予防】		
	・災害医療体制の整備に関すること		
日本赤十字社	・災害医療用薬品等の備蓄に関すること		
(福岡県支部)	【災害応急対策】		
	・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること		
	・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること		
	【災害予防】		
	・防災知識の普及に関すること		
	・災害時における放送の確保対策に関すること		
	【災害応急対策】		
日本放送協会	・気象予警報等の放送周知に関すること		
(福岡放送局)	・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること		
	・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること		
	・災害時における広報に関すること		
	【災害復旧】		
	・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること		
	【災害予防】		
	・管理道路の整備と防災管理に関すること		
西日本高速道路	【災害応急対策】		
株式会社	・管理道路の疎通の確保に関すること		
	【災害復旧】		
	・被災道路の復旧事業の推進に関すること		
日本通運株式会社	【災害予防】		
(福岡支店)	・緊急輸送体制の整備に関すること		
福山通運株式会社	【災害応急対策】		
佐川急便株式会社	災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること		
ヤマト運輸株式会社	【災害復旧】		
西濃運輸株式会社	・復旧資機材等の輸送協力に関すること		
	【災害予防】		
西部瓦斯株式会社	・ガス施設の整備と防災管理に関すること		
	・導管の耐震化の確保に関すること		
	【災害応急対策】		
	・災害時におけるガスの供給確保に関すること		
	【災害復旧】		
	・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること		

	【災害予防】	
九州電力送配電 株式会社	・電力施設の整備と防災管理に関すること	
	【災害応急対策】	
	・災害時における電力の供給確保に関すること	
(八女配電事業所)	【災害復旧】	
	・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること	
	【災害応急対策】	
日本郵便株式会社	・災害時における郵便事業運営の確保	
(九州支社)	・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策	
	及びその窓口業務の確保	
	【災害予防】	
	・鉄道施設の防火管理に関すること	
	・輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること	
九州旅客鉄道	【災害応急対策】	
株式会社	・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関す	
林 八云江	ること	
	・災害時における鉄道通信施設のりように関すること	
	【災害復旧対策】	
	・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること	
【災害応急対策】		
独立行政法人	・災害時における国立病院機構の医療班の派遣又は派遣準備に関すること	
国立病院機構	・広域災害における国立病院機構からの医療班の派遣に関すること	
	・災害時における国立病院機構の災害情報収集、通報に関すること	

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	【災害予防】		
	・災害知識の普及に関すること		
株式会社西日本新聞社	・災害時における報道の確保対策に関すること		
株式会社朝日新聞社	【災害応急対策】		
株式会社毎日新聞社	・気象予警報等の報道周知に関すること		
株式会社読売新聞社	・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること		
他	・災害時における広報に関すること		
	【災害復旧】		
	・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること		

RKB毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社CROSS FM 株式会社TVQ九州放送 ラブェフェム国際放送 株式会社 公益社団法人 福岡県医師会 (一般社団法人八女	【災害予防】 ・災害知識の普及に関すること ・災害時における放送の確保対策に関すること 【災害応急対策】 ・気象予警報等の放送周知に関すること ・避難所等への受信機の貸与に関すること ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ・災害時における広報に関すること 【災害復旧】 ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること 【災害予防・災害応急対策】 ・災害時における医療救護の活動に関すること ・負傷者に対する医療活動に関すること	
筑後医師会)		
福岡県歯科医師会 (一般社団法人八女 筑後歯科医師会)	【災害予防】・歯科医療救護活動体制の整備に関すること【災害応急対策】・災害時の歯科医療救護活動に関すること	
公益社団法人福岡県看護協会	【災害予防】 ・災害看護についての研修や訓練に関すること。 【災害応急対策】 ・要配慮者への支援に関すること。 ・避難所等における看護活動に関すること。 ・災害支援看護職の要請・受入れ等の支援に関すること。	
【災害予防】 ・患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関すること 【災害応急対策】 ・災害医療救護活動に関すること ・災害医療救護活動に関すること ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関すること ・医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関すること ・指定避難所等での被災者支援(服薬指導等)に関すること ・その他公衆衛生活動に関すること		
福岡県トラック協会	【災害予防】 ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること	

一般社団法人福岡県LPガス協会	【災害予防】
	・LPガス施設の整備と防災管理に関すること
	・LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること
	【災害応急対策】
	・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
	【災害復旧】
	・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	【災害予防】
	・社会福祉法人・施設を対象とした防災訓練の実施
	・職員や住民の災害に対する意識の向上を図る
	【災害応急対策】
	・福祉の観点から要配慮者への支援を充実すること
	・災害ボランティアの活動体制強化に関すること
	・福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組み

7 市民・事業所のとるべき措置

機関の名称	事務又は業務の大綱		
	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災		
市民	対策を講ずること		
	2 市が行う防災事業に協力するよう努めること		
	1 災害対策本部が行う農林関係の被害調査等応急対策の協力に関するこ		
	ح		
福岡八女農業協同組合	2 農産物等の災害対策の指導に関すること		
	3 農業施設の災害応急対策及び復旧に関すること		
	4 食糧、飼料、肥料等の確保及びあっせんに関すること		
	1 災害対策本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、		
 筑後商工会議所	あっせん等についての協力に関すること		
- 外後何上云硪 []	2 災害時における物価安定についての協力に関すること		
	3 救助用物資及び復旧用資材確保の協力及びあっせんに関すること		
	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者		
	(1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること		
防災上重要な	(2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること		
施設の管理者	2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱い		
	を行う施設の管理者		
	(1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること		
	(2) 施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること		

	3 社会福祉施設、学校等の管理者
	(1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること
	(2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること
	市が実施する防災事業に協力するとともに、事業所活動の維持を図るた
その他の事業所	め、おおむね次の事項を実施する
	1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施
	2 従業員に対する防災教育訓練の実施
	3 防災組織体制の整備
	4 施設の防災対策及び応急対策の実施
	5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第3節 市民及び事業所等の基本的責務

市民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日頃から自主的に災害に備えるものとする。また、災害時には自主的な総合救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

事業所等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持(燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等)、地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成等の防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 河川対策計画

大雨、洪水等の自然災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、河川、クリーク対策を実施するとともに、計画的な予防対策事業の執行を図る。

また、河川対策計画として、洪水等による水害を予防するため、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備及び維持管理等の河川管理体制を進める。

更に、水害については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災協議会」、「筑後川・矢部川流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等の関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

また、「筑後市流域治水プロジェクト推進会議」を設置し、流域治水の更なる推進に向けた施策の 検討等を行う。

1 河川情報施設の強化

所管部署:水路課、防災安全課

国及び県管理の河川においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとと もに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められている。

市においては、国の重要水防箇所(矢部川)及び県の重要水防箇所(花宗川、山ノ井川)が増水等の情報を受けた場合は、迅速な警戒体制の確立を図る。

また、周囲に比べて氾濫の危険性が相対的に高い20箇所に設置している危機管理型水位計及び 監視カメラの情報を市民に対し、適時・適切に情報提供を行い、早急な水防活動や住民の適切な避難 判断を支援する。

※危機管理型水位計…洪水時の水位観測に特化した低コストの水位計。

2 維持管理の強化

所管部署:水路課

平常から中小河川等を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度にとどめるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

消防水利の不足は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及びクリーク等の浚渫を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 避難体制の整備

所管部署:庶務班、広報・情報班、要支援者支援班

(1) 避難情報発令

避難情報の発令については、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、市民の生命又は身体を守り、住民の早期の避難行動につながるよう、災害の発生危険度に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を段階的に発令する。

ア 高齢者等避難(警戒レベル3)

災害が発生するおそれがある状況において、市長が必要と認めるとき、高齢者等(※)に危険な場所からの避難を促すため、必要な地域に対し高齢者等避難を発令する。

※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者

イ 避難指示(警戒レベル4)

災害の発生するおそれが高い状況において、市長が必要と認めるとき、全住民に危険な場所からの 避難を促すため、必要な地域に対し避難指示を発令する。

ウ 緊急安全確保(警戒レベル5)

市内で災害が発生又は切迫し、人的被害の発生する可能性が非常に高いと市長が判断した場合は、 必要な地域に対し緊急安全確保を発令する。

【警戒レベル及び避難情報等】

警戒レベル	避難情報等	住民が取るべき行動
#6-100		○命の危険 直ちに安全確保!
	緊急安全確保	・指定緊急避難場所等への立退き避難することが
警戒レベル5	(市が発令)	かえって危険である場合、安全を確保する行動をと
		る。
	避難指示 (市が発令)	○危険な場所から全員避難
警戒レベル4		・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安
		全確保)する。
警戒レベル3	高齢者等避難 (市が発令)	○危険な場所から高齢者等は避難
		・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は
		屋内安全確保)する。
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	○自らの避難行動を確認
		・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リス
		ク、避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確
		認するとともに、避難情報の把握手段を再確認す
		る。
警戒レベル1	早期注意情報	○災害への心構えを高める。
	(気象庁が発表)	・防災気象情報等の最新情報に注意する。

(2) 避難情報の伝達方法

避難情報は、ちくごコミュニティ無線、市及び消防署の広報車、インターネット等全 <u>13</u>種類の情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道(県を通じて要請)により、地域住民に確実に伝達し当該区域住民の安全確保を図る。

高齢者等など避難行動要支援者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・ 周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

4 道路・家屋等の浸水対策

所管部署:道路課

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道の対策促進や家屋 等の浸水対策に取り組む。

5 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 所管部署: 防災安全課、総務広報課

(1) 洪水浸水想定区域の指定

河川管理者は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川及び洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、その水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川(以下「洪水予報河川等」という。)について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地にかかる河川については、過去の浸水 実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等への浸水想定の情報を提供するよう努めるものとする。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市防災計画において、少なくとも当該洪水浸水 想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る ために必要な事項並びに要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要 なものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。なお、名称及び所在 地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪 水予報等の伝達方法を定める。

(2) 洪水浸水想定区域における避難措置の住民への周知

市は、市町村防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難 経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保 を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場 等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザ ードマップ)を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明する など、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(3) 市防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応(施設の所有者・管理者)

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自営水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自営水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第2節 ため池対策計画

所管部署:水路課

国が「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(以下、特措法)」を 施行(令和2年10月)したことにより、防災重点農業用ため池の見直しを行った。

本市内の農業用ため池は全部で 8 箇所あり、このうち 7 箇所が防災重点農業用ため池に選定されている。

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、施設の点検を計画的に行うものとする。特に、防災重点農業用ため池については、特措法に係る推進計画に基づき、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価を実施し、堤体のリスク評価や下流への影響を踏まえ、順次、改修工事を行っていく。さらに、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、市で作成しているハザードマップを市ホームページ等により広く住民へ周知する。

第3節 高潮等対策計画

所管部署:防災安全課・水路課

1 高潮浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 高潮浸水想定区域の指定

県は、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸

水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

市は、高潮浸水想定区域の指定のあったときは、市防災計画において、高潮情報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに要配慮者利用施設で高潮時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は管理者から申し出があった施設で高潮時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する高潮予報等の伝達方法を定めるものとする。

(2) 高潮浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市は、市防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(高潮ハザードマップ)の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応

本編第1章「防災基盤の強化」第1節「河川対策計画」5「洪水浸水想定区域等の把握及び住 民等への周知」(3)に準ずる。

2 水防体制の整備

高潮等による水災を警戒し、防御するとともに、これによる被害を軽減するための水防活動は、次のとおりとする。

(1) 活動体制

- ア 水防上必要な巡視の体制
- イ 水門・樋門等に対する操作の体制
- ウ 危険箇所に対する応急措置の体制
- エ 水防上必要な資機材の調達

(2) 活動内容

ア 河川・クリーク等の巡視

災害が発生した場合、河川及びクリーク等の巡視を行い、被害状況及び水防上の危険箇所を調査する。

イ 水門・樋門等の操作

水門・樋門等の管理者(操作責任者を含む)は、高潮警報等が発表された場合は、直ちに全門 を閉鎖し、以後水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

ウ 応急措置

災害により堤防等が被害を受け、危険と認められる場合は、応急措置を講ずる。

エ 資機材の調達

資機材は、水防倉庫にあるものを使用するが、必要に応じ、現地調達を行う。

第4節 火災予防計画

所管部署:消防本部

市、県及び市消防本部は、火災の防止に関し、基本的重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、 火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

市及び市消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の充実強化を図る。

- (1) 市街地においては、人口、気象条件に応じて、消防団へ消防ポンプ自動車を配置する。
- (2) 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。
- (3) 保有している車両や施設については、状況に応じて更新することで消防力の維持強化に努める。

2 消防水利の強化

- (1) 市は「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、消火栓、防火水槽等の充実を図る。
- (2) 消防水利の不足は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及びクリーク等の浚渫を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消火施設等の保全

火災その他の災害時における行動を迅速に行うため、市消防本部は、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

4 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施に当たり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及 び防火水槽等を整備する。

5 消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資器材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、 強化を図る。消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした 団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、「消防団協力事業所表示制度」 等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

6 消防職員及び団員の教育訓練

市消防本部は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要に応じ派遣するほか、教養訓練の計画を策定し、実施する。

7 消防計画の策定

市消防本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、市消防本部の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、あらかじめ計画を定める。

8 市町相互の応援体制の強化

市消防本部は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防組織法第39条の規定に基づき 消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を 図る。また、大規模・特殊な災害の発生に際して、消防庁長官から市町村長への要請により災害活動 を行う「緊急消防援助隊」に、保有する車両を登録することで相互応援体制の整備に努める。

第2 火災予防対策

1 火災予防査察の強化

市消防本部は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、規模などに応じ計画的に実施し、 常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、 予防対策の指導を強化する。

2 防火管理者制度の推進

市消防本部は、消防法第8条の規定により防火対象物の管理権限者に対し防火管理者を定め、防火 対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点 検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導 し、防火管理者制度の推進を図る。

3 住民に対する啓発

市消防本部は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防火機器の設置・普及促進に努める。なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障害者等の住宅を優先して住宅防火診断等を推進する。

4 車両火災予防の推進

市消防本部は、一般的予防対策として人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物 対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

5 火災予防運動の推進

市消防本部は、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

- (1) 春季・秋季火災予防運動の普及啓発
- (2) 報道機関による防火思想の普及
- (3) 講習会、講演会等による一般啓発
- (4) 女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

第5節 都市防災化計画

所管部署:都市対策課

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴い新たな災害発生が予想される。

市は、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、市街地の再開発等を図ることにより都市の防災化対策を推進する。

1 公園、オープンスペース等の整備

(1) 防災公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避 難場所や広域避難場所となる公園を、関係機関と連携を図りながら、その整備拡大に努める。

(2) オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備拡大に努める。

2 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、その他の住宅団地についても防災面での指導を強化するとともに、防災拠点として利用できる団地等について把握する。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

3 民間住宅の不燃化促進

公営住宅等については不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は、依然として木造家屋を中心として 構成されており、地震火災の同時多発により避難を困難にすることがある。特に市街地で木造家屋が 密集していることに危険性が内在するものであり、建物の不燃構造に対する指導を進める。

4 開発の防災対策

開発行為の指導に当たっては、関係法令の適切な運用により地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備や防災性を配慮した開発行為が図られるよう指導する。

第6節 建築物及び文化財等災害予防計画

所管部署:契約管財課、教育総務課、社会教育課、消防本部、各施設管理課

市及び県は、所管する施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、難燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を 指導する。

1 建築物等に対する指導

市は、県及び関係機関と連携して、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上 危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓 ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の転倒防止の指導を行う。

2 公共建築物の整備補強の促進

市は、避難収容施設等の拠点となる防災上重要な公共建築物等について、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

- (1) 市は、県と協力して、学校、病院、興業場、公衆浴場、マーケット等特殊建築物及びその設備 について、定期的な所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。
- (2) 市は、県と協力して、特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、特に査察を実施し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。
- (3) 市は、県と協力して、一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター、特定の 建築設備については、その現状を調(検)査資格者等に調査させ、その結果を求め、防災上必要 な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

5 文化財災害予防対策

市及び県は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

- (1) 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るための広報活動を行う。
- (2) 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。
- (3) 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護についての指導を行う。
 - ア 防火管理体制の整備
 - イ 環境の整備
 - ウ 火気の使用制限
 - エ 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - オ 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - カ 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- (4) 防火施設等、次の事項の整備の推進とそれに対する助成措置を行う。
 - ア 消火施設
 - イ 警報設備
 - ウ その他の設備
- (5) 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- (6) 各種文化財の点検整備を行い、必要な防火対策の実施に努める。

第7節 電気施設、ガス施設災害予防計画

電気、ガスは日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの 施設整備が被害を受けた場合、その供給は緊急性を要するため、電気、ガス事業者はこれらの供給を 円滑に実施するための措置を講ずる。

第1 電気施設災害予防対策(九州電力送配電株式会社)

台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

1 防災体制

本店、支店・支社及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定める。

2 防災訓練

本店、支店及び現業機関等は、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常 事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には、積極的に参加する。

第2 ガス施設災害予防対策

風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

1 防災体制

本社及び各製造所(供給所含む)、導管を管理する事業所において、「保安規程」に基づき定められた「災害に関する規程」、「災害対策要領」、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

第8節 上水道、下水道施設予防計画

所管部署:上下水道課

市は、上下水道施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、関係機関との連携を図るとともに、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設災害予防対策

1 基本方針

生活を維持する上での基幹的都市施設である水道施設・設備については、施設の耐震性の強化により被災時の被害軽減化に努めるとともに、迅速な応急復旧が図られるよう、非常用施設・設備を充実する。

2 主な取組み

配水池や管路の更新計画を策定し、施設の安全性の確保を図る。

3 計画の内容

災害発生時における緊急の応急体制、連絡体制、復旧体制について、平時より事前に検討を行う。

- (1) 老朽管の敷設替等、主要な幹線管路の管網整備
- (2) 緊急遮断弁の施設整備の推進
- (3) 既設施設の耐震化の推進
- (4) 計画的な復旧資材の備蓄
- (5) 配水管等の管路図の整備・充実
- (6) 施設の被害調査等に必要な機材の整備
- (7) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検実施と非常時における作動確保

第2 下水道施設災害予防対策

1 基本方針

近年の市街化の進展に伴い、道路、宅地等が増加する傾向にある。その結果、地下への雨水浸透は 少なくなり、短時間に大量の雨水流出が生じるため、浸水の危険性はますます増大している。

下水道施設の被害を最小限に抑え、下水排除及び処理機能を保持するために、適正な維持管理に努め、迅速な応急復旧を図る。

2 主な取組み

- (1) 緊急連絡の体制を整えるとともに、被災時の復旧体制の確立を図る。
- (2) 緊急用機材の計画的な確保に努める。
- (3) 下水道台帳の整備、充実を図る。

3 計画の内容

(1) 連絡体制、復旧体制の確立

ア 災害対策要領等の策定

災害時の対応を定めた災害対策要領などを策定し、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急措置等をあらかじめ定めておく。また、同要領に定められた対応が確実に機能するように訓練を実施する。

イ 応急体制の整備

市下水道指定工事店の協力を得て、ライフラインの早期確保を図るための体制を整備する。また、他の地方公共団体との広域応援体制を確立する。

(2) 緊急用機材の計画的な確保

発電機などの緊急用、復旧用機材を計画的に確保する。

第9節 交通施設災害予防計画

所管部署:道路課

市は、県及び関係機関と連携のもと、災害時における道路被害を最小限に止め、交通機能を確保するため、所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行う。

また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国及び県が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携して促進を図るものとする。

1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画、啓開道路

(1) 緊急交通路

緊急交通路とは、大規模災害発生時に緊急交通路として指定する予定の道路をあらかじめ選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資する。

なお、筑後地域における緊急交通路は、次のとおり示されている。

【筑後地域における緊急交通路】

九州自動車道(九州縦貫自動車道鹿児島線)、有明沿岸道路

<参考> 県防災計画(資料編)緊急交通路指定予定一覧表

(2) 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路ネットワーク計画とは、緊急交通路等を十分踏まえ、基幹的な道路並びにこれらの 道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連絡する道路を選定し、災害発生時には 道路啓開を優先して行うなど災害時の緊急輸送を円滑に行うための計画で、県が指定する。

(3) 啓開道路

啓開道路とは、緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐため、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。

2 予防対策

市は、次のような予防対策を進め、災害時における交通機能の確保を図る。

(1) 道路の整備

風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施 し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

イ 道路の防災工事

アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。

(2) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めるとともに、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、事前に道路啓開用資機材の整備に努める。

(3) 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として、確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(4) 道路冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防本部等との連携のもとで、適切な道路管理に努める。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

所管部署:防災安全課、消防本部

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。

- 1 防災に関する知識の習得
 - (1) 台風、大雨、洪水等の災害に関する基礎知識
 - (2) 過去に発生した災害の被害状況
 - (3) 近隣の災害危険箇所の把握
 - (4) 災害時にとるべき行動(初期消火、避難情報発令時の行動、避難方法、避難所での行動、的確 な情報収集等)
 - (5) 災害教訓の伝承
- 2 防災に関する家族会議の開催
 - (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
 - (2) 非常持出品、備蓄品の選定
 - (3) 家族の安否確認方法(スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言版の活用等)
 - (4) 災害時の役割分担(非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等)等
- 3 非常用品等の準備、点検
 - (1) 食料、飲料水、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
 - (2) 3日分相当の食料、飲料水、生活必需品、毛布等の非常備蓄品
 - (3) 消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備
- 4 住宅等の安全点検、補強の実施(屋根や植木鉢の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等)
- 5 応急手当方法の習得
- 6 市、県又は地域(校区、自主防災組織等)で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加
- 7 地域(校区、自主防災組織等)が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- 8 愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

第2節 自主防災体制の整備計画

所管部署:防災安全課、消防本部

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、市及び県は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」を目標に、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図る。
- 2 市、県は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に係る主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

校区単位で地域住民が自主的に組織し、設置する。

(2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置する。

2 活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の活動内容
 - ア 自主防災組織の防災計画の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織の役割をあらかじめ防災計画書などに定めるよう努める。

- (ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- (イ) 地域住民の任務分担に関すること。
- (ウ) 防災訓練の時期・内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に

関すること。

- (カ) 避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (1) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を 活用し、啓発を行うよう努める。

主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が 活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な 内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市等と 有機的な連携を図る。また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出及び救護の訓練、災害時に利用できる医療機関の把握

家屋の倒壊等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を 習得する。また、負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる 医療機関を把握する。

(オ) 炊き出し訓練

災害時の電気などのライフラインが寸断された状況のもと、自らが炊き出しができるよう 実施する。

(カ) 災害図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し、実践するなど、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

- (キ) その他の地域の特性に応じた必要な訓練
- エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検を行うよう努める。

オ 自主防災地図(防災マップ)の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは 各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対 応行動の迅速、的確化に努める。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者 相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(ア) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地(勤労者の勤務地や学生の活動拠点等)とが異なる 市民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む市民も 少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む市民は、就業していることから比較的体力が ある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災 知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と ともに活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研 修等に努める。

(イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、行政区や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域社会では、行政区や町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となり得る。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の 普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよ う、その際に安全に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告すると ともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急 活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資

機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者がある ときは、救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療 機関を確認しておく。

エ 避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ 円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。 市街地・・・火災、落下物、危険物、河川(水路)の増水
- (4) 円滑な避難行動がとれるよう荷物は必要最小限度とする。
- (ウ) 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。
- オ 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらを円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

市は、基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組む。

- (1) 校区コミュニティ協議会等に対する助言指導を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成 に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) 自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災 士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の支援に努める。
- (4) 災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め及び広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、避難行動要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、自主防災組織の表彰を行い自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (6) 市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の校区自主防災組織等から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めるものとする。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及び理由を、当該計画提案をした住民に通知しなければならな

11

(7) 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るように努める。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

なお、素案の提案は、その内容が市防災計画に抵触するものでない場合に、提案者全員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載した提案書に、当該計画の素案、計画案を行うことができる者であることを証する書類(防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等)を添えて行うものとする。

当該素案が市防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

第3節 企業等防災対策の促進計画

所管部署:商工観光課、消防本部

災害時においては、市内事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて 重要である。市及び県は、事業所等が迅速かつ的確な行動をとり、災害後早期の業務対応ができるよ う事業継続計画(BCP)の策定を推進する。

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次 災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把 握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによる リスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を 継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所 の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策 定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との サプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント(B CM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を 提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び県、市が実 施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努めるものと する。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、市や県はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い筑後市を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と住民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近付けられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保する上でも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」(内閣府)が示した「事業継続ガイドライン第三版(平成 25 年8月)」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

3 事業継続マネジメント (BCM) の取組

企業等は、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・ 見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの 確保等を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推 進に努める。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう 的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、 企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消 防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努め る。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保(従業員の3日分以上が目安となる)
- 8 施設耐震化の推進
- 9 システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防団、地域の自主防災組織との連携・協力
- 12 要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、地震・津波等の自然災害からの避難を含む 非常災害に関する計画の作成

第3 市、県の役割

1 防災訓練

市及び県は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ企業等に対して、 訓練への参加等の呼びかけに努める。

2 事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の普及啓発

市及び県は、企業等に対して、関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催などを行い、企業等の事業継続計画の策定の推進に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市消防本部は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築

を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、「総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱」 を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所表示制度実施規則を定める。

※ 消防団協力事業所表示制度

事業所の申請、又は消防団長等の推薦があったとき、市で定める実施要綱の認定基準のいずれ かに適合しているか審査し、「消防団協力事業所表示証」を交付する制度

4 企業の防災に係る取組みの評価

市及び県は、企業の防災に係る取組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 金融的支援

第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」第1「融資計画」により、支援を行う。

6 商工会議所等との連携

市及び県は、あらかじめ商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第4節 防災知識普及啓発

所管部署:防災安全課、消防本部、学校教育課、社会教育課

災害に強いまちづくりを推進するため、市、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行う とともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わ りの中で防災に関する知識の市民への普及を推進する。

第1 市民等に対する防災知識の普及

市、県、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意しつつ、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警

報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。

市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

1 一般啓発

- (1) 啓発の内容
 - ア 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報発表時、避難指示、高齢者 等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
 - イ 過去に発生した災害被害に関する知識
 - ウ 備蓄に関する知識
 - (ア) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパ 一等の備蓄
 - (イ) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - エ 住宅等における防災対策に関する知識
 - (ア) 住宅の補強、防火に関する知識
 - (4) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、 火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
 - オ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - キ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中など)で災害発生時にとるべき行動
 - ク 浸水想定区域等に関する知識
 - ケ 緊急地震速報、防災気象情報、避難指示等に関する知識

- コ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイ アス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- サ 避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難路等の確認
- シ 避難生活に関する知識
- ス 応急手当方法等に関する知識
- セ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ソ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- タ 災害時の家庭内での連絡体制の事前確認
- チ 災害情報の正確な入手方法
- ツ 要配慮者への配慮
- テ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ト 出火の防止及び初期消火の心得
- ナ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ニ 被災地支援に関する知識(小口・根混載の支援物資を送ることは被災地方協団体の負担になる こと等)
- ヌ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に 資する行動
- ニ その他の必要な事項
- (2) 啓発の方法
 - ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
 - イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
 - ウ 映画、ビデオテープ等の利用
 - エ 講演会、講習会の実施
 - オ 防災訓練の実施
 - カ 消防団、防災士(※)を通じた啓発
 - キ 各種ハザードマップ等の利用

※防災士

社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得した ことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、 集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の 防災に寄与する意識を高める。

また、啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中では、地域の実情に即した防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施 しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに、防災教育が実 施されるならば大きな効果が期待できる。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会(防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等)を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、市及び県は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るとと もに、体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとし、学校においては、避難訓練と合わせた防 災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者の協力の下、防災に 関する計画やマニュアルの策定が行われるように促すものとする。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童・生徒が、発達段階に応じて、知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災教育に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づき、各教科等、総合的な学習の時間及び特別活動を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動
- (3) ボランティア活動を通した安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設立
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 職員に対する防災教育

市、県及び防災関係機関は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、 各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

以下に示す各種研修会を活用し、防災教育を行う。

(1) 新任研修

通常の新任職員研修の一項目として行う。

(2) 職場研修

各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- イ 各職場の初動時の活動要領の確認
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - イ 当該地域の災害特性、災害別、地域別危険度
 - ウ 過去の主な被害事例
- (2) 市防災計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担
- (3) 職員として果たすべき役割(任務分担)
- (4) 災害時の活動要領(災害対策要領)
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他の必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、出 大防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災 体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を 強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主的な研究会、連絡等を通じて防災知識等を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 市防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保管管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

市及び県は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

第6 防災意識調査

市は、住民の防災意識を把握するためアンケート調査などからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第7 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5節 防災訓練計画

所管部署:防災安全課、消防本部

市、県及び防災関係機関は、防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び 住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加と住民その他関係団体及び要配慮者 も含めた地域住民等と連携した各種災害に関する訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

1 市及び県は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び市民の協

力を得て地震、大雨等による被害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、 避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総 合的に実施する。

また、実施に当たっては、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等と連携を図るとともに、要配慮者に十分配慮する。

2 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等の広域応援協定や市町村相 互の応援協定に基づく広域合同訓練についても考慮する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

市は、応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施する。なお、訓練は、以下の要領で実施する。

- (1) 市及び県、関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統(連絡窓口)等の確認を行う。また、 協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続き等の確認を行 う。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング (個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練)、課単位での図上演習、関係機関、団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いる。
- (3) 市は、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。県は市町村が実施する住民向け図上訓練の実施指導、技術的支援を行うとともに、モデル事業を実施し、その結果等を踏まえ、図上訓練の実施手引書を作成し、その普及に努めるものとする。

2 組織動員訓練

市及び県は、災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

3 非常通信訓練

市、県及び関係機関は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難となった場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

4 水防訓練・演習

市は、水防管理団体及び県、九州地方整備局(河川事務所)と連携し、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防警報及び洪水予報等の情報伝達、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施する。

5 消防訓練

市は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常召集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。また、消防団は、本部以下の分団で組織する。

分 団 名	団 員 数	地 区
本部	2 6	筑後市一円
第一分団	5 0	羽犬塚・筑後北校区
第二分団	4 0	羽犬塚・筑後校区
第三分団	5 2	松原・西牟田校区
第四分団	4 1	古川校区
第五分団	6 0	水洗・下妻校区
第六分団	4 5	水田・古島校区
第七分団	4 2	二川校区

6 要配慮者利用施設の訓練(施設所有者又は管理者)

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練を実施する。

7 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機 材習熟訓練等、災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市及び防災関係機関は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした 次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に支援する。

また、要配慮者を含めた訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達の訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点

市及び県は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

更に訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域における避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理、すなわち、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努め、避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要性があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し、住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等へ反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題 を訓練終了後整理し、その結果を市防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6節 市民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自 覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよ う行動することが重要である。

市は、災害発生時に、市民が家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限に止めるために必要な措置をとるよう 啓発を行う。

1 家庭における心得

(1) 平常時の心得

- ア 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路など危険な箇所がないか、ハ ザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- ウ 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- エ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- オ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- カ 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。
- (2) 大雨・台風等風水害発生時の心得
- ア 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例(特に高齢者)が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

イ 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見 をせず、率先して避難する。

ウ 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近 傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確 保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上(できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物)のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

エー子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子ど もから目を離さないよう細心の注意を払う。

オ 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりに して、安全を確認しながら避難する。

カ 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

キ 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

ク 情報取集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

- ケ お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。
- (3) 竜巻災害発生時の心得
- ア 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。
 - ※ ただし、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。
- イ 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両 腕で頭と首を守る。

※ ただし、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

(4) 外出時の心得

河川付近が大雨で急に増水するケースもある。天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り 始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

2 職場における心得

- (1) 平常時の心得
- ア消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウとりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (2) 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援·受援体制等整備計画

所管部署:防災安全課、消防本部

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。また、市は、県や関係機関に迅速に応援要請が行えるよう必要な準備を整えておくとともに、受援体制の整備に努めるものとする。

市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの 物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実現できるよう、 相互被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

市及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに 広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

1 市町間の相互協力体制の整備

市は、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町と大規模災害時に備えた相互応援協定に基づき連携を図る。

2 市、県と自衛隊との連携体制の整備

市、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、 平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事 項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県及び防災関係機関は、応 急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携の 強化を図る。

また、市及び県等は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに 広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 消防機関

市消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を充実強化するとともに、 実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

4 受援体制の確立

市は、「筑後市災害時受援計画」に基づき、支援要請や受け入れを想定した訓練の実施を通じて計画の見直しを図るなど、実効性のある受援体制の確立に努める。

また、受援体制に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

5 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備する。

第2節 防災施設・資機材等整備計画

所管部署:防災安全課、都市対策課、契約管財課

市、県及び防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第1 災害対策本部体制の整備

市、県及び防災関係機関は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、 災害対策本部体制等の整備に努める。

1 初動体制の整備

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の核を、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急救助マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、試用する資機材や整備の使用方法等の習熟、他の職員、期間との連携等について徹底を図るものとする。

2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の到着を待つことなく、必要な意思決定を 行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように携帯電話(災害時優先電話仕様)の配備等連絡体制の 確保に努める。

3 災害対策本部室等の整備

市、県及び防災機関は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行うものとする。

(1) 災害対策本部の代替施設

市庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を 確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施 設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電装置

エンジン発電式のみならず、その他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行う よう努める。

- (3) 災害対策本部室、事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- (4) 災害対策本部棟防災機関施設の通信、電力等の優先復旧体制
- (5) 応急対策用地図
- (6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

4 関係機関等の参画

市及び県は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

5 人材の確保

市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

更に、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

※ クラウドサービス

自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点施設の確保・充実

市、県及び消防本部は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐震耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮する。

また、災害発生時には停電が予想されることから、市は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを災害拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定する。選定場所、基準等は次のとおりとする。

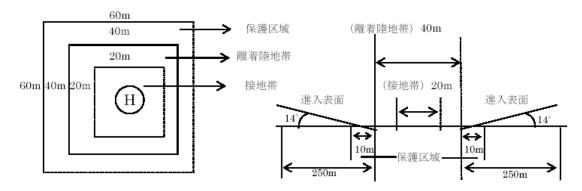
■ヘリコプター離発着場一覧

名称	所在地	名称	所在地
筑後北中学校グランド	蔵数	井原堤水辺公園	西牟田
羽犬塚中学校グランド	羽犬塚	市民の森公園	山ノ井
筑後中学校グランド	水 田	筑後広域公園	津島
八女高等学校グランド	和泉	川の駅船小屋 恋ぼたる	尾島
八女工業高等学校グランド	羽犬塚	溝口ふれあい広場	溝口
筑後市立病院	和泉	筑後市北部交流センター	蔵数

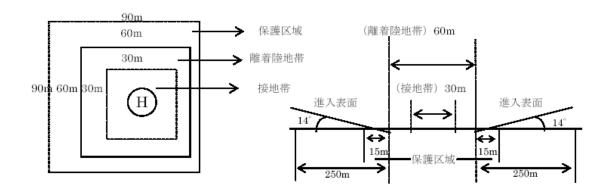
(1) 臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件を示す。

ア 中型 (AS365、ベル412 等以下) のヘリコプターの場合



イ 大型 (CH-47、A332 等以上) のヘリコプターの場合



- 注1) 離着陸地帯とは、ヘリコプターの離着陸のために設けられた設置帯を含む矩形(くけい) 部分をいう。接地帯を除き、約30m 程度までの高さを限度として、できるだけ平坦でなければならない。
- 注2)接地帯とは、離着陸地帯の一部であって、ヘリコプターが離陸浮揚では着陸接地に使用する矩形部分をいい、使用機の全長以上を一辺とする図に示す広さを目安とする。表面の傾斜は3°以下で、使用機の運航に十分耐え得る強度でなければならない。
- 注3) 保護区域とは、ヘリコプターが離着陸する際の吹き下げ流等を考慮し、安全を確保するため、離着陸地帯の外側に設けるスペースであり、図に示す幅を目安とする。
- (2) 臨時ヘリポートの標示
 - ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示
 - イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示
- (3) 危険防止上の留意事項
 - ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者 及び車両等の進入規制
 - イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等の放置禁止
 - ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置
 - エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、報告事項に変更を生じた場合にも同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離発着可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保 つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第5 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実させる。また、 備蓄(保有)資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

- (1) 特殊車両の増強
 - ア 交通規制標識車
 - イ オフロード二輪車
 - ウ トイレカー
 - エ キッチンカー
 - 才 給水車
 - カ その他災害活動に必要な車両
- (2) その他災害用装備資機材

可搬式標識、標示板等交通対策用資機材、トランシーバー型携帯型無線機、衛星携帯電話

3 備蓄(保有)資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施

(ウ) その他

イ物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他
- (2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、資機材等に損傷が発見されたときは、補充、修理等の措置を講ずる。

4 資機材等の調達

市、県及び防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講ずる。

5 保有状況の把握

市は、資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ、他の防災関係機関と情報交換を行うよう努める。

第6 備蓄物資の整備

市、県及び防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制(関係事業者との供給協力協定の提携を含む。)を整備する。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、市、県、国、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他市町等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第7 被害情報等の収集体制の整備

市及び県は、情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市、県及び国は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備しておくものとする。

第3節 災害救助法等運用体制整備計画

所管部署:福祉課、防災安全課

大規模災害の場合は、通常、救助法が適用されるが、市、県の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備する。

1 救助法の運用の習熟

(1) 救助法運用要領の習熟

市及び県は、救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 救助法実務研修会等

市は、県が実施する救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。また、市の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟を図る。

(3) 必要資料の整備

市は、県の協力のもとに、「災害救助の運用と実務」(第一法規出版)、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

2 運用マニュアルの整備

市は、救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け救助法の適用 された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 気象等観測体制整備計画

所管部署:防災安全課、消防本部

市は、県及び関係機関が発表する県下の気象等観測情報の収集体制を整備する。また、市の情報収集担当者は、観測者の観測技術の習熟及び制度の向上に努める。

第5節 情報通信施設等整備計画

所管部署:防災安全課

市及び県、防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施

設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と専門的な知見・技術を基に、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び市・県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、ちくごコミュニティ無線、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。市、県及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

市、県及び国は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第1 通信手段の種類・特徴

通信機器の特性を踏まえ、災害時の通信手段の多様化に努める。

1千 火石	サロアがしよってほ り、針側に
種 類	使用不能となる場合・特徴
ちくごコミュニティ無線(固定局)	・停電時には非常用電源で機能
	・使用不能(輻輳)になりにくい
	・相互通信が可能
ちくごコミュニティ無線(移動局)	・使用不能(輻輳)になりにくい ・相互通信が可能
NTT加入電話 (一般)	・輻輳時には通信制限がかかる ・有線施設が切断され不通になる可能性がある ・停電時でも交換機が停止しなければ使用可
IP電話	・輻輳時には通信制限がかかる ・有線施設が切断され不通になる可能性がある ・停電時は使用不可
携帯電話(一般)	・輻輳時には通信制限がかかる可能性がある (メール通信は比較的有効) ・中継局の整備破損や停電時は不通 (数時間は予備バッテリーで機能)

衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる
NTT加入電話・携帯電話 (災害時優先電話)	・回線輻輳時の発信が優先的

※ 輻輳(ふくそう)とは

交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難く、発信規制がかかること。

第2 無線通信施設等の整備

1 市の無線通信施設

(1) ちくごコミュニティ無線(市防災無線)

ちくごコミュニティ無線とは、市が、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報 伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその 整備を推進する。

- ア 市消防本部と連携し、ちくごコミュニティ無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立 を図る。
- イ 災害時において、住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、ちくごコミュニティ無線 の充実を図る。
- ウ 音声が届かない地域に対しては、放送設備の改修・整備を図る。
- エ 戸別受信機の導入・整備を推進する。
- オ ちくごコミュニティ無線と全国瞬時警報システム(J-ALERT)との連携等により災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築する。

(2) 消防·救急無線

消防・救急無線とは、管轄内における消防、救急活動、又は県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波(統制波)の整備、充実を図る。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波(主運用波)の整備、充実 を図る。
- ウ 管轄内における活動波(消防・救急波)の整備充実を図る。
- エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機等の増強を図る。

2 県の無線通信設備等

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町、消防本部及び県出先機関等の相互間における、主回線を光回線、副回線を地上無線回線とする情報通信網である。市では災害時に効果的な運用が図れるよう体制の整備を図る。

第3 衛星携帯電話・携帯電話等の活用

1 市所有の携帯電話等の貸出し等

市は災害時の通信手段の確保の為、携帯電話を保有する。

2 通信事業者による通信機器の貸出し等

県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信 事業者から通信機器(携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等)を速やかに借り受け、被災地にお ける災害応急対策活動に取り組むことができるよう通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機 器緊急貸与に関する体制整備を行う。

3 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする(訓練を含む)「災害対策用移動通信機器」を所有し、申出があった場合には迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA(移動無線)等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。

市及び県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第4 有線通信設備(災害時優先扱いの電話)の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時優先扱いの電話の整備を行う。

2 整備項目

- (1) 防災関係機関は、内部機構における災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、位置づけを的確に行う。
- (2) 西日本電信電話通信株式会社は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を更に有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。

第5 防災相互通信用無線の整備

1 基本方針

防災関係機関は、災害時に相互に通信することができるよう防災相互通信用無線の重要性を認識 し、整備、増強を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の通信を円滑に行えるよう基地局の運用体制の確保を図る。
- (2) 防災関係機関は、無線局の整備、増強を行うとともに迅速かつ的確な情報通信を行うため、運

用体制の整備、充実を行う。

第6 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充 実を行う。

2 整備項目

- (1) 県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、的確な指示が出せるよう防災情報システムの 運用体制を整備する。
- (2) 市及び県は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。(当該データの加除修正を含む。)
- (3) 防災関係機関は、防災情報システム運用体制を確立するため、資機材の整備、増強を図る。 この計画では、災害応急対策活動の基礎となる気象・地象・水象に関する注意報、警報及び気象 情報の受領及び伝達を確実に行うために、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、 連絡系統を確立することを定める。

第7 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

第8 情報通信設備の維持

1 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理

県、市町村及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム(J-ALER T)、L アラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を 定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等と の連携による通信訓練に積極的に参加することとする。

非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。

第6節 広報・広聴整備計画

所管部署:総務広報課、防災安全課

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 広報計画

関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力の下、円滑な広報にあたる。

2 運用体制の整備

市及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区(各災害危険地域)の把握
- イ 地区住民(要配慮者)の把握
- ウ 広報・広聴担当者の熟練
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートの多ルート化
- 3 市は、被災者への情報伝達手段として、特にちくごコミュニティ無線の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、ホームページ等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。
- 4 市及び県は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- 5 市及び県は、避難情報等を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)と 連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努 める。
- 6 市及び県は、通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的 な活用が図られるように普及啓発に努める。
- 7 市、県、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者 に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設等の整備を図る。
- 8 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報 について整理しておく。
- 9 市、県及び国は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

- 10 市、県、国及び公共機関は、要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在 宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避 難者、在住外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等 情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るよう 努めるものとする。
- 1 1 市は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続きについて「福岡県災害時における人的被害の公表要領」に基づいて整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する必要がある。

第3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要がある。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は、要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者を考慮した広報体制を整備するよう努める。また、聴覚障害者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど広聴体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制整備計画

所管部署:都市対策課、消防本部

市及び県は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録などの施策の推進を図る。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

市及び県は、降雨等による二次的な水害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者 (コンサルタント、県・市職員OBなど) の登録等の推進に努める。

第2 危険物施設等の災害予防

既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防する

ため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、 再点検を求める。

第8節 避難体制等整備計画

所管部署:防災安全課、関係各課

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進を図る。

また、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図る。

第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法 の習熟

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、迅速な行動がとれるよう体制を整備しておく。

1 避難誘導計画の作成と訓練

市は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市防災計画等の中に避難誘導計画を あらかじめ作成し、訓練を行う。その際、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発 生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努める。

- (1)緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する基準基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努める

とともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、 連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

また、市町村は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令基準及び発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。市は、避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 個別避難計画の策定

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」(平成25年8月)」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難支援が適切に行われるよう具体的な避難方法等についての避難行動要支援者一人ひとりに合わせた避難支援等に関する計画(個別避難計画)の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」第4「在宅の要配慮者等対策」による。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難(一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの)の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在 に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努め るものとする。また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関す る体制を構築する。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備

市長は、①洪水、②高潮、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、市長は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずる。

1 避難路の選定

- (1) 危険区域及び危険個所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な道路を選定すること。

2 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般 図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとす る。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものと する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放 を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

※指定緊急避難場所

災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準(被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの)に適合する施設又は場所

(2) 指定避難所の指定

市は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施

設の管理者の同意を得て、指定避難所として指定し、公示する。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定する。

また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指 定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等 について、事前に教育委員会等の関係部局と調整を図る。学校における指定避難所運営に関して は、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者調整を図り、適切な協力体制の構築に努める。

※指定避難所

災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設

(3) 福祉避難所の指定

市は、指定避難所の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいがある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、必要と認められる地域に、適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全性を考慮し、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難 所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である 場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、

ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の施設等の整備

- ア 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、 医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者 の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、 非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報 の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要 配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、換気、照明等の整備に努める。
- イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。
- ウ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備 の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとす
- オ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境の改善に資するパーティションや 簡易ベッドなどの必要な物資の供給体制を構築するものとする。また、災害により指定避難所等が 被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結するものとする。
- (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備
- ア 指定緊急避難場所・指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災 等により早急に駆けつけられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や必 要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で行う等、地域住民等関係者・団体との協力体制 等を整備する。
- イ 市は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所 運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- エ 市及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保ために、専門家等 との定期的な情報交換に努めるものとする。
- オ 市及び県は、「災害時健康管理支援マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児 や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管 理支援に配慮するものとする。
- カ 市及び県は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った 女性リーダー等の育成に努めるものとする。
- キ 市及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災 者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普 及、徹底を図るものとする。
- ク 市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」等を参考に、ペット同行避難について市防災計画 及び避難所運営マニュアルに反映するよう努める。
- ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適 切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受 け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

5 避難所、避難路等の住民への周知

市は、避難路・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底に努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難 に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

- (1) 防災マップの作成、配布による周知
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の公示
- (3) 市の広報誌、インターネットによる周知
- (4) 案内板等の設置による周知
 - ア 誘導標識
 - イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板
- (5) 防災訓練による周知
- (6) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (7) 避難計画に基づく避難地図(洪水ハザードマップ等)の作成、配布による周知
- (8) 自主防災組織等を通じた周知

6 多様な避難状況の把握

- (1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握
 - ア 市は、指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう福岡県避難所運営マニュアル 作成指針に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態を把

握する。

イ 市は、避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法(定まっていない場合は、市は、定めるように促す)
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市、県への連絡方法(市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。)

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力 等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら市内施設間の協力体制を整備するとともに、市域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他市町との連携に努める。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位

- イ 避難所(他の社会福祉施設含む)及び避難経路の設定並びに収容方法(自動車の活用による搬 出等)及びその指示伝達方法
- ウ 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法(定まっていない場合は、市は、定めるように促す。)
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 市、県への連絡方法(市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。)

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所について、周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

また、病院等の医療機能の維持が困難になった場合についても、入院患者の移転等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制の整備に努めるとともに、県域を越える移転が必要な場合も想定し、県との連携体制の整備に努める

4 大規模集客施設等の避難計画

大規模小売店舗、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第9節 交通·輸送体制整備計画

所管部署:建設経済部、契約管財課

第1 交通体制の整備

1 緊急通行車両の事前届出

市は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続を実施するため、あらかじめ緊急通行車両を県公安委員会に対し、事前に届け出る。

2 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。

(1) 緊急通行車両

ア 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策(次に掲げる事項をい う。)を実施するために使用される計画がある車両。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (ク) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共 機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政 機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時 に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(2) 規制除外車両

規制除外車両として事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならない車両とする。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- 工 道路啓開作業用車両
- 才 建設用重機
- カ 重機輸送車両(建設用重機と同一の使用者による届出に限る。)

3 事前届出の申請

- (1) 申請者・・・緊急通行に係る業務の実施することについて責任を有する者(代行者を含む)
- (2) 申請先・・・申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課

4 申請書類

- (1) 緊急通行車両
 - ア 緊急通行車両等事前届出書…2通
 - イ 自動車検査証の写し…1通
 - ウ 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類…1通
- (2) 規制除外車両
 - ア 規制除外車両事前届出書…2通

- イ 自動車検査証の写し…1通
- ウ 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等…1通

5 事前届出済証の保管及び車両変更申請

市は、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え 等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

6 協定締結事業者への周知

市及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための 事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとな ることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その 普及を図る。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関との協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定に締に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、 運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市及び県は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点(県)・地域内輸送拠点(市)について指定・点検するものとする。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ 体制を整備するものとする。

市における緊急輸送道路は、以下のとおりである。

○第1次緊急輸送道路

- ·国道209号
- · 国道 4 4 2 号

4 緊急輸送路の啓開体制の整備

市は、発災後の緊急輸送路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するように努める。 更に、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

第10節 帰宅困難者支援体制整備計画

市は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推 進を図る。

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により 交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想され、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での食料、飲料水、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

災害発生の直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じること も考えられる。また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要 しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 食料、飲料水、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において食料、飲料水、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

1 基本的な考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施するものとする。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安 否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設の提供、帰宅支援等、多岐にわたるものであるが、 膨大な数の帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中にあって、行 政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠で あるため、事業所、市民等に対し、帰宅困難者対策への協力を呼びかける。

2 市の対策

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

市は、道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、公共施設や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できるよう、次の体制を整備するように努める。

ア 道路情報の収集伝達体制の構築

イ その他の情報収集伝達体制の構築

(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

市は、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN 「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 一時滯在施設の提供

市は、帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に収容することができないか検討を行う。

また、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在施設を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

市は、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行えるよう、企業等との協定締結の推進を図る。

(5) 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

市は、事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報紙、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

(6) 観光客対策

市は、国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在施設の確保や輸送対策等の体制作りに努める。

3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後に市が実施する応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、 膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。

帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがあるため、市は、下記の心得の普及を図る。

(1) むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※ 正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

(2) まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともあるため、電話や電子メール・携帯メールのほか、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機等)が安全なのか自ら冷静に判断する。

(4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等)を優

先して収容するものとし、物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

第4 事業所、市民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となるため、帰宅困難者に関連する事業所、市民等すべての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとし、帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行う。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとし、その際は、要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等)に優先して場所を提供する。

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等については、平常時からの備えに努め、発災時に は冷静に行動する。

第11節 医療救護体制整備計画

所管部署:消防本部、市立病院

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即 応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備するとともに、救助の万全を期す るため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備 に努める。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1 医療救護活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護計画」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 通信体制の構築

市、県及び医療機関は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医療機関の診察の可否、受入可能患者数、患者移送要請数、医薬品等の不足状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、 伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から情報入力を確実に行う。

- ア 市、災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、保健福祉環境事務所、県、県消防本部 等とのネットワーク化と通信ルートの二重化(無線、有線)
- イ 隣接県との情報の共有化、全国ネットワーク化
- ウ 災害発生時は、県救急医療情報センターを県災害医療情報センター、保健福祉環境事務所を地 域災害医療情報センター、災害拠点病院等をそのサブセンターとして機能するものとし、二次医 療圏単位を基本とするネットワーク化
- エ 収集した医療情報について、必要に応じ、報道機関等を活用して、市民及び人工透析等特定の 医療情報を必要とする者への情報提供

2 医療班の整備

市は、地区医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定の締結など、あらかじめ医療班を編成する。

県は、市の医療救護活動を応援・補完する立場から医療関係機関・団体と協議調整の上、医療救護 活動に関する協定等により、医療救護班を編成する。

(1) 編成対象機関

八女筑後医師会、日本赤十字社福岡県支部

(2) 編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、 各班の人数については災害の規模により適宜定める。

3 災害拠点病院等の整備

医療救護所では対応できない重症者等の救命医療を行うため、高度な診療を有する地域の中核的 な救命医療施設を災害拠点病院として整備する。また、災害時に増加する医療ニーズに対応するため、 県内の救急病院・診療所からも積極的な支援が得られるよう体制を整備する。

(1) 災害拠点病院

県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院と指定する。また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす医療機関を基幹災害拠点病院として指定する。基幹災害拠点病院は、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。

ア機能

- (ア) 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- (イ) 重篤者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

※ 自己完結型

医療品や医療資機材のみならず、食糧、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開する こと。

イ 指定基準

災害時の救急医療活動に、積極的に協力する意志のある医療機関であって、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。

ウ施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- (ア) 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- (イ) 医療救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- (ウ) 患者受入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備
- (エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、 医薬品、医療用材料、食料の備蓄

(2) 救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう体制を整備する。そのため、日頃から病院防災マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練等を計画的に実施する。

(3) ヘリコプター離着陸場

市及び県は、災害拠点病院や救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時へ リコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離発着場の整備 促進を図る。

4 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 市、県及び日本赤十字社福岡県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 医療機関の災害対策

厚生労働省作成のモデルマニュアル (病院防災マニュアル) 及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策に努める。

6 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給及び上水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておく。

第3 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び市消防本部による広域 災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関と市消防本部等の間における十分な情報連絡機 能の確保を行う。

※ 後方医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関 をいう。

2 搬送経路

市消防本部は、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

3 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を整備するとしている。

市は、県と連携のもと、地域の実情に応じて、後方医療機関へ傷病者を搬送するための拠点として使用することが適当な場所をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

なお、これらの搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ(緊急度判定に基づく治療順位の決定)や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

4 効率的な出勤・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求さ

れるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する

第4 広域的医療救護活動の調整

1 他県、国等への応援要請及び支援体制の構築

市は、多くの負傷者が発生し、医療救護活動が円滑に実施できない場合、県を通じ他県や国に対し、 災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣及び傷病者の受入れを要請するため、その要請手続を定め るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段の確保等についての支援体制の構築を 図る。

第5 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

1 市民に対する普及啓発

市は、市民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

※ トリアージ

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うために行うもので、傷病者を緊急度と重症度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

2 災害医療に関する研修・訓練

市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関と相互の連携体制の強化を図るとともに、職員に対し、次に掲げる訓練を実施するほか、研修及び講習会への参加により、救助・救急機能の強化を図る。

- (1) 災害時の医療従事者の役割、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等の医療面に 焦点を当てた訓練の実施
- (2) 災害時の医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の情報伝達訓練の実施
- (3) 防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練の実施
- (4) 基幹災害拠点病院による災害医療従事者等を対象とした研修、講習会への参加

第12節 要配慮者安全確保体制整備計画

所管部署:高齢者支援課、福祉課、防災安全課

要配慮者及び避難行動要支援者(以下「要配慮者等」という。)は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、市、県、要配慮者等が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。

当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難

行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障害者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保に努める。

また、避難行動要支援者の安全確保については、市防災計画の他、「筑後市避難行動要支援者避 難支援プラン」の定めるところにより行うものする。

第1 基本的事項

1 市防災計画に定めるべき事項

市は、市防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかねばならない。この名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち、在宅で災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難に当たって特に支援が必要な者として、下記に該当する者とする。

- ア 身体障害者(身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者)
- イ 知的障害者(福岡県療育手帳実施要綱に基づく療育手帳A1・A2・A3・A4の交付を 受けた者)
- ウ 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けた者)
- エ 要介護認定者(介護保険法に基づく要介護3以上の認定を受けた者)
- オ 満年齢75歳以上の者のみで構成する世帯の世帯員
- カ 市長が特に必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ア氏名
- イ 年齢

- ウ性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 居住行政区名
- キ 避難支援等を必要とする理由(身体の状況)
- ク 避難支援等関係者への個人情報提供に関する同意の有無
- ケ その他避難支援の実施に関し必要な事項

(3) 情報の収集

- ア 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。
- イ 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に 対し、要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(4) 名簿情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用できる。

(5) 名簿情報の提供

- ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で消防機関、警察、民生委員法 (昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第四45号) 第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に 携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。 ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。)の同意が得られない 場合は、この限りでない。
- イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命 又は身体を災害から保護するために特に必要と認められるときは、避難支援等の実施に必要 な限度で、避難支援者等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この 場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(6) 名簿情報を提供する場合における配慮

市長は、(5) により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 秘密保持義務

(5) により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人の場合は、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当

な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなる よう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に 支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 個別避難計画の記載または記録事項

ア 避難行動要支援者情報

(氏名、生年月日、性別、住所又は居所、連絡先、居住行政区、身体状況)

- イ 緊急連絡先
- ウ 避難支援者情報(氏名、住所、連絡先)
- 工 避難先
- オ その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

ア 市長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他 の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の ために内部で利用することができる。

イ 市長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、 避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 個別避難計画情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報(以下「個別避難計画情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 個別避難計画情報の提供

ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、 個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該条例に特別の定めがある場合を除き、 個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及 び避難支援等実施者(以下「避難行動要支援者等」という。)の同意が得られない場合は、この 限りでない。

イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命

又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。 この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る 避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(5) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市長は、(3) により個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 秘密保持義務

(4)により個別避難計画情報の提供を受けた者(その者が法人の場合は、その役員)若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(8) 地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備に努める。

第2 社会福祉施設、病院等の対策

1 組織体制の整備

(1) 市及び県の役割

市及び県は災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力

体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2 防災設備等の整備

(1) 市及び県の役割

市及び県は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や施設機能維持のための備蓄(水、電力、医薬品、非常用電源等)の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を推進する。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資器材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

市は、水防法における要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の中で、浸水想定区域に位置し、以下の3項目に該当する施設以外は、利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるため、市防災計画においてこれらの施設の名称及び所在地について定める。

- 浸水想定深 0.5m 未満の区域にある施設
- 高等学校以上の年齢層を対象利用者とした学校
- 入院施設のない医療機関

4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

第3 幼稚園・学校等対策

市及び県は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども 園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、 施設と市間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。 市及び県は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定め るよう促すものとする。

第4 在宅の要配慮者等対策

1 組織体制の整備

市及び県は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障害者、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

また、障害のある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、スマートフォンを活用した福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

市及び県は、在宅者(要配慮者等を含む)の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。市は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障害者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

第5 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第6 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏ま

え、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人 に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

市及び県は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化(JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等)に努める。

- (2) 通訳・翻訳ボランティアの確保 市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。
- (3) 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人 避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の 取組みに協力する。

2 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、 災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。このためホテル・旅館等の施設管理者は、 市等と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるもの とする。

また、市及び県は、災害発生時に旅行客の迅速な被害状況把握を行うため、関係団体等との情報連絡体制をあらかじめ整備する。

第7 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

市及び県は、要配慮者等及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や福祉避難所の位置等の理解を 高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援 護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、地域住民が参加 して要配慮者を福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、要配慮者等が確実に、円滑に避難でき るよう努める。

第13節 災害ボランティアの活動環境等整備計画

所管部署:防災安全課、筑後市社会福祉協議会

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努める。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障害者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業(危険を伴わないもの)

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障害者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

1 市の役割

市は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、ボランティア活動や避難 所運営等に関する研修や訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防 災ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提 供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等(社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制)を定めるとともに、必要に応じ、社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努める。

更に、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂

の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO、ボランティア等 への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環 境整備に努める。

2 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点 として、被災者ニーズの把握や具体的な活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

災害の発生時のボランティアの受入れは、社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町レベル の2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次 のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアの受入拠点の整備

災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信ルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。

(2) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換を行う場として福岡県 NPO・ボランティアセンターをはじめとする行政機関、日本赤十字社福岡支部、ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

3 福岡県NPO・ボランティアセンターの役割

災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。

4 日本赤十字社福岡県支部の役割

日本赤十字社福岡県支部は、活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結び付ける調整及びボランティア本部の運営役として、平常時から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。

- 1 市は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボラ

ンティアの育成・支援に努める。

- 3 日本赤十字社福岡県支部は、講習会の開催、講師の派遣、災害時における各種マニュアルの作成などを行い、災害ボランティアの育成・支援に努める。
- 4 市及び県は、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険 の普及啓発に努める。

第14節 災害備蓄物資等整備・供給計画

市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常 用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給体制を整備する。

第1 共通方針

- 1 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。
- 2 市及び県は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の 登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備 蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。
- 3 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。また、市及び県は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くように配慮するよう努めるものとする。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。

また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。

4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結 した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- 5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消 に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとす る。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握で きる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。
- 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達 に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には 冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者 等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。
- 7 市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「給水計画」、第10節「食料供給計画」、第11節「生活必需品等供給計画」に示す活動方法・内容に習熟する。

第2 給水体制の整備

所管部署:上下水道課

災害時は、停電等による配水施設等の停止により上水道水の汚染や断水が予想される。そのため、 市及び水道事業者は、平常時から被災者の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

1 補給水利等の把握

市及び水道事業者は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現状把握に努める とともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、配水施設等への緊急遮断弁の施設や耐震性貯水槽等 の整備を検討する。

2 給水用資機材の確保

市及び水道事業者は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 貯水槽等の整備

ア 計画方針

災害時において、被災者1人当り1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の 設置等の整備増強に努める。

イ 整備項目

- (ア) 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置
- (イ) 学校等の浄水機能を備えた鋼板プール建設

4 危機管理体制の整備

市及び水道事業者は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における上水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 上水道施設の応急復旧体制の整備

市及び水道事業者は、筑後市管工事協同組合との間に締結している災害協定に基づき、災害時に おける上水道施設の応急復旧体制の整備、連携の強化に努める。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

市及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分(30/人・日)以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食糧供給体制の整備

所管部署:学校教育課、防災安全課

市、県及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常 時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 給食用施設・資機材の整備

市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等に整備するよう努める。

2 食糧の備蓄推進

市は、食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に 応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命にかかわる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質等食事療法を要する者等に特に配慮する。

3 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の応援協定締結の推進

市及び県は、食料関係業者(弁当等)との災害時の応援協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

- (2) 農業団体と災害時の応援協定締結の推進 市及び県は、農業団体との災害時の応援協定締結を推進する。
- (3) LPガス業者等との協力体制の構築
 - ア 避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、(一社) 福岡県LPガス協会やLP ガス事業者との間で協力体制を構築する。
 - イ 給食施設等の応急復旧体制の整備 市及び県は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

事業者との間で協力体制を整備する。

- (1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。
- (2) 市及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

所管部署:防災安全課、商工観光課

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営む ことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市及び県は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3 日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、生活物資等関係業者との災害時の応援協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか、配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

3 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

- (1) 市及び県は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。
- (2) 市及び県は、在宅の要配慮者への地域住民による食糧配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5 医療品等の供給体制の整備

所管部署:市立病院

市及び県は、大規模災害時における初動医療救護のための医療品等を備蓄するとともに、その後の 救護医療に必要な医療品等の供給体制の確保に努める。

第6 血液製剤確保体制の確立

所管部署:福祉課

市及び県は、災害時における血液の不足に備え、献血促進について市民への普及啓発を図る。

第7 資機材供給体制の整備

所管部署:防災安全課

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その 他資機材が必要となるため、市及び県は、迅速な供給ができるよう、平常時からの備蓄及び業者との 供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

1 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び要配慮者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

市及び県は、レンタル資機材業者との災害時の応援協定締結を推進する。

この場合、協定内容は資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第8 義援物資の受入体制の整備

|所管部署:福祉課、防災安全課|

市及び県は、小口・混載の義援物資は被災した市及び県への負担となることから、受け入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努めるものとする。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害時発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないよう、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておくものとする。

第15節 住宅の確保体制整備計画

所管部署:都市対策課、契約管財課

市及び県は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備

市及び県は、公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施するものとする。

また、市及び県は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。応急仮設住宅(賃貸型)の迅速な提供のために、不動産関係団体や市町村と連携強化を図るものとする。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- (1) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の 建設可能な用地をあらかじめ選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。 その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (2) 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握に努めるほか、災害時における応急仮設住宅の建設に関する各協定により、仮設住宅の供給に備える。

第16節 保健衛生・防疫体制整備計画

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の発生が予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

1 保健衛生・防疫活動要領への習熟

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「防疫対策計画」第15節「保健計画」に示す活動方法・内容に習熟するとともに、保健師、看護師等の資質の向上のため、研修等を行う。

2 防疫用薬剤及び器具の備蓄

所管部署:かんきょう課、健康づくり課

市及び県は、災害時の緊急の調達に困難が予想される防疫用薬剤及び資機材等については、平常 時から確保に努める。

3 学校における環境衛生の確保

所管部署:教育総務課

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等及び井戸の汚染防止等に必要な処置に努め、また、 児童・生徒に対し災害時における衛生管理を指導する。

4 家畜防疫への習熟

所管部署:農政課

市、県及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第14節「保健 衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。

第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画

所管部署:かんきょう課

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理、し尿、災害廃棄物処理等の環境衛生について定める。

第1 ごみ処理体制の整備

市は災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ(以下、「ごみ」という。)を適正に 処理する体制を整備する。

1 ごみ処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄

物等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 ごみの仮置場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置場の選定を行う。選定基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第2 し尿処理体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

1 し尿処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に避難所、住宅地区でし尿処理施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業、レンタル業者、建設機械リース協会等と協力関係を整備する。

第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等(以下、「がれき等」という。)を適正に処理する体制を整備する。

1 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備

市は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

2 がれき等の仮置場の選定

市は、短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、が

れき等の仮置場の候補地をあらかじめ選定し、搬送路の検討を行っておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 応援協力体制の整備

市は、がれき等処理の応援を求める相手方(建設業者、各種団体)については、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第4 災害廃棄物処理計画の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害 廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等につい て、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が 行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うものとする。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

市及び県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

県は、市町村、九州各県、関係団体との広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築するものと し、県及び市町村等の職員を対象とした研修会及び図上訓練を実施する。

第18節 農業災害予防計画

所管部署:水路課、農政課

市、県及び防災関係機関は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の 予防措置を講ずる。

1 灌漑、排水設備の維持管理

(1) 灌漑設備

水害による井堰、クリーク及び揚水施設並びにこれの附属施設の欠損を防止するため、それぞれの施設の管理人をその観察に従事させ、農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(2) 排水設備

河川等に設置する樋門及び附属施設の水害等による破損を防止するための管理を十分に行い、 農作物の被害又はその誘因とならないように努める。

(3) 農作物災害予防対策

予防対策については、福岡県筑後農林事務所、福岡県八女普及指導センター、福岡県筑後家畜 保健衛生所と常に綿密な連絡をとり万全を期す。

第19節 危険物等災害予防計画

所管部署:消防本部、筑後警察署

危険物による災害を防止するため、保安教育の徹底、規制の強化、自衛消防組織の強化促進、化学 消防資器材の整備、輸送その他の自主保安体制の整備等、保安体制の強化を促進することを定める。

1 危険物災害予防対策

(1) 保安教育

市消防本部は、県とともに、事業所及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図る。

(2) 規制の強化

市消防本部は、県とともに、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- ア 危険物設置の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の 強化
- ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- エ 地震等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化
- (3) 野外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

市消防本部は、県とともに、液体危険物を貯蔵する野外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏えい事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

(4) 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

市消防本部は、県とともに高圧ガス及び火薬類による災害を防止するため、保安教育の徹底、輸送 その他の自主保安体制の整備等の強化促進を図る。

3 毒物・劇物災害予防対策

毒物又は劇物を取り扱う者は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)により、これら を飛散、漏えい等させないよう措置を講じなければならないとされている。

市消防本部は、県と協力し、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、 メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指 導を図る。

4 放射性物資災害予防対策

放射性同位元素に係わる施設の設置者は、放射線障害を防止するため、放射性同位元素の維持管理の適正化、保安教育の強化等、指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

第20節 複合災害の予防

所管部署:防災安全課、消防本部

市、県、国及び防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの 影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生可能性を 認識し、備えを充実するものとする。

第1 職員・資器材の投入判断

市、県、国及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行うものとする。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請するものとする。

第2 訓練の実施

市、県、国及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害 ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害 を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第21節 防災関係機関における業務継続計画

所管部署:防災安全課

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画(BCP)を定めるものとする。

第1 業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第2 地方自治体におけるBCP

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」について定めておくものとする。

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動体制の確立

第1節 組織体制の確立

所管部署:各課各班

防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。・市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。各職員は、各自の役割を十分に理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

なお、災害応急対策活動については、市防災計画の他、「筑後市災害対策要領」の定めるところに より行うものする。

- 災害対策要領について全職員が認識する。
- 意思決定者不在時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。
- 災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第1 配備体制

市は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害の状況に応じて、下記の基準によって配備体制をとる。

配備体制	配備基準	参集部署及び班
第1配備-1 (警戒準備体制)	●各種注意報(大雨・洪水等)発表時	消防本部 13 名体制
第1配備-2 (警戒準備体制)	●各種警報(大雨・洪水等)発表時 ●台風接近時、筑後市が強風域に入る可能 性があるとき	防災安全課、 道路課、水路課 消防本部 合計 約20名体制
第2配備 (警戒体制) 災害警戒本部設置	●矢部川水位(船小屋・中川原橋)が氾濫注意水位に到達し、更に避難判断水位に到達する恐れがあるとき ●台風接近時、筑後市が暴風域に入る可能性があるとき(最大風速 44m/s 未満)	災害警戒本部員 庶務班、人事班、 広報・情報班、地域ボランティア班、救護班、 技術班、資材班、消防班 合計 約80名体制
第3配備(救助体制) 災害対策本部設置	●矢部川水位(船小屋・中川原橋)が避難判断水位に到達し、更に氾濫危険水位に到達する恐れがあるとき【避難判断水位】船小屋 7.8m、中川原 6.0m ●台風接近時に災害発生の恐れがあるとき(最大風速 44m/s以上)	災害対策本部員 全課長 庶務班、人事班、 広報・情報班、地域ボランティア班、救護班、 要支援者支援班、技術班、 農林班、商工班、資材班、 上下水道班、消防班 合計 約170名体制 【必要に応じて要請する者】 市立病院(理事長、事務局長、 総務企画課長)、消防団長、社 会福祉協議会 ※災害対策本部会議の決定に 従い、その他必要な部署の職 員の登庁を依頼する。
第4配備 (非常体制)	●相当大規模の災害が発生し、又は災害の 規模が相当拡大するおそれがあるとき	全職員

第2 災害警戒本部

市長は、災害対策本部までには至らないが、災害の発生が予測される場合は「災害警戒本部」を設置する。

1 災害警戒本部の組織構成

災害警戒本部の組織構成は災害対策本部の組織構成に準じる。 (第3-1参照)

2 災害警戒本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、本部長は、必要の都度、 副本部長及び本部員を招集し本部会議を開催する。

災害警戒本部	害警戒本部員 23名			
本部長	副市長			
副本部長	総務部長			
本部員	総合対策部 部 長 総務部長(副本部長兼任)			
		副部長 議会事務局長		
	庶務班 ◎ 防災安全課長 ○ 協働推進課長			
	人事班	◎ 市長公室長		
	広報・情報班	◎ 総務広報課長恊働推進課長		
	地域ボランティア班	◎ 協働推進課長 ○ 防災安全課長		
	民生対策部	部 長 市民生活部長		
	副部長 教育部長			
	救護班	◎ 福祉課長 ○ 社会教育課長 教育総務課長		
	防疫班	◎ かんきょう課長		
	要支援者支援班	◎ 高齢者支援課長 児童・保育課長		
	技術対策部	部 長 建設経済部長		
		副部長 道路課長・水路課長		
	技術班	◎ 道路課長(兼任)		
		○ 水路課長(兼任)		
	資材班	◎ 契約管財課長 ○ 都市対策課長		
	上下水道班	◎ 上下水道課長		
	消防対策部	部 長 消防長		
	消防班	◎ 警防課長		
事務局	庶務班			

- ※ ◎…班長 ○…副班長
- ※ 各対策部長は、必要に応じて関係部署の職員を伴って会議に出席することができる。

3 意思決定者代理順位

災害警戒本部の設置に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

①副市長 ⇒ ②総務部長 ⇒ ③建設経済部長 ⇒ ④市民生活部長 ⇒ ⑤防災安全課長

4 災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、災害警戒本部長(副市長)が予想された災害が発生しないと判断したとき、又は 災害対策本部が設置されたとき解散する。

5 災害警戒本部の所掌事務

災害警戒本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 各種情報の収集
- (2) 庁内の安全確認等
- (3) 災害対策本部の設置の準備
- (4) その他初期の応急対策の活動の調整

第3 災害対策本部

市長は、大規模な災害が発生した場合、又は発生することが予測される場合は「災害対策本部」を設置する。

1 災害対策本部の組織構成

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

■筑後市災害対策本部組織構成図

【災害対策本部会議】

【火音刈水平 ————————————————————————————————————	中五时
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
	消防長
	※市立病院理事長
本部員	総務部長
	市民生活部長
	教育部長
	建設経済部長
	議会事務局長
	道路課長
	水路課長
	警防課長
	※消防団長
	※市立病院事務局長
	※市立病院総務企画
	課長
	※社会福祉協議会
	事務局長

※ 消防団長、市立病院(理事長、事務局長、総務企画課長)、社会福祉協議会事務局長は、必要に応じて会議出席を要請する。

※ 部長は、必要に応じて関係部署の 職員を伴って会議に出席することが できる。

対策部	対策班	構成部署
	庶務班	防災安全課、協働推進課
	人事班	市長公室、財政課、税務課、 議会事務局、監査事務局
【総合対策部】 ◎総務部長 ○議会事務局長	調査班	税務課、市民課、福祉課、 教育総務課、社会教育課
○	広報・情	総務広報課、財政課、
	報班	企画調整課、税務課
	地域ボラン	地域支援課、防災安全課
	ティア班	社会福祉協議会
	救護班	市民生活部、総務部、教育部、議会事務局、監査事務局、 農業委員会、社会福祉協議会
【民生対策部】 ◎市民生活部長	防疫班	かんきょう課、健康づくり課
○教育部長	要支援者	高齢者支援課、地域包括支援 センター、福祉課、児童・保 育課、こども家庭サポートセンター
	医療班	市立病院
	技術班	建設経済部
【技術対策部】	農林班	農政課、農業委員会
◎建設経済部長	商工班	商工観光課
○道路課長 ○水路課長	資材班	契約管財課、出納室、 都市対策課
	上下水道 班	上下水道課
【消防対策部】 ◎消防長 ○警防課長	消防班	消防署、消防団

※ ◎…部長 ○…副部長

2 災害対策本部会議の開催

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、本部長は、必要の都度、 副本部長及び本部員を招集し本部会議を開催する。

3 意思決定者代理順位

災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

①市長 ⇒ ②副市長 ⇒ ③教育長 ⇒ ④総務部長 ⇒ ⑤建設経済部長

⇒⑥市民生活部長 ⇒ ⑦防災安全課長

4 災害対策本部設置場所

災害対策本部の設置場所は、東庁舎302会議室を基本とするが、被災を受け使用不能と判断された 場合は、次の通り設置する。

順位	施設名	災害対策本部設置場所
1	筑後市中央公民館	会議室
2	本庁舎	2階応接室
3	消防本部	3階会議室
4	筑後市北部交流施設	工作室

5 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、本部長(市長)が災害の危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したとき解散する。

6 災害対策本部設置通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次のとおり通知及び公表する。

通知及び公表先	通知及び公表方法	責任者
市対策部各班	庁内放送、庁内メール、携帯電話メール	
市民	NTT 電話、報道機関、ちくごコミュニティ無線	
	ホームページ、行政区長への電話	
福岡県 防災・情報通信ネットワークシステム、		広報•情報班
	NTT 電話、FAX	
報道機関・警察署	NTT 電話等、FAX	

7 災害対策本部の運営

次の手順により、災害対策本部の設置準備を行う。

- 1 庁舎の被害状況(建物、室内、電気、通信機器等)の把握、火気・危険物の点検を行う。
- 2 来庁者及び職員等の安全を確認し、来庁者を避難所等安全な場所へ誘導する。
- 3 停電の場合には、自家用発電機による通信機器、本部室等最低限の機能確保を行う。
- 4 本部長の判断の下、災害対策本部(場所:東庁舎302会議室)の設営に入る。
- 5 福岡県防災・情報通信ネットワークシステムにより災害対策本部の設置を報告する。
- 6 本部室にテレビ、ラジオ等を準備し、報道機関からの情報確保の体制をとる。
- 7 本部室に市内の地図、広域地図、災害状況掲示板等を準備する。
- 8 応急対策に従事する者の食料の調達及び宿泊場所の確保を行う。
- 9 災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要の都度、本部長は、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

第5 事務分掌

【総合対策部】

班名	所 掌 事 務	班所属	
庶務班	 本部会議に関すること。 県本部及び地方本部との連絡調整並びに各機関との連絡調整に関すること。 各対策部の連絡調整に関すること。 各種情報の収集に関すること。 本部庶務に関すること。 市民からの問い合わせ対応に関すること。 その他、他の部に属さないこと。 	防災安全課協働推進課	◎班長防災安全課長○副班長協働推進課長
人事班	 職員の非常召集及び解除に関すること。 動員職員の調整に関すること。 職員の罹災に関すること。 他市町村職員の応援要請に関すること。 業務継続計画に関すること。 その他、人事に関すること。 	市長公室 財政課 税務課 議会事務局 監査事務局	○班長市長公室長○副班長財政課長
調査班	 人的及び家屋的被害の調査に関すること。 学校及び社会教育施設、文化財の被害調査 に関すること。 その他、調査に関すること。 	税務課 市民課 福祉課 教育総務課 社会教育課	◎班長税務課長○副班長教育総務課長

広報・ 情報班	 災害情報の広報に関すること。 避難情報の伝達に関すること。 災害記録写真等の取材整理に関すること。 	総務広報課 財政課 企画調整課	◎班長総務広報課長○副班長
	4. 報道関係との情報交換に関すること。	税務課	企画調整課長
地域ボラ ンティア 班	 行政区及び校区コミュニティ協議会等との事務調整に関すること。 地域避難所の設置及び管理運営に関すること。 災害ボランティアに関すること。 	協働推進課 防災安全課 社会福祉協議会	◎班長 協働推進課長 ○副班長 防災安全課長 社会福祉協議会 事務局長

【民生対策部】

班名	所 掌 事 務	班所属	
救護班	 避難所の設置及び管理運営に関すること。 日本赤十字社等社会団体との援助協力に関すること。 義援金品及び見舞品等に関すること。 その他災害救助法に関すること。 	市民生活部 総務部 教育部 議会事務局 監査事務局	◎班長福祉課長○副班長社会教育課長
	1. 炊き出し給食に関すること。	農業委員会 社会福祉協議会	◎班長 学校教育課長
防疫班	 災害時の防疫に関すること。 廃棄物及びし尿の収集処理に関すること。 	かんきょう課健康づくり課	◎班長かんきょう課長○副班長健康づくり課長
要支援者	1. 避難行動要支援者の避難支援に関すること。	高齢者支援課 地域包括支援センター 福祉課 児童・保育課 こども家庭サポートセン ター	◎班長高齢者支援課長○副班長福祉課長
医療班	 救急班の編成に関すること。 応急医療救護に関すること。 医療機関、団体との連絡調整に関すること。 医療救護用資機材及び緊急医薬品の確保に関すること。 	市立病院	◎班長市立病院事務局長○副班長市立病院総務企画課長

【技術対策部】

班名	所 掌 事 務	野	班所属
技術班	1. 公共土木施設の被害調査に関すること。 2. 公共土木施設・農業用施設の災害応急対策に関すること。 3. 道路、河川及び橋梁等の応急復旧及びその他の緊急措置に関すること。 4. 水防作業の指導及び実施に関すること。 5. 建設関係団体との連絡調整に関すること。 6. 緊急道路及び幹線道路の確保に関すること。	建設経済部	◎班長道路課長○副班長水路課長
農林班	 農作物、農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 農業施設の応急復旧に関すること。 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 農業団体との連絡調整に関すること。 農業関係復旧事業及び融資に関すること。 	農業委員会	◎班長農政課長○副班長農業委員会事務局長
商工班	 商工業及び観光施設の被害調査に関すること。 災害応急復旧資金融資に関すること。 商工団体との連絡調整に関すること。 生活必需物資の確保、配分及び斡旋に関すること。 	商工観光課	◎班長 商工観光課長
資材班	 災害時における車輌の確保及び配車に関すること。 被災者等の輸送に関すること。 復旧資材及び応急仮設住宅の調達に関すること。 市有地及び市有建物の被害調査及び災害応急対策に関すること。 対策本部の活動に伴う、物品の出納及び管理並びに食糧調達に関すること。 被災者への支援物資に関すること。 	契約管財課 出納室 都市対策課	◎班長契約管財課長○副班長都市対策課長
上下水道班	 上下水道施設の応急復旧に関すること。 上下水道施設の被害調査に関すること。 応急給水に関すること。 管工事団体との連絡調整に関すること。 	上下水道課	◎班長 上下水道課長

【消防対策部】

班名	所 掌 事 務	班所属	
消防班	 気象、地震及び水災・火災情報に関すること。 災害時における通信に関すること。 消防団、水防団の出動に関すること。 災害時における避難誘導救出に関すること。 行方不明者の調査に関すること。 危険物等の処理及び措置に関すること。 被災地の整理及び秩序維持に関すること。 災害対策訓練の指導に関すること。 河川の巡視、警戒に関すること。 	消防団	◎班長警防課長○副班長消防総務課長

第6 職員の服務

- 1 すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。
 - (1) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
 - (3) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り、常に所在を明らかにすること。
 - (4) 自らの言動で市民に不安、誤解を与えないように留意すること。
- 2 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。
 - (1) 職員は、定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
 - (2) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
 - (3) 参集途上においては、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。

第7 動員配備の伝達

1 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災安全課が庁内メール等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内メールが利用できない場合は、電話等により各本部員へ連絡する。

2 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において、動員体制をとる場合は、配備職員の区分に基づき、携帯電話メール等にて職員へ指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶された場合でも、甚大な被害を覚知した際には自主的な参集に努める。

第2節 自衛隊災害派遣要請計画

所管部署: 庶務班

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 災害派遣要請の基準

- 1 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機 関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められる とき。

第2 派遣要請要領

1 市長等の知事への派遣要請依頼等

- (1) 市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書 に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(防災危機管理局)に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の 状況を自衛隊に通知することができることとする。この場合において、自衛隊は、その事態に照 らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができるこ ととする。市長は、前途の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない こととする。

2 派遣要請の種類

- (1) 災害が発生し、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等の要請に基づく部隊等の派遣
- (2) 災害が発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (3) 特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがなく、知事等からの要請を待たないで自 衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- (4) 防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣

第3 派遣要請要領

1 知事等の派遣要請

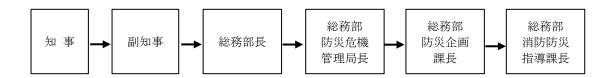
災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- (1) 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合
- (2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事等が必要と認めた場合

(3) 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合(災害又は事故の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況等より判断する)

2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。



3 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、陸上自衛隊第4師団長、航空自衛隊西部航空方面隊司令官又は海上自衛隊 佐世保地方総監)に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのない ときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。なお、災害の状況に より通信が途絶し災害派遣要請を受理できる者と直接連絡することができない場合には、自衛隊福 岡地方協力本部長又は九州防衛局長等の防衛省の最寄りの機関等に対し災害派遣要請の伝達を依頼 することができる。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 市長の知事への派遣要請依頼等

市長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(防災危機管理局)に依頼するものとする。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市町村長は、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

5 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は次の要領で行う。

(1) 指定部隊等の長の措置

指定部隊等の長(自衛隊法第83条第1項及び第2項の規程により、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。以下同じ。)は、派遣要請を受け

た場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の指定部隊等の長と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。また、知事等から要請しない旨の連絡を受けた場合には、関係する指定部隊等の長に対し直ちに連絡するものとする

(2) 予防派遣

指定部隊等の長は、災害に際して、被害がまさに発生しようとしている場合、知事等から災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認めるときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 関係機関等との連絡調整

災害派遣を命じた指定部隊等の長は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、知事等、警察、 消防等関係機関と密接に連絡調整する。

(4) 防災関係者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して防災関係者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

6 知事等の派遣要請を受ける暇がない場合の部隊派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛 隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことが できる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、 直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、運航中の航空機に異常な事態の発生を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき 救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- (4) その他災害に際し、上記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の もとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等 から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

7 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊と連携を図ることを目的として設置された「福岡県大規模災害対策連絡協議会」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

(1) 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡 するものとする。

(2) 連絡所の設置

自衛隊災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、必要な場合、県災害対策本部に自衛隊連絡班の合同連絡所、もしくは、連絡所を設置する。

第3 派遣部隊の誘導及び受入体制

1 派遣部隊の誘導

- (1) 県は、自衛隊に災害派遣要請をした場合は、県警察本部(警備課)及び市町村等の要請依頼関係機関にその旨連絡する。
- (2) 県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導する。

2 派遣部隊の受入体制

派遣部隊に対して、市は、次の事項に留意し、自衛隊の任務を侵害することのないよう処置する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

3 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市において準備する。

4 経費の負担区分

遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、広域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、上水道料及び汲み取り料
- (3) 活動にため現地で調達した資器材の費用
- (4) その他の必要な経費については事前に協議しておく。

5 その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

第4 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と綿密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 災害発生前の活動

(1) 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び 部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

(2) 出動準備体制への移行

ア 司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資器材の準備、管理支援態勢等 初動体制を整える。

2 災害発生後の活動

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により偵察を行う。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

(3) 被災者の捜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防作業を行う。

(5) 消火活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常、市町村等の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、 薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食、給水及び入浴の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・ 障害物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

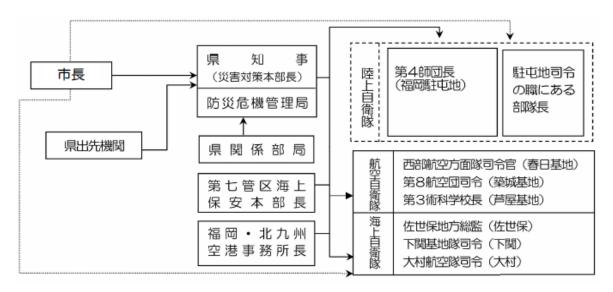
3 陸・海・空自衛隊の連携

災害派遣において、陸・海・空自衛隊のうち、いずれか2以上の部隊等が活動する場合は、相互の 連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

第5 派遣部隊等の撤収要請

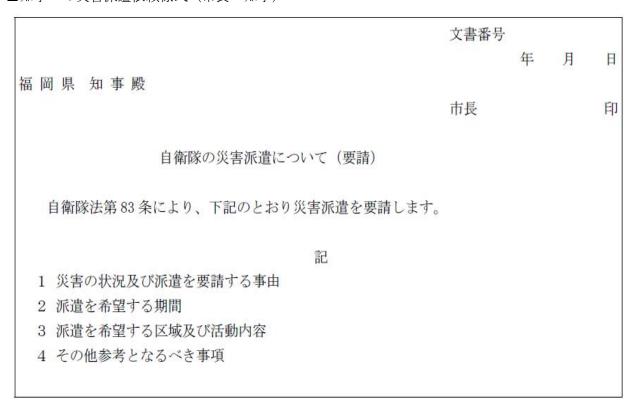
- 1 市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して、自衛隊の撤収を要請 する。
- 2 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は必要がなくなったと認めた場合は、速やかに部 隊等の撤収を命じなければならない。
- 3 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、速 やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

■災害派遣連絡系統図



注) 一点破線は、県との通信の途絶等により、知事に対して、市長の依頼ができない場合、又は知事の要請を待ついとまがない場合を示す。

■知事への災害派遣依頼様式(市長→知事)



■災害派遣撤収要請書様式(市長→知事)

文書番号

年 月 日

福岡県知事殿

市長印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了 しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。

記

- 1 撤収要請日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考となるべき事項

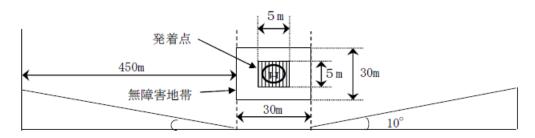
■災害派遣被要請部隊

	駐屯地等	所在地	電話番号	指定部隊の長	備考
17+÷ 1	久留米	久留米市国分町	(0942)43-5391	西部方面混成団	
陸上	駐屯地				
	春日基地	春日市原町	(092)581-4031	西部航空方面隊司令官	
航空	芦屋基地	遠賀郡芦屋町	(093)223-0981	芦屋基地司令	
	築城基地	築上郡築上町	(0930)56-1150	築城基地司令	
	佐世保地方	長崎県佐世保市	(0956)23-7111	佐世保地方総監	
海上	総監部	山口県下関市	(0832)86-2323	下関基地隊司令	
一件上	下関基地隊	長崎県大村市	(0957)52-3131	大村航空隊指令	
	大村航空隊				

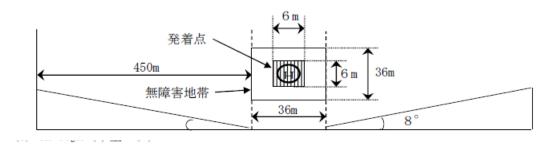
■臨時ヘリポートの基準等

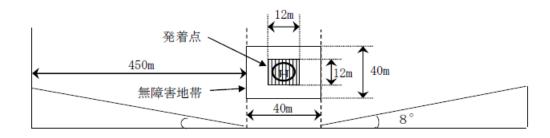
1 機種に応ずる発着付近の基準

(1) OH-6D (小型ヘリ)

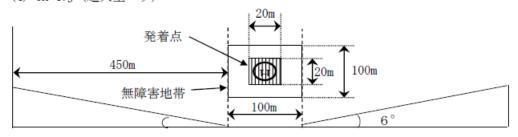


(2) UH-1J (中型ヘリ)





(4) CH-47J (超大型ヘリ)



注:1 発着点とは、安全、安易に設置できるように準備された時点をいう。

注:2 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。

注:3 この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

2 標示

(1) 上空から確認しうる風の方向を標示する旗。又は、発煙筒を離着陸地点から約50m離れた位置 に設置する。

- (2) 着陸地点には、石灰等を用いて直径7m以上の凸の記号を標示する。
- 3 危険防止
- (1) 離着陸時は、風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
- (2) 離着陸地点付近は、平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を放置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
- (3) 安全上の監視員を配置する。
- (4) 着陸したヘリコプターから隊員が降りて合図するまでは、絶対に近づかないこと。

第3節 応援要請計画

所管部署:人事班、消防班

本計画では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害応急対策又は災害復日のために必要があるときは、県、指定地方行政機関及び他の市町等と協力して災害対策活動の万全を期するため、相互応援等の協力体制を確立することを定める。

1 応援要請

(1) 市

市長は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。大規模な地震の発生を覚知したときは、被災地以外の市町村は、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

ア 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

市長は、被災による応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町に対し応援を求め、また複数の市町に要請する場合は、県に要請し、災害対策に万全を期する。

イ 県への応援又は応援あっせんの要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援又は応援あっせんを要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。

(2) 消防機関

- ア 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請
 - (ア) 市長は、大規模災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限 に防止することを期する。
 - a 応援要請の種別

【第一要請】

現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2

条第1項に規定する地域内の市町等に対して行う応援要請

【第二要請】

第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町等に対して 行う応援要請

b 応援要請の方法

発災地の市長又は消防長から他の市町等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

c 県への連絡

応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

- (イ) 航空応援が必要と認めた要請側の市の消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町長に航空応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行うものとする
- イ 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援 助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

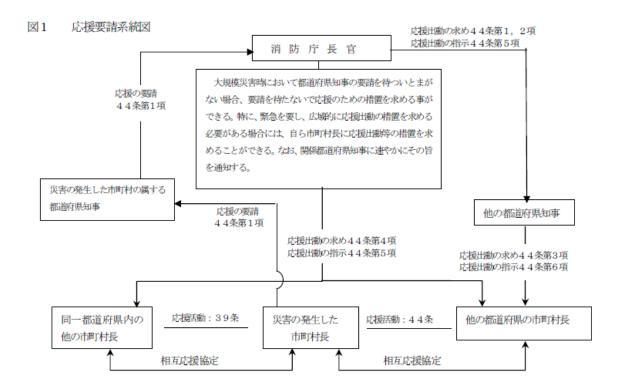
なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請するものとする。

(3) 応援の受入れに関する措置

他の市町、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市、県等は、 応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れに努 めるものとする。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合については、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。

- ア 情報提供体制
- イ 通信運用体制
- ウ ヘリコプター離着陸場の確保
- 工 補給体制等



2 内閣総理大臣及び指定行政機関等の長に対する職員の派遣要請等

- (1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。
- (2) 市長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を明示する。
 - ア 派遣を要請する (あっせんを求める) 理由
 - イ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員数
 - ウ 派遣を必要とする機関
 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - オ その他職員の派遣について必要な事項

3 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の支援体制

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国土交通省、国土技術政策総合研究所、国土地理院、地方支部部局、気象庁に設置された緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が、市の被災状況調査、被害の拡大防止、早期復旧に関して支援を行う。

4 外国からの応援活動

外国からの応援活動については、国が受入れを決定し、作成する受入れ計画に基づいて、県が受入 れする。市は、県の要請により協力する。

第4節 救助法適用計画

所管部署:救護班、調査班

本計画では、災害に伴い食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に 陥った被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法(以下、「救助法」 という。)の適用について定める。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行い、市長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、市長が行う。

2 住家被害等災害救助法適用に関する被害情報の収集

調査班は、救助法適用基準に基づき、住家被害等に係る被災世帯の世帯数、被害状況を収集する。

3 救助法適用基準

救助法による救助は、市域内に同一原因による災害により、市の被害が一定の程度に達した場合で、 かつ、被災者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりである。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯数	市内 60 世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯数のうち市内の	県内 2,500 世帯以上	第1項第2号
住家が滅失した世帯数	かつ 市内30 世帯以上	
(3) 罹災者の救護を著しく困難とする内閣府令	県内 12,000 世帯以上	第1項第3号
で定める特別の事情がある場合であって、県内	かつ 市内多数	
の住家が滅失した世帯数のうち市内の住家が滅		
失した世帯数		
(4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受	_	第1項第4号
け、又は受けるおそれが生じた場合であって、		
内閣府令で定める基準に該当する場合		

※(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

 減失住家
 =
 全壊住家
 =
 半壊(半焼)
 =
 床上浸水

 1世帯
 住家 2 世帯
 =
 年家 3 世帯

■災害状況認定基準

被害の程度	認定基準
	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部
	が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修に
	より元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼
全壊	失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70% 以上に達
	した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に
	占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
	のとする
	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補
	修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊
大規模半壊	部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要
	な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の
	損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する
	部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住す
中相構水棒	ることが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%
中規模半壊	以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全
	体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のも
	\mathcal{O}_{\circ}
	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住
	家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具
半壊	体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30% 未満のもの、
	または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で
	表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損
準半壊	壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主
- 平十级	要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家
	の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	住家が準半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分
一部損壊(準半壊	がその住家の延床面積の 10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の
に至らない)	経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が
	10%未満のもの。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹
床上皮水	林の堆積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したもの。

※住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

4 救助法適用要請と運用

(1) 救助法適用の県への要請

大規模な災害が発生し、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みが ある時は、市長が知事に対し、救助法の適用要請を行う。

また、災害の事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、救助法の規定による救助に着手する。なお、災害対策本部担当窓口は、庶務班とする。

(2) 救助法に基づく救助の実施

ア 救助の種類

救助法による救助の種類は、おおむね次の事項とする。

- a 避難所(応急仮設住宅を除く。)の供与
- b 炊き出しその他による食品の給与
- c 飲料水の供給
- d 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- e 医療及び助産
- f 被災者の救出
- g 被災した住宅の応急修理
- h 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- i 学用品の給与
- i 遺体の捜索、処理及び埋葬
- k 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼ しているものの除去
- 1 応急仮設住宅の供与

イ 救助に伴う労働者の雇上げ

救助に伴う労働者の雇上げの内容は、次のとおりである。

- a 被災者の避難誘導労務
- b 医療及び助産における患者の移送労務
- c 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
- d 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- e 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- f 遺体の捜索に必要な労務
- g 遺体の処理に必要な労務
- ウ 応急救助の実施状況等の報告

救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

a 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票(以下「日計票」という。)を作成する。なお、 日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情にあった方法を採用し、 適宜運用して差し支えない。

b 救助実施状況等

災害対策本部各班は、救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を庶務班に報告する。なお、この報告は、前期の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

第5節 要員確保計画

所管部署:人事班

本計画では、災害時において不足し、必要となった労働者及び技術者等の動員、雇入れについて定める。

1 実施責任者

要員の確保は、それぞれの応急対策実施期間において行うが、災害対策本部における雇入れは、人 事班が行う。

2 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次によるが、災害時の状況に 応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) ボランティア等の受入れ
- (3) 公共職業安定所による労働者のあっせん
- (4) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (5) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

3 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における雇上地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、この限りでない。

4 従事命令又は協力命令

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、基本法、救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発する。

■従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業	従事命令	基本法第65条第1項	十月 数索克 海 1 四克克
(災害応急対策全般)		基本法第65条第2項	市長、警察官、海上保安官
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	
(災害救助法に基づく救助)	協力命令	災害救助法第8条	知事
災害応急対策事業	従事命令	基本法第71条第1項	知事
(災害救助を除く 応急措置)	協力命令		市長(委任を受けた場合)
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消 防長

5 その他

- (1) 医療、土木建設関係者等の雇上げに当たっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようにする。
- (2) 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法による。

第6節 災害ボランティアの受入れ・支援計画

所管部署:ボランティア班

市域に大災害が発生した場合、市及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1 受入窓口等の設置

(1) 発災直後の情報提供

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優

先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

(2) 現地災害ボランティア本部

社会福祉協議会及び市が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(3) ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア 関係団体等との連携を図るとともに、現地活動をできるだけ支援するものとする。

- (4) 市は、現地災害ボランティア本部の設置、運営について、必要に応じ、次の支援を行う。
 - ア 災害ボランティア本部の場所の提供
 - イ 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
 - ウ 資機材等の提供
 - エ 職員の派遣
 - オ 被災状況についての情報提供
 - カ 片付けごみなどの収集運搬
 - キ その他必要な事項

2 災害ボランティアの活動

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者(以下「専門ボランティア」という。)及びそれ以外の者(以下「一般ボランティア」という。)に区分し、その活動内容は、おおれれ次のようなものとする。

ADADU 44以VV よ ノ な む V C y る。				
区 分	活 動 内 容			
専門ボランティア	被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等)			
	建築物危険度判定(応急危険度判定士)			
	・土砂災害危険箇所の調査 (斜面判定等)			
	・医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)			
	・福祉(手話通訳、介護等)			
	・無線(アマチュア無線技士)			
	• 特殊車両操作(大型重機等)			
	・通訳(語学)			
	・災害救助(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等)			
	・災害復旧技術専門家派遣制度(災害復旧活動の支援・助言)			
	・その他特殊な技術を要する者			
一般ボランティア	・救援物資の整理、仕分、配分			
	・避難所の運営補助			
	・炊き出し、配送			

- ・清掃、防疫
 ・避難行動要支援者等への生活支援
 ・現地災害ボランティアセンターの運営補助
 - ・被災者の話し相手、励まし
 - ・その他危険のない軽作業

3 市民に対する普及・啓発

市は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

4 ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に 努める。

5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、必要があるときは速やかに現地本部及び救護本部を設置し、ボランティア支援体制を確立する。

なお、市の災害ボランティア活動拠点は、次のとおりとする。

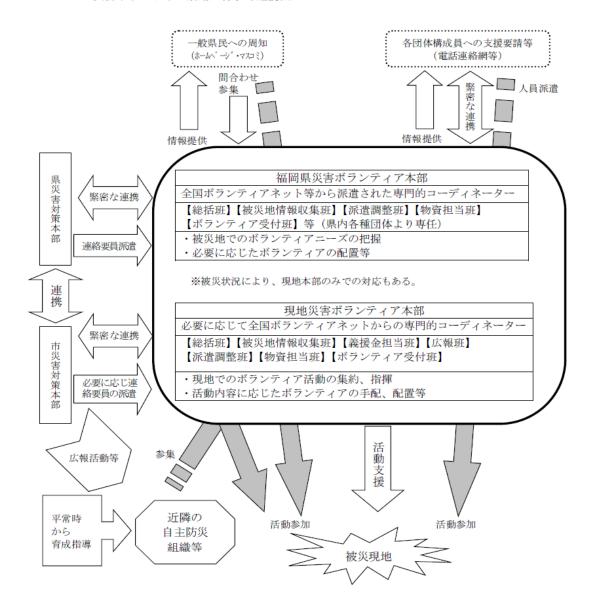
名 称	所在地
筑後市総合福祉センター	野町680番地1

※上記施設が使用できない場合もしくは活動スペースが不足している場合、市は市の公共施設の提供を必要に応じて検討する。

6 災害対策本部と災害ボランティア本部の連携

市災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の 被災地におけるボランティアニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

■ 災害ボランティア活動に係わる連携図



第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等伝達計画

所管部署: 庶務班

災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、 水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の受領及び伝達を迅速かつ確実に伝達す るため、県及び防災関係機関との連絡を密接にするとともに、連絡系統を確立する。

第1 福岡管区気象台が発表する警報・注意報・気象情報の種類及び発表基準

市は、注意報、警報及び気象情報等の気象業務に関して迅速な情報提供を受けるとともに、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図る。

1 注意報・警報の区分細分及び気象注意報、警報分の構成

(1) 福岡管区気象台は、気象状況などにより災害の発生するおそれがあると予想されるとき、警報や注意報を発表して市町村や住民に対する警戒や注意を呼びかける。警報・注意報等は、次の細分地域に細分して発表される。

■ 警報・注意報の細分区域

一次細分	二次細分	市町村
福岡地方		福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、 古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、 篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
	北九州・遠賀地区	北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
北九州地方	京築地区	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町、 吉富町
筑豊地方		直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、 大任町、赤村
http://c.lule.la	筑後北部	久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、筑前町、東峰村、 大刀洗町
筑後地方	筑後南部	大牟田市、柳川市、八女市、 筑後市、 大川市、みやま市、 大木町、広川町

(2) 発表年月日:発表時刻(24時間制)及び発表気象官署名で表記される。

- (3) 見出し文:注意、警戒を要する事項について100文字以内で簡潔に記述する。
- (4) 本文: 市町ごとに記述する。

2 気象等の警報・注意報及び気象情報

(1) 注意報

「注意報」とは、気象等により災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が住民の注意を 促すために発表するものである。

■注意報発表基準一覧表

	府県予報区		福岡県			
tota (1) —La	一次細分区域		筑後地方			
筑後市	市町村等をまとめた地域		筑後南部			
		浸水害	表面雨量指数基準	15		
	大雨	土砂災害	土壤雨量指数基準	235		
			流域雨量指数基準	山ノ井川流域=10.4、花宗川流域=		
				11.1、沖端川流域=3.3		
	M. A.		複合基準	山ノ井川流域=(7、10.4)、花宗川流域		
	洪水			= (7、11.1)、沖端川流域= (7、3.3)		
			指定河川洪水予報	矢部川 [船小屋]		
			による基準			
	強風		平均風速	12m/s		
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 3cm		
注意報	波浪		有義波高			
	高潮		潮位			
	雷		落雷等により被害が予想される場合			
	融雪					
	濃霧		視程	100m		
	乾燥		最小湿度 40%で、実効湿度 60%			
			積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか			
	4.4%10		1 気温 3℃以上の好天			
	なだれ		2 低気圧等による降雨			
			3 降雪の深さ 30cm 以上			
	/式.沙田		夏期:平年より平均	気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さ		
	低温		らに2日以上続くと予想された場合			

		冬期:沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下			
	声	11月20日までの早	霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以		
	霜	下			
	**/、 ** ** **	大雪警報・注意報の	条件下で、気温 - 2℃~2℃、湿度 90%以		
	着氷・着雪	上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm		

(2) 警報

「警報」とは、気象等により重大な災害の発生するおそれがある場合、福岡管区気象台が住民の警戒を促すために発表するものである。

■警報発表基準一覧

	青						
	府県予報区		福岡県				
tota (M -La	一次細分区域		筑後地方				
筑後市	市町村等をまとめた地域		筑後南部				
		浸水害	表面雨量指数基準	29			
	大雨	土砂災害	土壤雨量指数基準	_			
	SIL 4.		流域雨量指数基準	山ノ井川流域=13.1、花宗川流域=			
				13.9、沖端川流域=4.0			
			複合基準	山ノ井川流域= (12、11.7)、沖端川流域			
	洪水			= (12, 3.5)			
警報			指定河川洪水予報	矢部川 [船小屋]			
			による基準				
	暴風		平均風速	20m/s			
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う			
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm			
	波浪		有義波高				
	高潮		潮位				

(注)

- ○土壌雨量指数:土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基 に、5km四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標として土砂 災害警戒情報などの発表基準に使用する。
- ○流域雨量指数:対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数で、解析雨量、降水短時間予報を基に、5km四方の領域ごとに算出する。降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標として洪水警報などの発表基準に使用する。

○複合基準:表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

(3) 特別警報

「特別警報」とは、気象等により重大な災害の発生する可能性が著しく高まった場合、福岡管区気 象台が住民に対して最大限の警戒を呼びかけるために発表するものである。

種類	発 表 基 準				
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予				
暴風特別警報	想される場合				
	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が				
暴風雪特別警報	吹くと予想される場合				
	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若				
大雨特別警報	しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になる				
	と予想される場合				
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合				

(4) 気象情報

「気象情報」とは、福岡管区気象台が注意報若しくは警報の発表の前段階として、又は発表後の補 足説明として住民に向けて発表するものである。

- ア 警報や注意報に先立って発表する気象情報 (予告的情報)
- イ 注意報・警報を補完する気象情報(補完的情報)
- ウ 大雨に関する気象情報

数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨を観測した場合に、「記録的短時間大雨情報」を発表している。

この記録的短時間大雨情報は、担当予報区内で1時間に降った雨量(アメダス、レーダー・アメダス解析雨量)が、110mmを超えた場合、記録的短時間大雨情報又は記録的短時間大雨を見出し文に用いて警報を発表し、より一層の警戒を喚起する。

工 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域(福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域)単位で発表する。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる 竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期 間は、発表から1時間である。

才 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状况を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。これを受けた市町村長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。

火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象と した「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想 され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場 合は、火災気象通報に該当しない。

3 重要水防箇所

■国土交通省管理区間

■ 重要水防構造物 (Aランク)

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備考	水防工法
矢部川	松永樋門	右岸	15/425	_	国土交通省	応急対策A
n.	溝口落合 樋 管	右岸	17/155	_	国土交通省	応急対策A

■重要箇所(Bランク)

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位置	延長 m	備考	水防工法
矢部川	尾島	右岸	14/900~ 16/300	1400	堤防高不足 河 積 不 足 河道断面不足	積土嚢工
	溝口	"	17/100~ 17/300	200	河 積 不 足河道断面不足	積土嚢工

■重要箇所 (要注意)

矢部川水系

河川名	地先名	左右岸の別	位 置	延長 m	備考	水防工法
矢部川	船小屋	右岸	15/400	1	尾島陸閘1号	_
IJ	船小屋	右岸	15/410	I	尾島陸閘2号	_
IJ	船小屋	右岸	15/430	_	北長田陸閘1号	_
IJ	船小屋	右岸	15/450		北長田陸閘2号	_

■県知事管理区間

花宗川・山ノ井川(筑後川水系)

河川名	地先名	左右岸 の別	位置	延長 m	重要度	予想され る事態	水防工法
花宗川	島田	左岸	新共済橋上流 20mより富 久橋下流 20mまで	900	В	溢水	積土嚢工
11	島田	左岸	庄島橋より下流へ	170	В	越水	11
11	野町	左岸	振興橋上流 50m より堺橋上流 30mまで	140	В	溢水	11
11	山ノ井	右岸	国道 209 号二本松橋より上流へ	90	В	11	11
山ノ井川	江 口	左岸 右岸	井竜橋より更ケ橋まで	900 900	В	11	11
11	富重高江	左岸	上富重橋より高江橋まで	710	С	11	11
11	山ノ井	左岸	徳久橋より山ノ井橋 (国道 209 号) まで	620	A	"	11
11	前津	右岸	幸木橋下流 40m より 下流へ	90	С	IJ	11

4 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

気象庁は、北西太平洋上に存在する台風について、位置、大きさ、強さ等の実況及び24時間先までの進路予報を3時間毎に、72時間先までの進路と台風の強度(中心気圧、最大風速)に関する予報を6時間毎に発表する。また、日本に被害を及ぼす可能性が生じた場合には、1時間後の中心位置、強度、大きさを推定して1時間毎に発表する。

(2) 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ(強風域:平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いている範囲)を3段階、強さ(最大風速)を4段階で表現する。

■ 台風の大きさの分類

平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分 類
500 km未満	
500 km以上 800 km未満	大型 (大きい)
800 km以上	超大型 (非常に大きい)

■ 台風の強さの分類

最大風速	分 類
17m/s 以上 33m/s 未満	
最大風速 33m/s 以上 44m/s 未満	強い
最大風速 44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
最大風速 54m/s 以上	猛烈な

第2 気象情報に関する警報・注意報・情報の伝達系統

- 1 市は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達で きる体制を確保する。
 - (1) 下記の警報等の発表及び解除に関すること。

暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、大雪警報、火災気象通報、 記録的短時間大雨情報

- (注) このほか状況に応じ、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。
- (2) 洪水予報(指定河川)・水防警報の発表・解除等及び洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)到達情報の通知に関すること。
- (3) 市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。
- (4) 市に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。
- (5) 市の被害状況把握に関すること。
- (6) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。
- (7) その他防災上必要と認められること。
- 2 庁内各課に対しては庁内メール等をもって伝達する。
- 3 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規定による避難のための立ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの一般的な周知方法は次のとおりである。

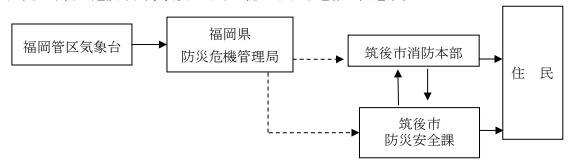
- (1) 直接的な方法
 - ア ちくごコミュニティ無線による通報
 - イ 広報車の利用
 - ウ 水防計画等による警鐘信号、サイレンの利用

- エ 電話・口頭による戸別通知
- オ ホームページの活用
- (2) 間接的な方法
 - ア 公共団体(校区、自主防災組織等)の電話連絡網等による通知
 - イ 他機関を通じての通知
- 4 異常現象発見時の通報 (災害対策基本法第54条関連)
 - (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
 - (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
 - (3) 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
 - (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。
 - ア 気象に関する事項―――著しく異常な気象現象(大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等)
 - イ 水象に関する事項――――異常潮位、異常波浪
 - (5) 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

電話番号	備考
(092) 725 - 3600	気象及び水象に関する事項
(092) 725 - 3609	地震に関する事項(官庁執務時間)
(092) 725 - 3606	地震に関する事項(夜間・休日)
(092) 641 - 4734	夜間退庁時災害連絡用
(092) 641 - 4141	内線:5722 5723 (警備課)
(0942) 52 - 0110	
(093) 321 - 2931	
	(092) 725 - 3600 (092) 725 - 3609 (092) 725 - 3606 (092) 641 - 4734 (092) 641 - 4141 (0942) 52 - 0110

第3 火災気象通報の伝達系統

1 火災の予防上危険な気象状況であると認められる通報の伝達系統



(注) -----▶ は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

第2節 被害情報等収集伝達計画

所管部署:庶務班、調査班

この計画では、災害の発生に伴う被害状況等の情報について、情報の収集及び報告に関する責任 者、報告基準、方法等を定める。

第1 情報の収集及び報告

市は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し、速やかに関係機関に伝達を行う。

1 情報の収集・伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

2 情報の内容

収集するべき情報の主なものは以下のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の 保護に関連あるものを優先する。

■ 収集すべき情報の項目

	収集項目
1	人的被害
2	建物被害
3	避難情報等の発令状況、警戒区域の指定状況
4	避難の状況
5	防災関係機関の防災体制(配備体制等)
6	防災関係機関の対策の実施状況
7	交通機関の運行・道路の状況
8	ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営状況
9	市からの要請及び防災関係機関への要請

3 情報の収集方法

市は、電話、携帯電話、各種無線設備(衛星携帯電話の借用等を含む)を活用するほか、調査班を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

4 異常な現象発見者の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市若しくは警察官 に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3) (1) 又は(2) により通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報するとともに、住民 その他関係の公私の団体に周知し、とるべき必要な措置を指示する。
 - ア 福岡管区気象台
 - イ 福岡県知事(災害対策本部が設置されているときは同県本部長)
 - ウ その他の関係機関

第2 報告基準

市が内閣総理大臣(消防庁経由)及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告記入要領」により行う。なお、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく災害以外の火災即報及び救急事故即報についても報告する。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 市が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2県以上にまたがるもので1つの県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合 に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し、市域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破提等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 道路の凍結又は積雪等により、孤立集落を生じたもの
- (8) 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高い と認められるもの

第3 報告責任者

災害に伴う被害状況の調査は災害対策の基本となるものであるから、本部長は、あらかじめ被害 状況報告者を定めておく。また、本部長は集計した結果を速やかに知事に報告する。

第4 報告の種別

- (1) 災害即報 被害が発生したとき直ちに行う。
- (2) 中間報告 発生報告後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告 応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

第5 報告の方法

通信の輻輳を避け迅速を期すために略号を定めるものはそれを利用し、その他の事項についても できるだけ要点を簡潔に整理し、次の方法により報告する。

- 1 電話(非常電話、緊急電話)
- 2 ファックス
- 3 防災・情報通信ネットワークシステム
- 4 通信方法が不通の場合 通信可能な地域まで伝令により報告するなど、あらゆる手段をつくして報告しなければならない。
- 5 確定報告 必ず別紙様式の「災害中間報告・災害確定報告」により文章で報告する。

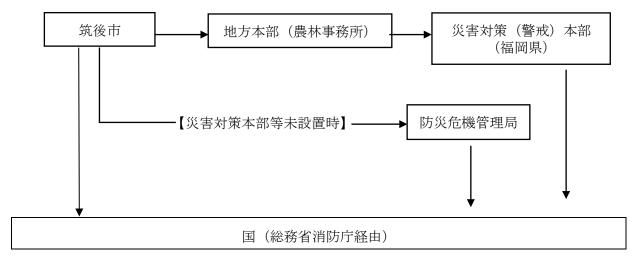
第6 市の措置

1 県、国への報告

- (1) 市は、被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところにより行い、県に被害状況の報告ができない場合には、消防庁(応急対策室)に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合には、市から県に加えて直接消防庁(応急対策室)に行うものとする。
- (2)「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、 第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限 り早く、分かる範囲で報告する。

2 連絡窓口

市から県、国への被害状況(即報、確定)報告系統図



		平日 (9:30~17:45)	左記以外
		※応急対策室 ※宿直室	
	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
NTT回線	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
NU II-La II-La /// free /arfs	電話	78-840-90-49013	78-840-90-49102
消防防災無線	FAX	78-840-90-49033	78-840-90-49036
地域衛星通信衛	電話	78-700-79-048-500-90-49013	78-700-79-048-500-90-49102
星ネットワーク	FAX	78-700-79-048-500-90-49033	78-700-79-048-500-90-49036

第3節 広報・広聴計画

所管部署:広報•情報班

市は、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。

また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報の際は、要配慮者に対しても情報を正確に伝達できるよう配慮する。

第1 被害情報の収集及び広報機関

- 1 市域の被害状況等の収集は、各班が行い庶務班に連絡
- 2 市民に対する広報は、広報・情報班が担当
- 3 災害現地の状況は、写真等による情報収集

第2 広報の方法

災害対策本部は下記のような媒体を活用し、多様な手段で市民に対して広報を行う。

- 1 広報車
- 2 報道機関:新聞、テレビ、ラジオ(AM放送、FM放送)
- 3 インターネットのホームページ
- 4 ちくごコミュニティ無線
- 5 緊急速報メール・エリアメール
- 6 自主防災組織等への電話連絡
- 7 市公式 LINE 等の SNS
- 8 福岡県防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、防災メール・まもるくん
- 9 その他活用できる媒体

第3 市が実施する広報の内容

市は、災害応急対策の第一次的実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)と連携している福岡県防災情報システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

市が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- 1 災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること
- 2 避難情報等に関すること
- 3 災害時における住民の心がまえ
- 4 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- 5 災害応急対策実施の状況に関すること
- 6 電気・ガス・水道・燃料等の供給に関すること
- 7 安否情報に関すること
- 8 指定避難所の設置に関すること
- 9 応急仮設住宅の供与に関すること
- 10 炊き出しその他による食品の供与に関すること
- 11 飲料水の供給に関すること
- 12 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- 13 災害応急復旧の見通しに関すること
- 14 物価の安定等に関すること
- 15 その他

第4 広聴活動

市は、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第5 放送の要請

市は、放送局を利用することが適切であると考えるときは、県を通じて放送要請を行う。ただ し、緊急時等やむを得ない事情があるときは、市からも直接要請できる。

第4節 避難計画

所管部署:庶務班、広報・情報班、救護班、要支援者支援班

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急安全確保に関する措

置(以下、「緊急安全確保措置」という。)をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の指示、高齢者等避難等の発令及び伝達

1 高齢者等避難

市長は、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難を実現する ため、避難指示、緊急安全確保のほか、高齢者等避難を発令し、あらかじめ定めるマニュアル等に 沿った高齢者等避難等の伝達を行う。

2 避難の指示

(1) 避難の指示権者

各指示権者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その災害の拡大防止等特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難の指示を行う。

【避難の指示権者及び時期】

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	とるべき 措置
市長 (委任を 受けた 吏員)	災対法第 60 条第 1 項、第 3 項	全災害 ・災害が発生し又は発生のお それがある場合 ・人の生命又は身体を災害か ら保護し、その他災害の拡大 を防止するため特に必要があ ると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行 うことにより人の生命又は身 体に危険が及ぶおそれがある と認めるとき	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	①立ち退きの 指示 ②立ち退き先 の指示(※1) ③緊急安全確 保措置の指示	県知事に報 告(窓口: 防災危機管 理局)
知事 (委任を 受けた 吏員)	災対法第 60 条第 6 項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその 全部又は大部分の事務を行う ことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の 公示

警察官	災対法第61条 警察官職務執 行法第4条	全災害 ・市長が避難のため立ち退き 又は緊急安全確保措置を指示 することができないと警察官 が認めるとき又は市長から要 求があったとき ・危険な事態がある場合にお いて、特に急を要する場合	める地域 の居住者、 滞在者、そ の他の者 ・危害 おそ ける	②立ち退き先	条による場合は、市長に 通知(市長は
自衛官	自衛隊法第 94 条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合		避難について 必要な措置 (※2)	警察官職務 執行法第 4 条の規定を 準用
知事 (その 命を受 けた県 職員)	地すべり等防 止法第 25 条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫している と認めるとき	必要と認め る区域内の 居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を 管轄する警 察署長に報 告
知 事 (その命 を受け た 県職 員) 水防管 理者	水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により 著しい危険が切迫していると 認められるとき	同上	同上	その区域を 管轄する警 察署長に通 知(※3)

- ※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する。
- ※2 警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
- ※3 水防管理者が行った場合に限る。
- (注)「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(2) 避難の指示等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要が あると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退き の指示、緊急安全確保の指示を行う。 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地 近傍の支所等において指示等を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものと する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測され てから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努 める。

また、市民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとと もに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやす い時間帯における準備情報の提供に努める。

災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

国及び県は、市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言を行う。

(3) 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

3 相互の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。

4 住民等への周知

(1) 避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行った場合には、市民に対しちくごコミュニティ無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示又は緊急安全確保の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとす

る。また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- (2) 市は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (3) 市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民への周知徹底に努める。
- (4) 避難指示等の信号
 - 警鐘信号 乱 打

約1分間 約1分間

- サイレン信号 ----- 5秒休止 ----- 5秒休止 (くりかえし)
- ちくごコミュニティ無線 サイレン後音声放送

5 洪水時の避難指示等

- (1) 市長は必要に応じて、基本法に基づく避難のための立ち退きの指示をする。
- (2) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は 水防管理者は、水防法に基づき、立ち退きを指示することができる。
- (3) 判断基準

避難指示等は、河川毎に下記の基準に達した場合に発令する。

■矢部川

避難情報 の種類	発令基準	対象区域
高齢者等避難	○水位が「避難判断水位」に達したとき	古川校区
	(船小屋7.80m、中川原橋6.00m)	水洗校区
避難指示	○水位が「氾濫危険水位」に達したとき	下妻校区
	(船小屋8.40m、中川原橋6.90m)	古島校区
	○破堤につながるような漏水等を確認したとき。	

緊急安全確保	○水位が「計画水位高」に達したとき	
(船小屋9.53m、中川原橋7.70m)		
	○堤防の決壊・越水を確認したとき。	
	○市内で災害が発生したとき、又は切迫している	
	状況にあると市長が認めるとき。	

■山ノ井川

避難情報の種類	発令基準	対象区域
高齢者等避難	○流域雨量指数の予測値が13.0に達するとき。	二川校区
	(基準Ⅱ 赤色 警戒レベル3相当)	西牟田校区
避難指示	○流域雨量指数の予測値が14.3に達するとき。	
	(基準Ⅲ 紫色 警戒レベル4相当)	
緊急安全確保	○堤防の決壊・越水を確認したとき。	
	○市内で災害が発生したとき、又は切迫している	
	状況にあると市長が認めるとき。	

■山ノ井川(観測地点:徳久橋下流 230 メートル地点)

避難情報の種類	発令基準	対象区域
高齢者等避難	〇右岸水位目盛が1.5mに達したとき。	停車場区
避難指示	○右岸水位目盛が2.0mに達したとき。	秋松区 藤島区
緊急安全確保	○堤防の決壊・越水を確認したとき。○市内で災害が発生したとき、又は切迫している状況にあると市長が認めるとき。	

■花宗川

避難情報の種類	発令基準	対象区域
高齢者等避難	○流域雨量指数の予測値が12.4に達するとき。	二川校区
	(基準Ⅱ 赤色 警戒レベル3相当)	水田校区
避難指示	○流域雨量指数の予測値が13.6に達するとき。	古島校区
	(基準Ⅲ 紫色 警戒レベル4相当)	
緊急安全確保	○堤防の決壊・越水を確認したとき。	
○市内で災害が発生したとき、又は切迫している		
	状況にあると市長が認めるとき。	

6 風害時の避難指示等

風害時における避難指示等は、河川毎に下記の基準に達した場合に発令する。

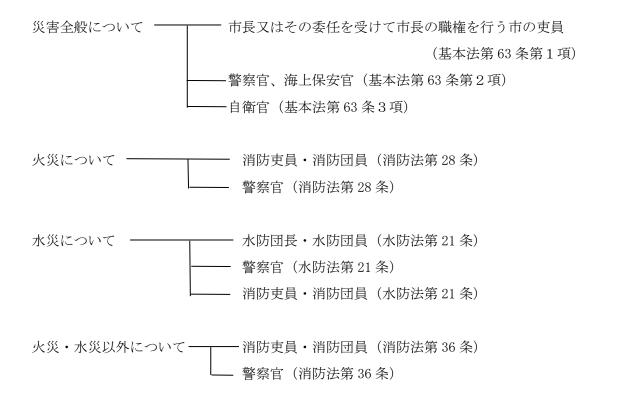
避難情報の種類	発令基準	対象区域
高齢者等避難	○最大風速44m/s未満の勢力の台風が接近し、当市 域が台風の暴風域に含まれることが、今後数時間後 に予測される場合	市内全域
避難指示	○最大風速44m/s以上の勢力の台風が接近し、当市 域が台風の暴風域に含まれることが、今後数時間後 に予測される場合	
緊急安全確保	○市内で災害が発生したとき、又は切迫している 状況にあると市長が認めるとき。	

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための 警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行うこととする。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(基本法第 73 条第 1 項)



2 警戒区域(基本法第63条関係)の設定と解除

基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 水防団および消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川 管理者、市と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要性がある場所において警戒区域を設定 し、水防関係者以外のものに対してその区域への立入の禁止又は退去等の指示を実施する。
- (3) 警察官又は海上保安官は、市長(権限の委任を受けた市職員を含む。)が現場にいないとき、 又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域 を設定した旨を市長へ通知する。
- (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知する。なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずることとする。
- (5) 市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有し、ダムや河川等の施設を管理していることの多い指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。
- (6) 警戒区域を設定した場合は、ロープを張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、 必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。
- (7) 市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等の明示物を撤去 し、解除した旨避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。避難所以外に避難して いる対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各媒体を活用して周知 する。

第3 避難者の誘導及び移送

1 避難者の誘導

住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市が実施する。

市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

2 避難行動要支援者の避難誘導・移送

市は、避難行動要支援者に対しては優先的に避難誘導・移送を行うものとし、避難誘導に当たっては、各地域の自主防災組織や行政区等の地域住民においても、福祉関係者との連携のもと、市等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

3 避難者の移送

市は、被災地域が広範囲にわたりあらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは、 指定避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び近隣市町等の協力を得て、避難者を他 地区へ移送する。

4 広域避難

(1) 広域避難についての協議

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難 所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、受け入れについて県及び他市町 村と協議する。

(2) 広域避難の実施について

市及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、 関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(3) 避難者への情報提供

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

5 広域一時滯在

(1) 広域一時滞在についての協議

市は、大規模災害時に、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、受け入れについて県及び他市町村と協議する。

(2) 広域的避難収容活動の実施

市は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第4 指定避難所等の開設

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民などに周知徹底を図る。

指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

また、大規模災害発生時には、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が 量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含 め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用し て周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が 続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとす る。

指定避難所等を開設する場合、市は以下の点に留意する。

- (1) 開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 管轄警察署等との連携
- (3) 指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成(なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に 係る情報についても、把握するよう努める)
- (5) 要配慮者に対する配慮
 - ※ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮 者の居場所や安否の情報についても収集するよう努める。
- (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の 配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備
- (7) 関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。
 - ア 指定避難所等の開設の日時及び場所
 - イ 受入れ状況及び受入れ人員
 - ※ 指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報についても、早期に 把握するよう努めるものとする。
 - ウ 開設期間の見込
 - 工 避難対象地区名
- (8) 指定避難所等の適切な運営管理
 - ア 指定避難所等における協力体制の構築

指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、 住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した外部支援者等の協力が得 られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

- イ 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化
- ウ 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

エ 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、避難所利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(9) 収容人数等の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、 住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用し て避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(10) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を 講じるよう努める。

第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意するものとする。

- 1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理
 - (1) グループ分け
 - (2) プライバシーの確保
 - (3) 多様な者の視点等に配慮

指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努めるものとする。

- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 指定避難所運営管理ルールの徹底

円滑な指定避難所運営管理の行うための指定避難所運営管理ルール (消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。

- (6) 指定避難所のパトロール等
- (7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

- (8) 福祉避難所(要配慮者(社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。)が、相談等の必要な生活 支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設の検討と要配慮 者の移送・誘導等
- 2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理

市は以下の点に留意する。なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。また、国、県及び市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。なお、国、県及び市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (1) 自主運営管理体制の整備
- (2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- (3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営管理
- 3 保健・衛生対策

市は以下の点に留意する。なお、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食品衛生対策
- (6) 感染症対策
- (7) 心の健康相談の実施

第6 収容施設の確保

避難者が大量長期化した場合、市は、市営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、公民館等の施設の提供に努める。・

第7 要配慮者を考慮した避難対策

市は、浸水想定区域内にある要配慮者関連施設に対し、ファクシミリ、電子メールによる洪水予報等の伝達体制を確立する。

また、洪水ハザードマップ等を作成し、浸水が想定される流域校区の世帯に配布するとともに、 市役所でも配布する。

災害時においては要配慮者(妊産婦、身体障害者、高齢者、乳幼児、外国人等)を優先に避難所 へ収容する。

避難所では高齢者、障害者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施する。

また、要配慮者に向けた情報の提供について十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け仮設住宅の設置等に努める。

第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

市は、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な 生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に 必要な措置を講ずるよう努める。

第9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。

なお、一時滞在施設の運営管理に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズ に配慮するよう努める。

第10 県知事に対する報告

市長は、自ら避難のための立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したとき、及び警察官から 避難のための立ち退きの指示について通知を受けたときは、速やかに県知事に対して次の事項を報 告する。

- 1 避難指示又は立ち退き先の指示の区分
- 2 避難指示又は立ち退き先の指示をした日時及び区域
- 3 対象世帯及び人員

第11 救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事(権限が委任された場合は市長) が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

2 期間

災害発生の日から7日以内とする。

3 費用

- (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、 器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費
- (2) 避難所が冬季(10月1日から3月31日)に設置された場合は、燃料費として資料編に定める額を加算。
- (3) 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する 福祉避難所である場合は、当該地域の通常の実費を加算

第12 自主防災組織の応急活動内容

1 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、 火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初 期消火に努める。

2 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市への報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

3 救出・救護の実施及び協力

建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機 材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、あらかじめ地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認し、周知徹底する。

4 避難の実施

市長、警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者が確認すべき事項

- ア 市街地………火災、落下物、危険物
- イ 起伏の多いところ……がけ崩れ
- (2) 円滑な避難行動がとれる必要最小限度の荷物
- (3) 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対して、地域住民の協力の下の避難誘導

5 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第5節 水防計画

所管部署:庶務班

この計画は、洪水による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減するとともに人命及び財産の保護を図るための水防活動を実施することを定める。

第1 実施責任と義務

水防法の規定に基づき、市はその区域における水防を十分に果すべき責任を有し、水防管理者、 水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区 域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第2 水防体制

1 水防本部の設置

洪水に対する危険があると市長が認めたときは、水防活動を迅速かつ積極的に推進するため、市において水防本部を設置する。ただし、市の災害対策本部が設置された場合は、市水防本部はその傘下に入るものとする。

2 水防本部の組織

水防本部の組織及び事務分掌は、本計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

3 水防体制の種類と内容

以下の基準で配備を行う。

配備体制の区分	配備基準	配備職員
第1配備 (準備体制)	気象情報により災害が予想されるが、時間的余 裕がある場合で、少数の人員をもってあたり情 報の収集、連絡活動を主とした準備的な配備	防災安全課担当職員、道路課担当職員、水路課担当職員、消防勤務職員
第2配備 (警戒体制)	気象情報により災害の発生が予想され、事態の 推移によっては、災害対策本部を設置できる体 制の配備	災害警戒本部員、防災安全課職 員、道路課職員、水路課職員、消 防職員、救護班、要支援者支援班、 広報・情報班、人事班
第3配備(救助体制)	比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生 した場合又は災害の発生が必至となった場合 で、災害対策本部を設置し、各部の所要職員を配 置させるとともに、その他の職員を待機させ、状 況により第4配備に移行できる配備	所属職員の約半数
第4配備 (非常体制)	相当大規模の災害が発生し、又は災害の規模が 相当拡大するおそれがある場合で、各部の総力 をあげて配備につき、直ちに活動できる配備	所属職員全員

第6節 消防計画

所管部署:消防班

消防組織法第3章に規定するように消防責任は、市にあり、したがって防除活動は、市がその責任において行う。

第1 消防活動の体制

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うととも に、消防機関に協力するよう求める。

第2 消防活動の実施

1 危険区域

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪 条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、部隊を増強し、延焼防止に努める。

また、風位の変化等による不測の事態にも対応できる体制を整える。

2 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、 飛火延焼の可能性が高く、風下へ一方的に延焼し、防除活動が極めて困難であることを考慮し、火 勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に努める。

第7節 救出計画

所管部署:消防班、筑後警察署

本計画では、災害のため生命身体が危険な状態にある者又は、生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助の実施について定める。

第1 実施責任者

市、市消防本部及び警察は、災害により行方不明の状態にある者(周囲の状況により死亡していると推定される者を含む)を対象として捜索活動を行う。

第2 救助対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者等を救助する。

- 1 火災時に火中に取り残された者
- 2 孤立した地点に取り残された者
- 3 倒壊家屋の下敷きになった者
- 4 がけ崩れ等により生き埋めになった者
- 5 地震により発生した大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生時に救助を要する者

第3 救助体制の確保

災害発生時における救助体制の確保は、おおむね次の要領で行う。

- 1 災害発生後、市民及び地域防災組織は速やかに住居周辺の倒壊家屋が生じていないか、火災 が発生していないかの状況調査
- 2 火災の発生が認められた場合、初期消火活動
- 3 被害の状況については、災害対策本部各班による速やかな全市の状況把握
- 4 消防団は、団長の指示の下、救助に係われる人員の把握及び救助機器の確認と救助隊の結成
- 5 特に被害が甚大なとき及び市長が必要と認めた場合、県に対する救助の応援要請

第4 救助活動

救助活動の方法は、次の要領で行う。

1 災害対策本部消防班及び関係機関等の相互協力により、その管轄区域の救助方法を決定し、 各救助隊による救助活動

- 2 各関係機関(消防、警察、自衛隊等)が、同一現場で救助に当たる場合は、現場での活動調整の方針について災害対策本部内で協議と明確かつ迅速な意思決定
- 3 救出した負傷者は直ちに救急車等により、その症状に適合した救急病院等へ搬送する等適切 かつ迅速な医療活動
- 4 各救助隊の活動が完了した場合、別災害地への速やかな救助対応

第5 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の救助の措置については、知事(権限が委任された場合は市長)が行うが、費用の対象等は次のとおりとする。

1 対象者

- (1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

3 費用

- (1) 借上費 救助のために必要な機械、器具の借上費で直接使用したもの
- (2) 修繕費 救助のために使用した機械器具の修繕費
- (3) 燃料費 機械器具等を使用する場合に必要な燃料費・照明用の灯油代・暖房用燃料費

第8節 医療救護計画

所管部署:医療班

本計画では、災害のためその地域の医療機関が機能しなくなり、又は著しく不足若しくは医療機関が混乱した場合における、医療及び助産の対策について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、市長が行う。なお、市で実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

第2 医療救護体制

災害発生時における医療救護は、市が実施する。

1 医療救護所の設置

市は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して医療救護所を設置し、住民に周知する。

2 医療班の編成

市は、被害状況に応じ、地域の救護状況の把握に努めるとともに、必要な医療班を編成し確保する。

医療班は、医師会の協力を得て、原則として医師1名、看護師2名、連絡員1名の4名で一つの 班を編成する。また、八女筑後医師会は、状況により自らの判断で医療班を編成し派遣できる。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請する。

- (1) 必要人数
- (2) 期間
- (3) 派遣場所
- (4) その他必要事項

3 活動内容

医療救護所においては、以下の活動を重点的に実施する。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定 (トリアージ:傷病者の振り分け業務)
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 記録及び災害対策本部への状況報告

4 救助法が適用された場合

救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療班によって行う。

- (1) 医療及び助産の対象
 - ア 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
 - イ 災害の発生日以前、又は以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者
- (2) 医療及び助産の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
 - エ 病院又は診療所等への収容
 - オ 分娩の介助
 - カ 分娩前及び分娩後の処置

キ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 医療及び助産の期間

ア 医療の実施期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

イ 助産の実施期間は、分娩した日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

5 後方医療救護体制

市における後方搬送医療機関は、以下に示すとおりとするが、これら医療機関で対応できない中等・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関(救急病院)に収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関(救命救急センター)に収容する。

※後方搬送医療機関

被災を免れた災害拠点病院、救急病院、診療所及び負傷者の治療、収容に協力可能な医療 機関をいう。

6 災害派遣医療チームの要請

消防本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム(福岡県DMAT)及びふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおかDPAT)の派遣を要請する。

第3 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

被災現場から医療救護所等への負傷者搬送は、市消防本部、警察、消防団及び自主防災組織等と 連携を図りながら、その協力のもとに実施する。

なお、被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、原則として市消防本部が実施する。

2 応援の要請

医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市で対応できない場合は、県、日本赤十字社福岡県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

3 ドクターヘリコプターの活用

道路の被害等、交通の状況で救急車による搬送が困難な場合、または傷病者で緊急に特別な治療を要するときは、市消防本部や医療機関がドクターへリコプターの出動を要請する。

第4 医療品、医療資器材の調達

市は、備蓄した医療品、医療資器材等を有する場合は医療救護所で使用し、不足する場合は、以下の方法で確保する。

1 医療品及び衛生材料の調達

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、各病院に備蓄のものを使用するものと し、なお不足するときは市内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達する。

2 輸血用血液の確保

輸血用血液の確保については、日本赤十字社福岡県支部を通じ、福岡県赤十字血液センターから 迅速に必要量の供給を受ける。

第5 広域応援医療体制の確保

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保する。

1 応援が必要な資源の把握

市及び県は救護のための医療関係者、各症状に合わせた市外の病院情報、救急医療のための医薬品等の情報とこれに基づく運搬等の資機材、及び負傷者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

2 受入体制の整備

市及び県は応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入体制の整備を図る。

第9節 給水計画

所管部署:上下水道班

本計画では、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対する応急給水について定める。

第1 実施責任者

- 1 飲料水供給の直接の実施は市長が行う。ただし、救助法が適用されたときは、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。
- 2 市において実施が不可能又は困難な場合は、市長は下記の事項を明示して知事に要請し、県 は、その要請に基づき上水道業者及び関係機関に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整 を行う。

- (1) 供給人口
- (2) 供給水量
- (3) 供給期間
- (4) 供給地
- (5) 給水用具(タンクのみ、その他)

第2 確保水量

市が実施する被災者に対する応急給水については、当初は、最低1人1日3リットルの飲料水を 供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させ、発災後4週を目処に被災前の 水準にまで回復させるよう努める。

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3 目	3 0/人・目	おおむね1㎞ 以内	飲料水 (生命維持用水)
10 日	20 0/人·日	おおむね250m以内	飲料水+炊事用水+トイレ用水
21 日	100 0/人・日	おおむね100m以内	上記+洗濯水+避難所での入浴
28 日	約2500/人・日	おおむね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29 日	通水		

第3 飲料水の供給

- 1 飲料水が汚染したと認められる場合は、浄水滅菌して供給する。
- 2 被災地において飲料水を確保することが困難な場合は、被災地に近い水源地から供給する。この場合、時間給水等を行う。
- 3 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入又は被災者に配付する。
- 4 給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的、物的両面から非常に困難と思われるので、原則として拠点給水方式を優先する。

(1) 拠点給水方式

避難所や配水池、消火栓等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

(2) 運搬給水方式

主に給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設 へ応急給水を実施する。

5 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については使用前に洗浄し、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認する。特に、井戸水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置等により安全を確保する。

第4 近隣市町村及び県の支援要請

市は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、市で対応できない場合には、近隣市町村及び県からの広域的な支援を要請する。

第10節 食料供給計画

所管部署:救護班、資材班

本計画では、災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者に対する応急食料及び副 食調味料の供給並びに炊き出し等について定める。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊き 出し等は、市長が実施する。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、知事(権限を委任された 場合は市長)が行う。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、県本部若しくは隣 接市町の応援を求めて実施する。

第2 給食需要の把握

下記の応急食糧の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者(電気、上水道供給停止等による)数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

- 1 避難所に収容された者
- 2 住家に被害を受けて炊事の出来ない者
- 3 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者
- 4 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給の受けられない者
- 5 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 6 災害応急対策に従事している者

第3 給食能力の把握

- 1 給食関係施設の被害状況の把握 給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。
- 2 公的備蓄・業者調達可能量の把握 公的備蓄量及び小売業者、又は卸売業者が保有している量を把握する。

第4 給食活動の実施

1 食料の調達

(1) 食料品

炊き出しに至るまでの応急用として、主に市内で調達可能な食料品の給与を行う。

(2) 米穀及び副食等

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の保有分により調達する。災害救助法適用の場合で、災害の状況により業者の保有のみでは供給が困難であるときは、市から県へ応援要請し、知事から農林水産省農産局長に対し災害救助用米穀の引渡を要請する。

副食、調味料については、必要に応じて市内業者から調達する。ただし、市において副食、調味料の調達が不可能又は困難なときは、知事にそのあっせんを依頼する。

2 食料等の調達

避難者への食料等の調達は、資材班が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。

3 炊き出しの実施

市は、給食可能設備を有する施設について、速やかに炊き出しができるかどうか把握する。原則として、炊き出しは配給対象者、地域ごとの各組織が中心となって行う。状況により、市において炊き出しを実施することが不可能若しくは困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼する。なお、食品の衛生管理面については、保健所等の指導をあおぎながら、適切な衛生管理に努める。

第5 救助法で定める基準による炊き出し及び食品の給与方法

1 給与の対象

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家の被害(全焼、全壊・流出・半焼又は床上浸水等)により現に炊事ができない者
- (3) その他市長が給与を必要と認めた者

2 給与の方法

- (1) 市長は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、市長からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め、農林水産省政策統括官に通知するとともに市長にこの旨通知する。
- (3) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

4 期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第11節 生活必需品等供給計画

所管部署:商工班

本計画では、被災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与について定める。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。災害対策本部において実施困難な場合は、県若しくは他の機関に調達を要請する。ただし、救助法の適用後においては、同法の規定に基づき、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

第2 調達計画

商工班は、災害時に供給が必要な物資について定め、調達物資の名称、数量、送付先等を明確に し、市内業者等から調達を行う。

また、必要とする生活必需品が市内で確保することができないときは、県若しくは他の機関に物 資の調達を要請する。

第3 生活必需品の種類

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

- 1 寝具(毛布、布団等)
- 2 被服(衣服、肌着、大人用紙おむつ等)
- 3 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)
- 4 食器(茶わん、皿、はし等)
- 5 保育用品(ほ乳びん、紙おむつ等)
- 6 日用品(石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉、トイレットペーパー、タオル、乾電池等)
- 7 光熱材料(マッチ、ローソク、簡易コンロ等)
- 8 その他

第4 配分の要領

調達した生活必需品は、被災者名簿により速やかに配分する。なお、仕分については、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

第5 配給方法

被服、寝具その他生活必需品の配給は、商工班を中心に実施する。物資の配給を行ったときは、 必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成する。

第6 救援物資の集積場所

市では、救援物資集積場所を定め、円滑に仕分配送ができるように努める。

第7 救援物資に要する車両等

通常の陸上輸送は、市民間輸送業者の貨物自動車による。なお、緊急を要する場合の輸送については、自衛隊の協力を求める。

第8 救助法で定める基準

- 1 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- (1) 対象者
 - ア 災害により住家に被害(全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等)を受けた者
 - イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者
 - ウ 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目
 - ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

- ウ 炊事用具及び食器
 - 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- 工 光熱材料
 - マッチ、プロパンガス等
- (3) 給与又は貸与の方法
 - 一括購入し、又は備蓄物資から放出し市長が分配する。
- (4) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の同意を得て延 長することができる。(特別基準)

第12節 交通対策計画

所管部署:技術班

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察(公安委員会)、道路管理者、鉄道事業者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため 必要な措置を行う。

1 警察(公安委員会)による交通規制等

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、区間又は 区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは緊急通行車両の 先導を行う。
- (3) 緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

2 道路管理者による通行の禁止、制限

道路管理者は、道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、各道路管理者は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報の把握に努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

3 相互の連携・協力

警察(公安委員会)及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力 し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援 部隊の要請

- (3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後 の運行体制についての連絡・通報をする。

4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- (2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

5 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合においては、必要がある場合は、まわり道を明示して、 一般の交通に支障のないように努める。

第13節 緊急輸送計画

所管部署:資材班

本計画では、災害時における被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材等の輸送(以下「災害輸送」という。)を迅速確実に行う方法等について定める。

第1 実施責任者

災害輸送は、その応急対策を実施する機関が行う。また、災害対策本部における自動車輸送に当たって民間から借り上げる自動車の確保は一括して資材班が担当する。ただし、車両等が不足する場合は、周辺市町村長及び知事に応援を求める。

第2 災害輸送の種別

災害輸送は次のうち、最も適当な方法で行う。

- 1 貨物自動車、乗合自動車等の自動車による輸送
- 2 ヘリコプターによる輸送
- 3 自転車、バイク等による輸送
- 4 鉄道による輸送

第3 輸送力の確保等

1 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- (1) 市所有の車両
- (2) 災害時応援協定締結団体の車両
- (3) 他の公共団体の車両
- (4) その他自家用車両

2 輸送の実施

資材班に自動車等の確保を要請するときは、次の条件を明示して行う。また、資材班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員、物資品名、輸送量
- (3) 車両等の種類及び車両の台数
- (4) 集合の場所及び日時
- (5) その他必要な事項

第4 救助法に基づく措置

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水
- (5) 救済用物資の整理配分
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理(埋葬を除く)

2 費用の限度

県災害救助法施行細則で定める額

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣 の承認を得て延長された場合(特別基準)は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第14節 防疫対策計画

所管部署:防疫班、農林班

本計画では、被災地で発生する感染症を予防するための対策について定める。

第1 実施責任者

被災地における感染症対策は、市長が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により 実施が困難な場合は知事に依頼する等適宜の処置をとるが、特に知事が必要と認めたときは、感染 症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置について実施する。

第2 感染症対策

感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外・便所・給水施設その 他感染症発生の疑いのある箇所とする。

第3 感染症対策業務の実施方法

感染症対策の活動は、次の方法により行う。

- 1 市は、南筑後保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行う。
- 2 南筑後保健福祉環境事務所の積極的疫学調査の実施に当たっては、これに協力し、情報の的 確な把握に努め、積極的疫学調査の結果、必要と認められるときは、健康診断の実施に協力す る。
- 3 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の家屋、井戸等の消毒並びにねずみ族、 昆虫等の駆除を行う。
- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2の規定により、生活用 水の供給を行う。
- 5 感染症患者が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡し、医療機関を受診させる。
- 6 予防接種の実施

防疫上必要と認める場合は、臨時の予防接種を行う。

区分	実 施 方 法		
疫学調査	主として保健師を中心として聞きこみにより在宅患者の調査を行い、発見し		
	た場合は、県の指示の下に感染源等を調査する。		
健康診断	疫学調査の結果、感染症患者又は疑いのある地域住民に対し、必要に応じて		
	検体採取に協力させる。		
消毒方法	感染症法第 27 条第 2 及び第 29 条第 2 の規定による知事の指示に基づき、消		
	毒を実施する。		
ねずみ族・	感染症法第28条第2の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域		
昆虫等の駆除	内を対象として、ねずみ族・昆虫の駆除を実施する。		

予防接種	予防接種法第6条の規定による知事の指示に基づき、臨時の予防接種を行う。
給水	感染症予防法第31条第2の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供す
治 水	る水の供給を行う。

第4 感染症対策活動に必要な携帯資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

- 1 噴霧器(各種)
- 2 消毒薬品
- 3 昆虫駆除薬剤
- 4 検便用資材等

第5 報告

市長は、警察・その他関係団体との緊密な協力体制を確保しつつ、次の事項について南筑後保健 福祉環境事務所を経由して知事に報告する。

- 1 被害の状況
- 2 防疫活動の状況
- 3 災害防疫所所要見込経費
- 4 その他

第6 家畜防疫

被災地の家畜防疫は、家畜保健衛生所を中心に、市、県、獣医師会、農業共済組合が防疫、診察 に必要な組織を編成し、家畜防疫にあたる。

また、市は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

第7 環境対策

市は、災害による工場等からの有害物資の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物資の漏出を把握した場合は、速やかに県に報告する。

工場、事業所等の関係者は、有害物資の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告し、 漏出対策を適切に対応するものとする。

第8 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難 所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災 した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考 えられる。

市は、必要に応じて動物収容チームを設置し、保険福祉環境事務所、獣医師会等関係機関と協力 して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示す る。

また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。

第15節 保健計画

所管部署:救護班

この計画では、被災地における被災住民の健康保持を図るための対策について定める。

第1 保健相談等

市は、南筑後保健福祉環境事務所と連携し避難所等を巡回して、被災者の健康状態について調査を行うとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

第2 栄養指導等

市は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行う。

具体的には次のとおり。

- 1 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者への指導、相談
- 2 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- 3 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点(ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等)についてのケア
- 4 その他必要な指導、相談

第3 派遣要請

市は、災害の規模が大きく対応が困難であると判断した場合は、県を通じて他市町村等へ保健師等の派遣要請を行う。

第4 被災者のメンタルケア

この計画では、災害に伴い様々な精神症状に陥ることがある被災者が、精神的に癒され、生きる 目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や各関係機関との協力の 下、速やかに的確な対策を講ずることについて定める。

1 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐えがたい災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態
- (5) 被災後の不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪積感により生じる、生き残り症候 群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

2 心的外傷後ストレス症候群 (PTSD) の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、より的確な対応をとる。

具体的には、次のような症状が、長期間続く。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性(思考、活動、興味、人生の展望等)が鈍くなる。
- (3) 覚醒の亢進を表す持続的な症状(不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応)がある。

3 メンタルケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、メンタルケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関の協力を得て、 次のような対策をできる限り、早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- (2) 関係機関等による精神保健相談
- (3) 各種情報を提供するための、避難所等における被災者向けの講演会の実施
- (4) 専門施設での相談電話の開設
- (5) 広報誌等による、被災者への情報提供
- (6) 小・中学校での児童・生徒への精神的カウンセリング

また、被災者に対し、次のことについて配慮すること。

- (1) 被災者が、現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- (2) 被災者が、生活と運命を早い段階で認識して、その持てる力を認知し、発揮できるよう支援する。
- (3) 大規模な災害のあと当然生じる諸反応や立ち直りの問題について支援を促進する。
- (4) 被災後の適応が危ぶまれたり障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- (5) 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置と組み合わせて提供すること。
- (6) 被災者の多様性を認識して、それに応じた措置を講ずること。
- (7) 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、更にその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ計画的に実施できるよう配慮する。

なお、上記の事項は災害対策要員である市及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、市においては災害時の職員の健康管理をメンタルケアも含めて実施する。

第16節 要配慮者(避難行動要支援者)支援計画

所管部署:要支援者支援班

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者 (避難行動要支援者)の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確 認・避難からその後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものと する。

なお、市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1 要配慮者に係る対策

災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者(避難行動要支援者)となる者が発生することから、これら要配慮者(避難行動要支援者)に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市は、以下の点に留意しながら要配慮者(避難行動要支援者)対策を実施する。

- 1 要配慮者(避難行動要支援者)を発見した場合には、当該要配慮者(避難行動要支援者)の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - (1) 避難所(必要と認められる場合は福祉避難所)への誘導・移送
 - (2) 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - (3) 保護者を亡くした児童の里親等への委託

- (4) 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
- 2 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供 を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目 から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第2 高齢者及び障害者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- 1 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力の下に、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供に努める。
- 2 避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事の工夫に努める。
- 3 避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制整備に努める。
 - 4 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うよう努める。
 - 5 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員 等の応援体制整備を図る。
 - 6 避難所や住宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣 や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 児童に係る対策

- 1 市は、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- 2 市は、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護 及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状 況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

第4 外国人等に対する対策

- 1 市は、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- 2 市は、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- 3 市は、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努める とともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第5 帰宅困難者対策

災害発生時において、帰宅が困難となった通勤・通学者、出張者、旅行者等に対する災害応急対 策の実施について定める。

- 1 帰宅困難者対策は、一人ひとりの心がけが大切であるところから、市は事前に通勤・通学者 を中心にリーフレット・ポスターによる普及啓発を行い、発災後は、被災した帰宅困難者の迅 速な把握に努める。
- 2 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、市は帰宅困難者に対して必要な情報 を提供する。
- 3 代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 4 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館の借り上げによる一時的な避難 所の手配に努める。

第17節 安否情報の提供計画

所管部署:庶務班

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報(以下、「安否情報」という。)を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 市・県の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。
- 2 県は、市の安否情報の収集に協力する。ただし、当該災害の発生により、市がその全部又は 大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は市に代わって必要な安否情報を収集 し、照会に回答するよう努める。

第2 情報収集

- 1 市及び県は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 市及び県は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備える ために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された 利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

照会を行う者(以下、「照会者」という。)は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族(親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻予約者、同性パートナー、公的な書類によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。)
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は、1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- 1 第3の1の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要 と認められる情報
- 2 第3の2の者 被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第3の3の者 被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1~3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1~3の区分にかかわらず、市及び県が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度 の情報

第18節 遺体捜索及び収容埋葬計画

所管部署:救護班、消防班、筑後警察署

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者(以下「行方不明者等」という。)や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

本計画では、災害により死亡した者の捜索・検分・処理及び埋葬の実施について定める。

第1 実施責任者

遺体の捜索、収容及び埋葬は、市が警察、消防機関及び日赤奉仕団等の協力を得て行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事(権限を委任された場合は市長)が行う。

第2 行方不明者・遺体の捜索

1 対象者

災害により行方不明の状態にある者、若しくは周囲の事情により既に死亡していると推定される 者。

2 実施方法

- (1) 市は、警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定される者の届出受理を行う。
- (2) 市は、救出に必要な機械器具を借上げて実施する。
- (3) 行方不明者及び遺体の捜索については、消防班を主体とし、警察・自衛隊等の関係機関及び地域住民・ボランティア等の協力の下に行う。

3 応援の要請等

災害対策本部において、被災その他の理由により捜索が実施できないとき、又は遺体が流出等により他の市町村にあると認められるときなどにあっては、県本部に遺体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあっては、隣接市町に捜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (4) その他必要な事項

4 救助法適用時の基準

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(2) 費用

災害救助法により支弁されるのは、捜索のために使用する機械器具等の借上費又は購入費、 修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

第3 遺体の検分処理

市長は、遺体を発見したときは、速やかに筑後警察署に連絡し、その検分を待って処理する。

1 方法

体の処理は、災害対策本部において救護班又は医師が消防団その他奉仕団等の協力により処理場所を借上げ、次の方法により処理する。ただし災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求める。

- (1) 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案(死因その他についての医学的検査を行う。)

2 救助法適用時の基準

1 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意 を得て延長することができる。

2 費用の範囲

遺体の検案・洗浄・縫合・消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用

第4 遺体の安置、一時保存

- 1 市は、遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の安置場所(寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設)に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。なお、一時保存に当たっては火葬の処置をするまでの間ドライアイスを補給する等、適切な処置に努めるものとする。
- 2 市は、遺体の安置場所について、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選 定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努めるものとする。
- 3 被害が集中した市町村では、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要 に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

第5 遺体の埋葬

災害により死亡した者で、市長が認めたときは、次の方法により行う。

1 方法

埋葬の実施は、対策本部救護班において火葬に付すものとし、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等 現物給付をもって行う。なお実施に当たっては次の点に留意すること。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継を受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人としての取扱いの例による。

2 災害救助法適用時の基準

(1) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む。

第19節 障害物除去計画

所管部署:技術班

本計画では、災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山崩れ、がけ崩れ及び浸水等によって道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等が住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている場合、それらの障害物の除去について定める。

第1 実施責任者

- 1 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、市が行う。
- 2 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防長が行う。
- 3 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- 4 山 (がけ) 崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行 うものとし、災害対策本部だけで実施困難なときは知事に対し応援・協力を要請する。
- 5 その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行う。

第2 機械器具の調達

市は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具類のみで不足する場合は、 建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定を締結しておき、機械器具の必要種別数量を調達 する。

第3 所要人員の確保

市長は、災害時の障害物除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもって あてるが、不足する場合は、「災害時応援協定」に基づき、人員及び建設資機材の供給を受ける。こ のほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ地区住民の協力、自衛隊の派遣等を要 請する。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第5 救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事(権限を委任された場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長)が行うが、費用の対象等は次のとおりである。

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2 費用

ロープ・スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

3 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第20節 文教対策計画

所管部署:調查班、救護班

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科 書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 学校教育対策

1 避難所としての学校の役割

学校が避難所となる場合、避難所の運営は、市が行う。教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

2 応急教育

- (1) 応急教育の実施責任者 市立学校の応急教育は、市教育委員会が計画し実施する。
- (2) 応急教育計画の作成とその実施 応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。
- (3) 児童・生徒等の安全の確保措置 災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 市立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、各校長は、市教育委員会と協議し、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるものとする。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市教育委員会の了解の上で、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講ずることもある。

イ 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導 の方法等につき明確な計画を立てておく。
- b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備 えて、次の事項を遵守しなければならない。
 - (a) 学校行事、会議、出張等を中止すること
 - (b) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討
 - (c) 市(県) 教委、筑後警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
 - (d) 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知
 - (e) 児童・生徒等の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認

(イ) 災害時の体制

- a 校長による状況に応じた適切な緊急避難の指示
- b 校長による災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況の速やかな把握と、市教委への連絡、校舎の管理に必要な職員を確保する等、万全の体制の確立
- c 校長による、準備した応急教育計画に基づく臨時の学級編成を行う等災害状況と合致 する速やかな調整
- d 応急教育計画の市教委への報告と速やかな児童・生徒及び保護者への周知徹底

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 教職員の掌握、校舎の整備、被災状況の調査、市教委への連絡、教科書及び教材の供 与への協力
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理。危険物の処理、通学路の点検整備 等についての関係機関の援助
- c 疎開した児童・生徒について、職員の分担を定め、地域ごとの実情把握
- d 災害の推移を把握し、市教委と連絡の上、平常授業に戻れるよう努め、その時期については早急に保護者へ連絡する

(4) 災害救助法に基づく措置

ア対象

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊、又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学 上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒等

イ 具体的な措置(学用品の品目)

教科書及び教材、文房具、通学用品

ウ 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

エ 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。

(5) 施設の応急整備

災害により被害を受けた施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

- ア 施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、県立学校にあっては、県において応急復旧 工事を早急に実施する。市立学校等にあっては、市において応急復旧工事を実施する。
- イ 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するに必要な施設・設備を 校長において確保することができない場合は、次の措置を講ずる。
 - (ア) 市立学校については、市教委から要請のあった場合については、県教育委員会は市教委間 の調整を図る。

(6) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次に より迅速に教職員の補充を行う。

ア 市立学校に対する措置

- (ア) 災害発生時における教育員の被害状況について、市教委は速やかに県教育庁教育事務所を 経由して、県教委に報告する。
- (4) 県教委は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内においてできうる限りの補充
 - b 被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任する措置
 - c 必要に応じて、中学校にあっては時間講師の配当
 - d 上記 a ~ c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第22条の3)の予算措置を講ずるとともに、被災地以外の教育委員会事務局、教育センター、研究所等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣する措置

3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教委は、次により援助又は救護を行う。

被災により就学困難となった市立小中学校の児童・生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市教委に対し、指導及び助言を行う。

被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市教委に報告し、県教育委員会と協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努めること。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
- (3) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
- (4) 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。
- (5) 給食用製パン工場、製粉工場、炊飯工場及び製乳工場が被災した場合は、県学校給食会及び県 牛乳協会が被災状況を速やかに県教委へ報告すること。

5 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

6 被災児童・生徒へのメンタルケア

市・県教委、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災 児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派 遣する。

第2 文化財応急対策

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者(管理責任者)は、被災状況を調査し、その結果を県 教育委員会に報告する。
- 2 市教育委員会は、被災文化財の被災拡大を防止するため、関係機関と連絡し応急措置をとる よう指導・助言を行う。

第21節 応急仮設住宅建設等計画

所管部署:資材班

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1 空き家住宅の確保

1 空き家情報の提供、相談

市及び県は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。

- (1)公的住宅 (市営住宅、県営住宅)
- (2)民間アパート等賃貸住宅
- (3)企業等社宅等

2 募集

募集は、被災市及び空き家提供事業主体が行う。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設に関する計画の立案と実施は、市長が行う。

救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を市が委託 された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用資機材等の調達

県は、市から用地及び資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、、(一社)プレハブ 建築協会、福岡県建築物災害対策協議会、タマホーム(株)、(一社)日本木造住宅産業協会、

(一社)全国木造建設事業協会、(一社)福岡県木材組合連合会(主として製材品など)及び福岡 県森林組合連合会(主として木杭など)、九州森林管理局等関係機関等と協議し、その確保に努め るとともに、他の市町村に対し、必要な応援の措置について指示する。

3 建設用地

応急仮設住宅の建築用地は、筑後市北部交流センターの多目的広場とする。

4 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

- (1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮するものとし、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用するものとし、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は29.7㎡を基準とし、世帯構成人員等を考慮して増減することができる。入 居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均 が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することが望ましい。
- (4) 高齢者等で、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を 利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。こ の場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる。
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。
- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、市が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意する。
 - ア 入居決定に当たっては、高齢者、障害者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障害者等が集中しないよう配慮する。
 - イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅に

おける安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

4 応急仮設住宅の建設支援

- (1) 県は建築基準法第85条に基づき、被災区域等における建築物の応急修繕工事等を行うものについての法定基準や建築確認等の制限を緩和することにより、応急仮設住宅の建設を支援する。
- (2) 県は災害により住宅等を滅失若しくは破損したとき、これを建築若しくは大規模の修繕をする場合、建築確認申請手数料を免除あるいは減免する。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- (1) 応急処理の対象は、災害のため住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、 自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住するこ とが困難である程度に住家が半壊した者(大規模半壊世帯)の住宅とする。
- (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- (3) 修理の期間は、災害発生日から3月以内(災害対策法に基づく国の災害多作本部が設置された場合は6月以内)に完了することとされている。なお、災害の規模や被災地の実態等によって、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行い、必要最小限度の期間を延長する。
- (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- (5) 修理を実施する住宅の選定は、市が行う。
- (6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土砂等の除去

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた 土砂、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住宅障害物の除去に関する計画の立案と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を市が委託された場合の委任を受けた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後、支障の起こらないように実施する。

3 災害救助法に基づく措置

- (1) 障害物除去の対象
 - ア 当面の日常生活が営むことができない状態にあること。
 - イ 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運びこまれていること。
 - ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
 - エ 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。
 - オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。
- (2) 除去の方法

救助の実施機関である知事(救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長)が実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第5 公営住宅の修繕

1 公営住宅の修繕・供給促進

市及び県は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第6 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入 資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」(「一部破損」は除く。)の発行を受けた者は、融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

2 購入の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」(「一部 破損」は除 く。)の発行を受けた者は、融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

3 補修の場合

補修に要する費用が10万円以上で、市から「罹災証明書」の発行を受けた者は、融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

第22節 ごみ・し尿・災害廃棄物等処理計画

所管部署:防疫班

市は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、 市が、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、 運搬、処分により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。また、廃棄物 処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用すること とする。

本計画では、災害時における被災地域のごみ処理・し尿くみ取り等の環境衛生について定める。

第1 実施責任者

被災地域におけるごみ処理・し尿くみ取り等の清掃は、市長が実施する。ただし、災害の規模が 大きく災害対策本部において処理できないときは、隣接市町に応援を求めて実施する。

第2 ごみ及びし尿の処理

1 ごみ処理

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分に当っては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で処分する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮することとする。
- (6) 市民等への広報

市民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

- ア ごみの収集処理方針の周知
- イ ごみ削減の協力要請
- ウ ごみの分別への協力要請

2 し尿処理

- (1) し尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について市民に対し広報する。なお、激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力等を呼びかける。
- (2) し尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレの提供等必要な処理を講ずる。なお、仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- (3) 仮設トイレからのし尿等の排出量を考慮した、総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、他市町村に処理の応援を要請する。また、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (4) 災害時に発生するし尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に定める基準に準拠し適正に処理するものとし、浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイ レ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (5) し尿処理施設が被災した場合には、復旧までの間、し尿等の水処理センターでの適正処理を推進する。

3 がれき等処理

(1) がれき等の発生量の見積り 市は、被害状況をもとにがれき等の発生量を見積る。

(2) 処理体制の決定

市は、がれき等の見積量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。なお、被害が甚大で市で対応できない場合は、県に応援を求め実施する。

(3) がれき等の仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれき等の焼却処分、最終処分が困難なときは、仮置場を確保して対応する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) がれき等発生現場における分別 原則としてがれき等発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) がれき等の仮置場への搬入 焼却施設又は最終処分場へ搬送するまでの間、仮置場でがれき等を保管する。

(6) 仮置場の消毒

必要に応じ、仮置場の消毒を行い、環境衛生上良好な状態の保持に努める。

(7) 最終処分場への搬入

処理が可能となったものから順次最終処分場への搬入を行い、適正に処理する。

(8) 市民等への広報

市民等に対し、以下の項目について広報し、がれき等処理の円滑な推進を図る。

ア がれき等の収集処理方針の周知

イ がれき等の分別への協力要請

ウ仮置場

エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

4 死亡獣畜処理

市は、死亡獣畜について南筑後保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として、化製場又は死亡獣畜取扱場で処理する。なお、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画

所管部署:指定公共機関

災害時において、一般通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に 実施し、通信等の確保を図る。

第1 国内通信施設災害応急対策(西日本電信電話株式会社)

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき 実施し、通信の確保に当たる。

1 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関と連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想 されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。
- (7) その他、安全上必要な措置を講ずる。

4 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳(ふくそう)の緩和及び重要通信の確保 を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。

- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
- ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- エ 警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
- オ 電気通信事業者及びちくごコミュニティ無線等との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル『171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が 困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝 言ダイヤル『171』を提供する。なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始について は、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力 して実施する。利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・ 録音・再生を行う。

(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供

地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が 困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代に ふさわしい伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド 伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて 決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。利用 方法については西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web 171』の利用方法に従って、伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を行う。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被 災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会 不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前 掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限 又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について情報提供を行うとと もに、報道機関との連携を図る。

第2 放送施設災害応急対策(日本放送協会福岡放送局)

1 応急対策

(1) 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

- (2) 資機材の確保
 - ア電源関係諸設備の整備確保
 - イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保
 - ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備
 - エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保
- (3) 放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系 統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

(4) 聴視者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を 利用して周知を図る。

イ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

第24節 ライフライン応急対策計画

市、県、公共機関及びライフライン事業者が所有する施設及び設備は、市民が日常生活を営む上で重要な役割を担っており、これが被災すると各種の緊急対策及び応急対策に重大な支障が生じることから、早期の応急復旧を講ずる必要がある。このための体制を整備するとともに、復興の円滑化のために必要な各種データの総合的な整備保全等を図る。

また、市、県は、定期的な連絡会議等を開催し、ライフライン事業者との連携強化に努める。

第1 上水道施設等の応急対策

所管部署:上下水道班

1 上水道施設等の被害状況の把握と初期活動

市は、取水、導水、浄水施設について、災害が発生するおそれのある場合、又は災害発生後、速やかに各施設の点検調査を実施する。この場合、送・配水管については、管路に係る情報を把握した後、管路の点検を行い、重要管路の送・配水機能の確保を優先して、断水地域を最小とするよう調整を行う。

また、上水道水の安定確保が図れるよう、水質監視を一層強化することができる体制をとる。

2 応急復旧作業

市は、二次災害及び被害拡大を防止するため、施設の応急措置を行った上、復旧工事を行う。

3 応援要請

市は、災害の状況及び復旧の状況に応じて、外部へ人員の確保及び資器材等の調達を要請し、応 急給水及び応急復旧を行う。災害発生後の応急復旧等に必要な協定業者、関係機関等への協力要請 については、日本水道協会福岡県支部水道災害相互応援に関する覚書等に基づき行う。 なお、上下水道班は、被害状況その他応援に必要な情報を要請先に連絡し、応援手段について協議する。応援を要請した場合、上下水道班長は、本部長にその旨を報告する。

4 広報活動

上下水道班は、広報・情報班を通じ、報道関係機関の協力を得て、住民への広報に努める。

第2 下水道施設災害応急対策

所管部署:上下水道班

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。

このため、下水道管理者(市)は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を 整備し、対応する。

1 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずると ともに本復旧の方針をたてる。
- (2) 工事施行中の箇所については、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当たる。

2 ポンプ場及び処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、非常用発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 建物その他の施設には、高潮、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

第3 下水道処理施設の応急対策

所管部署:上下水道班

1 下水道処理施設の被害状況の把握と初期活動

上下水道班は、市域において大規模な災害が発生した場合、直ちに応急対策及び復旧対策を迅速 かつ円滑に実施する。

- (1) 管渠の応急復旧
 - ア 一次調査(目視調査)
 - イ 修繕又は仮復旧
 - ウ 二次調査 (詳細調査)
 - エ 幹線の故障への対応
- (2) 排水設備の応急復旧

2 応援要請

市は、他の自治体へ支援を要請する場合、庶務班を通じて、県に要請する。他の自治体等に対して応援を要請した場合、総合対策部長は、本部長にその旨を報告する。

また、災害対策に必要な資器材を常時確保し、災害時における活用を図るとともに、関係業者との協力関係に基づき、必要な資器材の確保を図る。

3 広報体制

上下水道班は、広報・情報班を通じ、し尿処理施設の使用制限等の市民への広報に努める。

第4 電力施設の応急対策(九州電力送配電株式会社)

1 災害時の活動体制

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合、規模等の状況により九州電力送配 電(株)は、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

※ 緊急時の連絡先:九州電力送配電株式会社 八女配電事業所 0943-23-2427

2 応急対策

(1) 応急対策人員の確保

災害時における特別組織の構成及び協力会社、他電力会社への応援要請等により、復旧要員の 確保を行い、体制を確立する。

(2) 被害状況の把握

電力施設の被害状況のみならず、道路等の被害状況も把握し復旧対策に当たる。

(3) 応急復旧資器材の確保

応急復旧資器材の緊急手配を行うとともに輸送手段の確保を行う。

(4) 復旧順位

原則として、避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先し、災害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(5) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、風水害に伴い感 電等の二次災害のおそれのある場合で、九州電力送配電(株)が認めた場合、又は県、町、県警 察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な予防措置を講ずることとす る。

(6) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給計画」及び九州電力(株)と隣接する各電力会社間で 締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の確保を図ることとする。

(7) 災害時の広報

感電事故、漏電等による出火を防止するため、広報車、又はテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、復旧状況、安全対策等に関する十分な広報を市と協力して実施する。

第5 電話施設の応急対策

1 災害時の活動体制

災害時における公衆電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話(株)が、災害対 策規定の定めるところに従い、迅速かつ的確に実施する。

2 応急対策

- (1) 復旧計画
 - ア 復旧応援隊の必要の有無及びその配置状況
 - イ 復旧資材の調達及び復旧作業日程
 - ウ 仮復旧の完了見込み
 - エ 作業隊員の宿舎、衛生、食糧等の手配等

(2) 復旧順位

非常災害によって被災した市内外電話回線の復旧は、医療、消防等防災関係機関等から順次実施する

(3) 応急対策

ア 通信の途絶の解消と通信の確保

- (ア) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (4) 衛星通信・各種無線による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切換装置等の実施
- (エ) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 非常用移動電話装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化

イ 通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせ及び見舞い電話の殺到により、交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が出来なくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番災害救助活動に関係する国、地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

(4) 災害時の広報

市と協力して、広報車、又はテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、通信網の復旧状況 及び復旧見込みを市民に周知する。

第6 液化石油ガスの供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対するLPガス等の供給又はあっせんについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又はあっせんは、市長が実施する。

2 LPガス等の供給等

市において、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して 県に調達のあっせんを要請する。

- (1) 必要なLPガスの量
- (2) 必要な器具の種類及び個数
- (3) 供給期間
- (4) 供給地

第25節 交通施設災害応急対策計画

所管部署:技術班、庶務班

本計画では、災害時の災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策について定める。

第1 実施責任者

道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、また道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、道路管理者により交通規制を行う。

区分	実 施 者	範囲
	道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認
		められる場合
		2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
交	公安委員会	1 災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資等
通	警察署長	の緊急輸送等を確保するため必要があると認められる場合(基本
規	警察官	法第76条)
制		2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るた
		め必要があると認める場合(道路交通法第6条第1)
		3 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通
		の危険が生じ又はそのおそれがある場合(道路交通法第6条第4)

措置命令

災害派遣を命ぜ られた自衛官・ 消防職員 警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合(当該措置をとった場合には、所轄の筑後警察署長に報告しなければならない。)

第2 実施要領

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、次の措置をとる。

1 緊急輸送確保のための交通規制

- (1) 混乱している交差点、主要道路等の近くに公園、空地その他車両の収容可能な場所があるときは、道路上の車両をできるだけそこへ収容し、車道をあけるようにする。
- (2) 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通 規制の指示に従うよう協力を求める等の広報を実施する。
- (3) 市民に対しては、家具等を車道又は支障になる場所に持ち出させないように広報を実施する。
- (4) 避難誘導道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。
- (5) 自動車を用いて避難する者が予想されるので、自動車による避難の自粛を求める。

2 災害地周辺における交通規制

- (1) 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の 車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする 秩序の維持を図る。
- (2) 交通の障害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した 道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。
- (3) 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。

3 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め車種別通行止め等の交通規制をした場合、道路被害に 関する情報を次の手段により周知する。

- (1) 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標識板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて市民に周知徹底を図る。
- (2) 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による 伝達等及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図る。

4 規則の標識等

規制を行ったとき、その実施者は(1)による標識を立てる。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは(2)の方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとる。

(1) 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置する。

(2) 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- ア 禁止制限の対象
- イ 規制する区間
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由

(3) 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努める。

第3 報告等

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行う。ただし、緊急を要する場合であらか じめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- 1 禁止制限の種別と対象
- 2 規制する区間
- 3 規制する期間
- 4 規制する理由
- 5 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

第4 緊急通行車両の確認申請

1 通行禁止又は制限と通行車両の確認手続

災害対策法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令(昭和37年政令第288号)第33条の規定に基づく知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理局又は警察本部及び筑後警察署において実施する。

2 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。市においても

市有自動車については事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けておく。

第5 道路の応急復旧

- 1 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施し得るよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報する。
- 2 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ 緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派 遣を依頼する。

第26節 二次災害防止計画

所管部署:技術班、消防班

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、 爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれ がある。これらの被害を最小限に止めるため、県防災計画事故対策編第5編危険物対策編の規定に 基づき、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要 な対策を講ずる。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

市、県及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止することとする。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者(コンサルタント、市・県職員のOB等)、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度**を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

市は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

※ アドバイザー制度

(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱 し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第27節 農業災害応急対策計画

所管部署:農林班

市の農業経営に被害を及ぼす災害は、地形的環境と気象条件による水害、風害、干害、冷害等であり、これらの災害から農畜産物を防護するため、市、県及び関係機関は農業者が次の対策を講ずるよう指導、援助にあたる。

第1 農作物の災害対策

1 水稲の対策

- (1) 薬剤散布により、病害虫の発生を防除する。
- (2) 風害対策としては、出穂期の計画的栽培、台風時における浸水による機械的な損傷の軽減、台風後の病虫害予防のための薬剤を撤布する。
- (3) 病害虫が異常発生した場合は、県に備蓄農薬の払下げを申請し、共同防除により実施する。
- (4) その他対策として、気象情報に留意し、災害の種類に応じた措置を講ずる。

2 果樹・茶の対策

- (1) 園に草等を敷き、灌水を行い乾燥を防ぐ。
- (2) 園の整備を図り、排水に努める。
- (3) 防風柵、防風垣を設置する。
- (4) 枝葉の損傷が甚だしく樹勢が衰弱しているときは、速効性窒素質肥料を追肥する。
- (5) 早期に薬剤を撤布し、病虫害の防除に努める。
- (6) 表土流失により根部が露出したときは、早急に土寄せする。
- (7) 埋没・流失したもので回復の見込みのあるものは、早急に肥沃地に仮植する。
- (8) 土壌の浸蝕を防止するための措置を講ずる。

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 復旧・復興の基本方針

第1節 基本方針

大規模な災害により、市内の広い範囲が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、市の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、市の復旧・復興計画を速やかに作成する必要が出てくる。

本計画においては、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、「防災まちづくり」を実施するために、災害復旧・復興計画では、現在の住民のみならず、 将来の住民のためという理念の下に、「筑後市総合計画」と連動して、まちづくりを進めていく。

第2章 災害復旧事業の推進

第1節 復旧事業計画

所管部署:災害対策本部

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に 当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行 う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う、又は支援する。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携の下に迅速かつ適切な復旧事業を施行する。また、復旧事業が必要な施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2 農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づき、関係機関との総合的連携の 下、迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、災害復日 事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復 旧を図る。 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化及び防災施設の設置等を図る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要がある場合は、国・県その他関係機関の融資を活用する。
- 2 再度災害発生を防止するため、設置場所・構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営事業所災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的・社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が国民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下「激 甚法」という。)は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合における 国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定してい る。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。 したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚 災害指定基準」(昭和37年12月7日中央防災会議決定)又は「局地激甚災害指定基準」(昭和43年 11月22日中央防災会議決定)によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

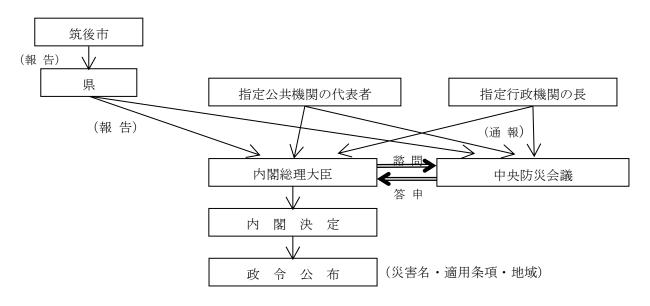
第2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域内に災害が発生した場合には、基本法第53条第1の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に 大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の 指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密し、早期指定の促進を図る。

■激甚災害指定手続のフロー



第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、 地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人 心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとす る。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための 仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケ ア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図る。

市及び県は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に 努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、 体制の整備等を図るよう努めるとともに、市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない 規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、 必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第1節 罹災証明書の発行

所管部署:防災安全課、調查班

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、 住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を 証明する罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の整備

所管部署:防災安全課、福祉課、高齢者支援課

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳(以下、「被災者台帳」という。)を作成することができる。

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 男女の別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する理由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 罹災証明書の交付状況
- 11 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合には、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 市長は、被災者台帳の作成のため必要であると認めるときは、関係地方公共団体の長その他 の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下「台帳情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

第4 台帳情報の提供

- 1 市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、被災者台帳に記載し、又は記録された 情報(以下「台帳情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的の ために提供することができる。
 - (1) 本人(台帳情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被 災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1 の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- 3 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

所管部署:税務課、健康づくり課、福祉課

- 1 市は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等に より被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第4節 女性のための相談

所管部署:男女共同参画推進室

市は、避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第5節 雇用機会の確保

所管部署:商工観光課

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業あっせんについて、福岡労働局及び県に対する 要請措置等必要な計画を作成しておく。
- 2 福岡労働局と県(労働政策課)は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとと もに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請 し、労働者の雇用の安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。
- (1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

- ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。
- イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受 講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分等

所管部署:福祉課

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受入 体制を確立するとともに、被災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援品を提 供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の募集

県及び市は、災害の状況によっては義援金品の募集の広報を行うものとし、募集については、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ)等報道機関に協力を求めるとともに、立て看板、ポスターの掲示及び各種関係団体を通じ、広く呼びかける。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 個人からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品並びに古着及び保存性のない物品等は送らないでほしい旨の報道を依頼する。
- 2 義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、食糧、生活物資の供給計画との整合を 図り、時機を逸することなく募集を行うものとし、適切な品目及び数量を確保することができる 企業からの援助を積極的に受入れる。

第2 市民、企業等の義援品の提供

市民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、 品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分・配送に十分配慮した方法とす るよう努める。

第3 義援金品の受付

1 市

市に委託された義援金品については、福祉課が受付ける。

2 県

県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、福祉労働部において 受付ける。

3 日本赤十字社(福岡県支部)

県民及び他都道府県民からの義援金品で、日本赤十字社福岡県支部に寄託されるものについて は、支部事務局又は各地区において受付ける。(日本赤十字社福岡県支部で受入れ、取り扱うのは義 援金のみ。)

4 福岡県共同募金会

県民及び他都道府県民からの義援金品で、福岡県共同募金会に寄託されるものについては、事務 局又は各支部において受付ける。(福岡県共同募金会で受入れ、取り扱うのは義援金のみ。)

第4 義援金品の配分及び輸送

1 義援金品の配分

県、市、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品は、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、罹災者に配分する。

2 配分基準等

県、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会に寄託された義援金品について、次の基準により義援金品配分委員会を開催の上決定する。ただし、義援金品配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象

ア 義援金

死者(行方不明で死者と認められる者を含む。)及び重傷者並びに全壊全焼流失世帯、半壊半焼世帯、一部損壊世帯及び床上浸水世帯の発生した市町村

イ 義援品

救助法が適用され、避難所を開設している市町村

(2) 配分基準(配分比)

ア 義援金(※一部損壊世帯を1とする。)

	配分比	
人的被害	死者・行方不明者	1 0
(3区分)	重傷者(3ヵ月以上の治療を要する見込みの者)	5
	重傷者(1ヵ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者)	3
住家被害	全壊世帯 (50%~)	1 0
(6区分)	大規模半壊世帯 (40~50%)	8
	中規模半壊世帯 (30~40%)	6
	半壊世帯 (20~30%)	4
	準半壊世帯 (10~20%)	2
	一部損壊世帯(~10%)	1

[・]第1次配分において未受領又は配分残額が生じた場合は、第2次配分に合算して配分する。 また、第2次配分は第1次配分の受領者を対象として配分する。

イ 義援品

避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、また、個人へ配分するものではないことから、義援 金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

(3) 配分の方法

災対本部が設置されているときは県輸送班が、災対本部が設置されていないときは県福祉総務 課が、対象市町村へ輸送する。

物資等の輸送・保管に関しては、あらかじめ救援物資の収集・配達の標準化を行い、民間企業 やボランティア団体等と協定を締結するなど、一貫して管理できる体制を構築できるようあらか じめ検討を行う。

(4) 義援金品配分委員会の構成

義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって 構成する。

■筑後市災害義援金配分検討委員会

副市長	総務部長	市民生活部長
福祉課長	防災安全課長	

第5 義援品保管場所

1 市

義援品の保管場所については、義捐品の態様に応じてあらかじめ確保しておく。

2 県

寄託義援品を直ちに罹災者に配分することが困難な場合の一時保管場所として、県の庁舎内等の 適切な場所を確保する。

3 日本赤十字社(福岡県支部)

寄託義援品の一時保管場所として日本赤十字社福岡県支部の倉庫等を確保するものとし、なお不 足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

4 福岡県共同募金会

寄託義援金品の一時保管場所として福岡県共同募金会の倉庫等を確保する。 なお、不足するときは、県に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

第7節 生活資金の確保

所管部署:福祉課

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財等が損壊するなど痛 手を被ることが予想される。

本計画では、被災者の生活確保に関する各種措置を講ずることにより、市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図ることを定める。

第1 被災者生活再建支援金の支給

県は、「被災者生活再建支援法」に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、次の基準に該当する自然災害の被災者に対して、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 適用基準

- (1) 対象となる自然災害
 - ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規 定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
 - ウ 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
 - エ 県内でアまたはイに規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村 (人口10万人未満に限る。)
 - オ アまたはイに規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接 し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
 - カ アまたはイに規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、
 - ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
 - ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯 (大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に当該住宅に居住することが困難である世帯(中規模半壊世帯)

2 支給金額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1 人の場合は、各欄の支給額の金額の3/4の額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
	(2)アに該当	(2)イに該当	(2)ウに該当	(2)エに該当
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	全壊~大規模半壊 (2)ア~エに該当	200 万円	100 万円	50 万円
	中規模半壊(2)オに該当	100 万円	50 万円	25 万円

- ※ 一旦住宅を賃借した後、自らの居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、
- ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合
 - ・全壊~大規模半壊世帯は、合計200(又は100)万円
 - ・中規模半壊世帯は、合計100(又は50)万円

3 支給手続き

(1) 申請期間

基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生 日から起算して37月以内とする。

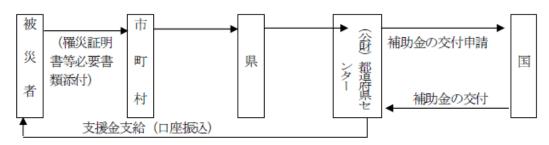
(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金:罹災証明書、住民票等

イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等)等の写し

(3) 支援金支給に係る手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

第2 福岡県被災者生活再建支援金

県内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない市 町村の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第3 生活福祉資金の貸付け

災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害 援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に 必要となる経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

第4 災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市が条例の定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を貸し付ける。

第8節 郵政事業の特例措置

災害救助法の適用があった場合において、郵便事業株式会社九州支社長又は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の支店において、被 災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便事業株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

支店長は、郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第9節 租税の徴収猶予、減免等

被災した納税義務者に対する租税期限の延長、徴収の猶予及び減免の措置は、次のとおりである。

第1 市

所管部署:税務課、市民課、高齢者支援課

1 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)、又は災害による市税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずる。

2 国民健康保険税

市は、条例に基づき被災した国民健康保険税の納税義務者に対し、国民健康保険税の減免等の措置を講ずる。

3 介護保険料

市は、条例に基づき被災した介護保険料の納付義務者に対し、介護保険料の減免措置を講ずる。

4 その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、市民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずる。

第2県

被災した納税義務者等に対し地方税法又は福岡県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入する ことができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該 期限を延長する。

ア 災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。

ア 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

イ 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、 被災の状況に応じて減免する。

ウ 自動車税 (種別割)

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

工 軽油引取税

徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引 取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

才 産業廃棄物税

徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業 廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除す る。また、災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除す る。

カ 宿泊税

徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

第3 国

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

- 1 申告等の期限の延長
- 2 徴収猶予
- (1) 納期限未到来の場合の徴収猶予
- (2) 通常の場合の徴収猶予
- (3) 災害減免法に基づく徴収猶予等
- 3 減免措置

第10節 災害弔慰金等の支給等

所管部署:福祉課

市は条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

1 災害弔慰金の支給

【災害弔慰金等一覧】

【災害	弔慰金等一覧】			
災害弔慰金	対象災害 (自然災害)	 ●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上減失した市町村の数が3以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 		
	支給額	 生計維持者 その他の者 	500 万円 250 万円	
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	
災害障害見舞金	対象災害 (自然災害)	 ●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上減失した市町村の数が3以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害 		
	支給額	1 生計維持者 2 その他の者	250 万円 125 万円	
	障害の程度	 両目が失明したもの 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 		

- 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の 程度が前各号と同程度以上と認められるもの

2 罹災証明の交付体制の確立

市は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に 罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

第11節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

人権・同和教育課

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、広報誌やホームページへの掲載などにより、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

第4章 経済復興の支援

管部署:商工観光課、農政課、福祉課

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等 について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第1節 金融措置

大規模災害等の発生は、地域の産業、市民に大きな被害を与え、社会生活、経済活動に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

被災地での早期の復旧復興に当たっては、通貨の円滑な供給、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営の金融対策が必要となる。

第1 融資計画

1 市、県、関係機関

(1) 災害援助資金

市は条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり3 50万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれの市に、無利子で貸付けることとなっている。

対象災害	自然災害…都道府県内において災害救助済 の災害	生が適用された市町村が1以上ある場合	
貸付限度額	1 世帯主の1か月以上の負傷 15 2 家財等の損害	50 万円	
	ア 家財の 1/3 以上の損害 15	50 万円	
	イ 住居の半壊 17	70 万円	
	ウ 住居の全壊 25	50 万円	
	エ 住居の全体が滅失又は流出 35	50 万円	
	3 1と2が重複した場合		
	ア 1と2のアの重複 25	50 万円	
	イ 1と2のイの重複 27	70 万円	
	ウ 1と2のウの重複 35	50 万円	
	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際		
	し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		
	ア 2のイの場合 25	50 万円	

	イ 2のウの場合 ウ 3のイの場合		350 万円 350 万円	
貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)		
		1人	220 万円	
		2人	430 万円	
		3人	620 万円	
		4人	730 万円	
		5人以上	一人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270 プ とする		
	利 率	年3%以内で条例で定める率 (据置期間は無利子)		
	据置期間	期限 10年 (据置期間を含む)		
	償還期限			
	償還方法			
根拠法令	災害弔慰金の支	の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)		

(2) 中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

ア 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震 災の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者。

イ 申込場所

- (7) 各商工会議所、商工会
- (1) 県中小企業団体中央会(組合関係)
- (ウ) 指定金融機関

(3) 農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

- ア 天災資金 [経営資金] (農協等)
- イ 天災資金 [事業資金] (中金) (信連)
- ウ 農業基盤整備資金(公庫)
- 工 主務大臣指定災害 (公庫) 復旧資金 [施設資金]
- 才 林業基盤整備資金(公庫)
- カ 共同利用施設災害(公庫)[復旧資金]

- キ 農林漁業セーフティネット資金 (公庫) 〔災害資金〕
- ク 農林漁業災害対策資金・特別資金(公庫)・経営安定資金(農協等)
- ※ 中金=農林中央金庫
- ※ 信連=信用漁業協同組合連合会
- ※ 公庫=日本政策金融公庫

2 政府系金融機関

- (1) 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。
- (2) 株式会社商工組合中央金庫(国民生活事業) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。
- (3) 株式会社商工組合中央金庫(中小企業振興課) 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の 影響により生じた不足運転資金を使途とする災害復旧資金を貸付ける。

3 被災者に対する広報等

国、県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する とともに、相談窓口等を設置するものとする。

第5章 復興計画

管部署:各部各課

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建 は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模 事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、 より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する ことにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1節 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的 課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、 被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観 点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、 社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、速 やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災 地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分 に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。